



(号外)
発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

官序報告

業規格
(經)

日本産業規格（経済産業省）

公告

○内閣府令第七十四号
警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第二百八十九号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
令和七年八月二十日
警察法施行規則の一部を改正する内閣府令
警察法施行規則（昭和二十九年總理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

第十八条 [略] (犯罪抑止対策室)
第十八条 [同上] (犯罪抑止対策室)

2 犯罪抑止対策室においては、令第十八条 第二号、第三号、第四号、第五号に属する

第二号 第三号 第五号 及て第六号に掲げ
る事務のうち犯罪の発生の抑止に必要な情

報の収集、分析及び提供その他の犯罪を防
止するための事務、同条第十六号から第十
二号までの規定によるもの

九号までに掲げる事務並びに同条第二十号及び第二十一号に掲げる事務（地域警察指令及び地域警察指揮室の所掌による）

導室の所掌に属するものを除く)をつかさどる。導室の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

〔3・4 略〕

(地域警察指導室)

2 地域警察指導室においては、令第十八条
第八号から第十四号までに掲げる事務及び
第八号から第十四号までに掲げる事務及び

第八十九号から第一一〇号に掲げる事務のうち、
同条第二十号に掲げる事務のうち、特殊開鑓
業者に「手形」を出すことを除く。

居製品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）第二十二条に規定する用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十六条に規定する

する犯罪の取締りに関する事務及び令第十
八条第二十一号に掲げる事務のうち特殊開
犯罪の取締りに関する事務をつかさどる。

錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十六条に規定す

（正）全般の行方不明者、暴力團員等に對する取締りに関する事務をつかさどる。

〔3・4 略〕

備考　表中の「」の記載は注記である。

附 則
この府令は、盜難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）附則第
一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。

規則

○公正取引委員会規則第六号
スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）及び関係法令の規定に基づき、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年八月二十日

公正取引委員会委員長 茶谷 栄治

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則の一部を改正する規則

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

前改後正改

第一章 総則（第一条—第九条）	第一章 総則（第一条—第七条）
第二章 指定等手続（第十条—第十三条）	第二章 指定等手続（第八条—第十一條）

	第二章 指定等手続（第八条—第十一條）
第三章 指定事業者の義務	第二章 指定等手続（第十条—第十三條）
第一節 指定事業者の禁止行為（第十四条—第十七条）	
第二節 指定事業者の講すべき措置（第十八条—第三十四条）	
第三節 指定事業者による報告書の提出（第三十五条・第三十六条）	

	第四章
第一節	審查手續一般（第三十七条—第五十三条）
第二節	課徵金納付命令（第五十四条・第五十五条）
第三節	確約手續（第五十六条—第八十四条）
第四節	改善要求（第八十五条・第八十六条）
第五節	勸告（第八十七条・第八十八条）
第六節	排除措置命令書等の送達（第八十九条・第九十条）
第七節	補則（第九十一条—第九十四条）

附則	第五章 補則 (第九十五條)
附則	第三章 補則 (第十二條・第十三條)

(定義) 金子のことを金と呼ぶ。

第一条 この規則において使用する用語であつて、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（以下「法」という。又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令（令和六年政令第三百七十六号。以下「令」という。）において使用する用語と同一のものは、この規則に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。

使用するものとする。

(用語)

第三条 指定等手続（法第二章に規定する手続をいう。以下同じ。）及び調査等手続（法第四章に規定する手続をいう。以下同じ。）においては、日本語を用いる。

2 前項の規定にかかわらず、指定等手続及び調査等手続において公正取引委員会（以下「委員会」という。）に提出する資料が日本語で作成されていないものであるときは、当該資料に日本語の翻訳文を添えなければならない。

3 日本語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。

(文書の作成)

第五条 指定等手続及び調査等手続において作成すべき文書には、次条に定める場合を除き、年月日を記載して署名し、又は記名押印しなければならない。

2 【略】

(署名及び押印の省略)

第六条 指定等手続及び調査等手続において提出すべき文書は、法第十六条第一項第一号に掲げる処分に基づき提出すべき文書を除き、記名をもつて署名又は押印を省略することができる。

2 委員会の職員は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは提出者に対し、前項の文書が真正なものであることを証明する書類の提出の指示その他の方法により、その内容を確認するものとする。

(文書の訂正)

第七条 指定等手続及び調査等手続において文書を作成するには、文字を改変してはならない。

2 文字を加え、削り、又は欄外に記載したときは、これに認印しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるよう字體を残さなければならない。

(代理人の資格の証明等)

2 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

(ウェブページ)

2 【略】

(指定書の送達)

2 【略】

(特定ソフトウェア事業者の届出)

第十一条 法第三条第二項の規定による届出は、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が令

第一条の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものに該当した年度の翌年度の四月末日までに、特定ソフトウェアの種類ごとに、それ

れぞれ様式第一号による届出書を提出してしなければならない。

2 【略】

(指定書の送達)

2 【略】

前項の指定書の謄本の送達に当たっては、法第三条第一項の規定による指定について取消しの訴えを提起することができる場合には、その旨を記載した通知書を添付するものとする。

(特定ソフトウェア事業者の指定の変更又は取消しの申出)

2 【略】

(決定書の送達)

2 【略】

第十一條 第二項の規定は、前項の規定による送達について準用する。

(用語)

第三条 指定等手続（法第二章に規定する手続をいう。以下同じ。）においては、日本語を用いる。

2 前項の規定にかかわらず、指定等手続において公正取引委員会（以下「委員会」という。）に提出する資料が日本語で作成されていないものであるときは、当該資料に日本語の翻訳文を添えなければならない。

(文書の作成)

第五条 指定等手続において作成すべき文書には、特別の定めのある場合を除いて、年月日を記載して署名し、又は記名押印しなければならない。

2 【略】

(文書の訂正)

2 【略】

(条を加える。)

第六条 指定等手続において文書を作成するには、文字を改変してはならない。文字を加え、削り、又は欄外に記載したときは、これに認印しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるよう字體を残さなければならない。

2 【略】

(文書の訂正)

2 【略】

(ウェブページ)

2 【略】

(指定書の送達)

2 【略】

(特定ソフトウェア事業者の届出)

第八条 法第三条第二項の規定による届出は、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が令

本則の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものに該当した年度の翌年度の四月末日までに、特定ソフトウェアの種類ごとに、それ

ぞれ様式第一号による届出書を提出してしなければならない。

2 【略】

(指定書の送達)

2 【略】

(特定ソフトウェア事業者の指定の変更又は取消しの申出)

2 【略】

(決定書の送達)

2 【略】

(項を加える。)

第三章 指定事業者の義務

第一節 指定事業者の禁止行為

(法第五条第一号に規定するデータ)

第十四条

法第五条第一号の公正取引委員会規則で定めるデータは、他の個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアに関する次に掲げるデータ(これらのデータを加工して、又は他のデータと組み合わせて生成したデータを含む。次条及び第十六条において同じ。)とする。

- 一 当該個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に係るデータ(当該スマートフォンの利用者によって当該個別ソフトウェアの利用を伴わずに提供されたものを除く。)
- 二 スマートフォンの利用者が当該個別ソフトウェアを利用する際に生成された又は提供されたデータ(前号に該当するデータを除く。)
- 三 当該個別ソフトウェアの内容及び仕様に係るデータ

(法第五条第二号に規定するデータ)

第十五条

法第五条第二号の公正取引委員会規則で定めるデータは、他の個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアに関する次に掲げるデータとする。

- 一 当該個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に係るデータ(当該スマートフォンの利用者によって当該個別ソフトウェアの利用を伴わずに提供されたものを除く。)
- 二 スマートフォンの利用者が当該個別ソフトウェアを利用する際に生成された又は提供されたデータ(前号に該当するデータを除く。)
- 三 当該個別ソフトウェアの内容及び仕様に係るデータ

(法第五条第三号に規定するデータ)

第十六条

法第五条第三号の公正取引委員会規則で定めるデータは、他のウェブサイト事業者が提示するウェブページに関する次に掲げるデータとする。

- 一 当該ウェブページを閲覧するスマートフォンの利用者に係るデータ(当該スマートフォンの利用者によって当該ウェブページの閲覧を伴わずに提供されたものを除く。)
- 二 スマートフォンの利用者が当該ウェブページを閲覧する際に生成された又は提供されたデータ(前号に該当するデータを除く。)
- 三 当該ウェブページの内容及び仕様に係るデータ

(本個別ソフトウェアを経由して関連ウェブページ等を閲覧できる機能)

第十七条

法第八条第二号イの公正取引委員会規則で定める機能は、文字・図形等人の知覚によつて認識することができる情報が表示されたスマートフォンの映像面において当該情報部分を選択することにより、関連ウェブページ等のドメイン名その他の所在に関する情報を取得して当該関連ウェブページ等を閲覧できる機能とする。

第二節 指定事業者の講ずべき措置

(他の事業者へのデータの取得等の条件の開示の方法)

第十八条

指定事業者は、法第十条第一項各号の措置を講ずるときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 他の個別アプリ事業者又は他のウェブサイト事業者にとって明確かつ平易な表現を用いて記載すること。
- 二 他の個別アプリ事業者による当該指定事業者が提供する基本動作ソフトウェア若しくはアプリストアの利用開始前及び利用中又は他のウェブサイト事業者による当該指定事業者が提供するプラウザの利用開始前及び利用中において、いつでも容易に参照可能であること。
- 三 開示する情報が日本語で作成されていないものであるときは、当該情報の翻訳文を付すこと。
ただし、やむを得ず日本語の翻訳文を付すことができないときは、その開示の時に期限を明示して、当該期限までに当該翻訳文を付せば足りる。

〔章を加える。〕

(法第十条第一項第一号に規定するデータ)

第十九条 法第十条第一項第一号の公正取引委員会規則で定めるデータは、第十四条各号に規定するデータとする。

第二十条 法第十条第一項第二号の公正取引委員会規則で定めるデータは、第十五条各号に規定するデータとする。

（法第十条第一項第三号に規定するデータ）

第二十一条 法第十条第一項第三号の公正取引委員会規則で定めるデータは、第十六条各号に規定するデータとする。

（法第十条第二項に規定するデータ）

第二十二条 法第十条第二項の公正取引委員会規則で定めるデータは、次の各号に掲げる特定ソフトウェアの区分に応じ、当該各号に定めるデータとする。

一 基本動作ソフトウェア 第十四条各号及び第二号に規定するデータ

二 アプリストア 第十五条各号及び第二号に規定するデータ

三 ブラウザ 第十六条各号第一号及び第二号に規定するデータ

（スマートフォンの利用者へのデータの取得等の条件の開示の方法）

第二十三条 指定事業者は、法第十条第二項の措置を講ずるときは、次に掲げる方法により行わなければならぬ。

一 スマートフォンの利用者にとって明確かつ平易な表現を用いて、スマートフォンの利用者が指定事業者によるデータの取得及び使用に関する条件を容易に理解できる内容を記載すること。

二 スマートフォンの利用者による当該指定事業者が提供する法第十条第一項各号に掲げる特定ソフトウェアの利用開始前及び利用中において、いつでも容易に参照可能であること。

三 開示する情報が日本語で作成されていないものであるときは、当該情報の日本語の翻訳文を付すこと。ただし、やむを得ず日本語の翻訳文を付すことができないときは、その開示の時に期限を明示して、当該期限までに当該翻訳文を付せば足りる。

（取得したデータの移転に係る措置）

第二十四条 法第十一条の規定により指定事業者が講じなければならない措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 指定に係る特定ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンの利用者（以下この条から第二十七条までにおいて単に「スマートフォンの利用者」という。）がいつでも次条から第二十七条までに規定するデータ（以下この条において「対象データ」という。）の移転を求めることができるようになること。

二 スマートフォンの利用者が簡単な操作により対象データを移転することができるようになること。

三 スマートフォンの利用者が移転を求める対象データを最新の内容に保つとともに、そのフォーマットを一般的に用いられるものにすること。

四 対象データを移転するために要する期間が合理的な範囲を超えないようにすること。

五| 指定事業者が対象データの移転の対価を設定する場合は、当該対価が合理的な範囲を超えないようすること。

六| 対象データの移転について法第七条ただし書に規定するサイバーセキュリティの確保等の観点から暗号化その他の必要な対策を講ずること。

(法第十一條第一号に規定するデータ)

第二十五条 法第十一條第一号の公正取引委員会規則で定めるデータは、次に掲げるデータとする。

- 一| 指定に係る基本動作ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンを用いた電話及びインターネットの利用に係るデータ
- 二| 指定に係る基本動作ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンの設定に係るデータ
- 三| 前二号に掲げるもののほか、スマートフォンの利用者が他の事業者が提供する基本動作ソフトウェアを利用するために有用なデータ

(法第十一條第二号に規定するデータ)

第二十六条 法第十一條第二号の公正取引委員会規則で定めるデータは、次に掲げるデータとする。

- 一| 指定に係るアプリストアを通じてスマートフォンに組み込まれた個別ソフトウェアに係るデータ
- 二| 指定に係るアプリストアを利用するためのスマートフォンの利用者に係るデータ
- 三| 前二号に掲げるもののほか、スマートフォンの利用者が他の事業者が提供するアプリストアを利用するための有用なデータ

(法第十一條第三号に規定するデータ)

第二十七条 法第十一條第三号の公正取引委員会規則で定めるデータは、次に掲げるデータとする。

- 一| 指定に係るブラウザを用いたウェブページの閲覧に係るデータ
- 二| 前号に掲げるもののほか、スマートフォンの利用者が他の事業者が提供するブラウザを利用するために有用なデータ

(標準設定等に係る措置)

第二十八条 法第十二條の規定により指定事業者が講じなければならない同条第一号イの措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一| スマートフォンの映像面に表示され、基本動作ソフトウェアに係る標準設定の対象である個別ソフトウェアについての標準設定を変更することができる画面(以下この項において「操作画面」という)を一箇所に集約することその他のスマートフォンの利用者が操作画面を容易に発見することができるようすること。
- 二| 操作画面において基本動作ソフトウェアに係る標準設定を変更することができる旨の説明を行うこと。
- 三| スマートフォンの利用者が基本動作ソフトウェアに係る標準設定を変更するために必要な最小限度の操作で変更することができるようのこと。

法第十二条の規定により指定事業者が講じなければならない同条第一号口の措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 スマートフォンの映像面に次に掲げる要件を満たす選択画面（令第四条に定める個別ソフトウェアについて、標準設定をすることができる同種の複数の個別ソフトウェアの選択肢等が表示され、標準設定をすることができる画面をいう。以下この項において同じ。）が表示されるようによること。

イ スマートフォンの利用者における選択の機会を確保する観点から客観的かつ合理的な基準に基づき選択された複数の個別ソフトウェアが選択肢として表示されるようによること。

ト ただし、一の選択画面に表示される個別ソフトウェアは、一の事業者につき一の個別ソフトウェアに限るようによること。

ロ 選択画面に表示される選択肢について、当該個別ソフトウェアの名称、標章及び説明が表示されるようによること。

ハ 選択画面に表示される選択肢の表示の順序その他の選択画面の表示が、スマートフォンの利用者の選択を阻害するものでないこと。

二 スマートフォンの利用者による当該スマートフォンの初回起動後速やかに（当該指定事業者に係る指定が行われた日においてスマートフォンの利用者が既に初回起動を行つて）いるスマートフォンについては、当該指定が行われた日から二年以内に）、当該スマートフォンの利用者が選択画面に表示される個別ソフトウェアの選択肢から特定の個別ソフトウェアを選択するようによること。ただし、スマートフォンの利用者が既に他のスマートフォンにおいて選択画面に表示される選択肢から特定の個別ソフトウェアを選択し、かつ、当該利用者の他のスマートフォンにおける当該選択画面の対象となる個別ソフトウェアに係る標準設定が当該利用者のスマートフォンにおける標準設定となる場合はこの限りでない。

三 スマートフォンの利用者が選択画面に表示される選択肢から特定の個別ソフトウェアを選択する前に、スマートフォンの映像面に次に掲げる事項を記載した画面が表示されるようによること。

イ 対象となる個別ソフトウェアの種類

標準設定の意義

ハ 表示される選択画面において、標準設定となる個別ソフトウェアを選択する旨の説明

二 表示される選択画面において選択した個別ソフトウェアに関する標準設定の変更に係る説明

四 前三号に定めるもののほか、スマートフォンの利用者が選択画面における選択による標準設定をすることを阻害しないこと。

三 法第十二条の規定により指定事業者が講じなければならない同条第一号ハの措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 スマートフォンの利用者に対し、追加的に組み込む個別ソフトウェアの名称及び機能の概要を示すこと。

二 スマートフォンの利用者に対し、個別ソフトウェアを追加的に組み込むことによる同意の有無を確認すること。

四 法第十二条の規定により指定事業者が講じなければならない同条第一号ニの措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 スマートフォンの映像面に表示され、当該指定事業者が提供する個別ソフトウェアを消去することができる画面を容易に発見することができるようによること。

二 スマートフォンの利用者が前号の画面において必要最小限度の操作で個別ソフトウェアを消去することができるようによること。

5 | 法第十二条の規定により指定事業者が講じなければならない同条第二号イの措置について
は、第二項の規定を準用する。この場合において、同項各号中「基本動作ソフトウェア」とあ
るものは「プラウザ」と「個別ソフトウェア」とあるのは「役務」と読み替えるものとする。

6 | 法第十二条の規定により指定事業者が講じなければならない同条第二号ロの措置について
は、第二項の規定を準用する。この場合において、同項各号中「令第四条」とあるのは「令第
五条」と「個別ソフトウェア」とあるのは「役務」と読み替えるものとする。

(法第十三条の規定による必要な措置)
第二十九条 法第十三条の規定により指定事業者が講じなければならない措置は、次の各号に掲
げる特定ソフトウェアの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 基本動作ソフトウェア イからホまでに規定する措置

イ 指定に係る基本動作ソフトウェアについて、個別アプリ事業者及びウェブサイト事業者
に対して、その仕様(特定ソフトウェアを利用した事業者の事業活動に相当程度の影響を
与えることその他これに準ずる事情を有するものであつて、かつ、開示する必要があると
認められるものに限り、公開されることによりスマートフォンの利用者の利益を害するお
それがあるものを除く。以下この条から第三十四条までにおいて同じ。)を、個別アプリ事
業者に對して、その利用に係る条件をそれぞれ開示する措置

ロ 指定に係る基本動作ソフトウェアについて、仕様の変更(当該仕様の軽微な変更を除く。
以下この条から第三十四条までにおいて同じ。)をするときは、個別アプリ事業者及びウェ
ブサイト事業者に對して、利用に係る条件の変更をするときは、個別アプリ事業者に對し
て、合理的な期間を確保し、その変更の内容及び理由をそれぞれ開示する措置

ハ 指定に係る基本動作ソフトウェアについて、継続して当該基本動作ソフトウェアを利用
する個別アプリ事業者(指定事業者が当該基本動作ソフトウェアの利用を許容し、継続し
て当該基本動作ソフトウェアを利用する者に限る。以下このハ及び二並びに第三十四条第
一項において同じ。)に対するその利用の全部の拒絶(以下この条及び第三十二条において
「利用の全部拒絶」という。)をするときは、当該個別アプリ事業者に對して、合理的な期
間を確保し、その利用の全部拒絶をする旨及び理由を開示する措置

二 指定に係る基本動作ソフトウェアについて、継続して当該基本動作ソフトウェアを利用
する個別アプリ事業者に對するその利用の一部の拒絶(当該利用の全部拒絶を除く。以下
この条及び第三十三条において「利用の一部拒絶」という。)をするときは、当該個別アプ
リ事業者に對して、その利用の一部拒絶の内容及び理由を開示する措置

ホ アプリストア イからホまでに定める措置に係る苦情の処理その他の体制及び手続を整備する措置
イ 指定に係るアプリストアについて、個別アプリ事業者に對して、その仕様又は利用に係
る条件を開示する措置

ロ 指定に係るアプリストアについて、仕様又は利用に係る条件の変更をするときは、個別
アプリ事業者に對して、合理的な期間を確保し、その変更の内容及び理由を開示する措置

ハ 指定に係るアプリストアについて、継続して当該アプリストアを利用する個別アプリ事
業者に對するその利用の全部拒絶をするときは、当該個別アプリ事業者に對して、合理的
な期間を確保し、その利用の全部拒絶をする旨及び理由を開示する措置

二 指定に係るアプリストアについて、継続して当該アプリストアを利用する個別アプリ事
業者に對するその利用の一部拒絶をするときは、当該個別アプリ事業者に對して、その利
用の一部拒絶の内容及び理由を開示する措置

ホ イから二までに定める措置に係る苦情の処理その他の体制及び手続を整備する措置

<p>三 ブラウザ イからハまでに規定する措置</p> <p> イ 指定に係るブラウザについて、ウェブサイト事業者に対して、その仕様を開示する措置</p> <p> ロ 指定に係るブラウザについて、仕様の変更をするときは、ウェブサイト事業者に対して、合理的な期間を確保し、その変更の内容及び理由を開示する措置</p> <p> ハ イ及びロに定める措置に係るウェブサイト事業者の意見の考慮その他の体制及び手続を整備する措置</p>
<p> (仕様又は利用に係る条件の開示)</p>
<p>第三十条 指定事業者は、前条各号イの措置を講ずるときは、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 前条各号イに定める事業者にとって明確かつ平易な表現を用いて記載すること。</p> <p>二 前条各号イに定める事業者が指定に係る特定ソフトウェアの利用開始前及び利用中において、いつでも容易に参照可能であること。</p>
<p>三 開示する情報（国内において日本語の翻訳が想定されないプログラムその他の仕様に係る情報を除く）が日本語で作成されていないものであるときは、当該情報の日本語の翻訳文を付すこと。ただし、やむを得ず日本語の翻訳文を付すことができないときは、その開示の時に期限を明示して、当該期限までに当該翻訳文を付せば足りる。</p>
<p>2 指定事業者は、前条第一号イ又は第二号イの措置を講ずるときは、次の各号に掲げる特定ソフトウェアの区分に応じ、当該各号に定める事項を含めて開示しなければならない。</p>
<p>一 基本動作ソフトウェア イからハまでに定める事項</p> <p> イ 個別アプリ事業者による指定に係る基本動作ソフトウェアの利用を拒絶することがある場合における拒絶するかどうかを判断するための基準</p> <p> ロ 個別アプリ事業者による指定に係る基本動作ソフトウェアの利用に併せて個別アプリ事業者に対して自己の指定する商品を購入すること又は自己の指定する他の業務の有償の提供を受けることを要請する場合におけるその内容及び理由</p>
<p> ハ 指定に係る基本動作ソフトウェアを利用して個別アプリ事業者により個別ソフトウェアを通じて提供される商品又は役務の提供に関する条件（基本動作ソフトウェアにより制御される音声を出力する機能その他のスマートフォンの動作に係る機能を個別ソフトウェアの提供を利用する場合における当該機能の利用に係る条件を除く。以下このハにおいて同じ。）が、当該基本動作ソフトウェアを利用して指定事業者により個別ソフトウェアを通じて提供される商品又は役務の提供に関する条件と異なる場合におけるその内容及び理由</p>
<p> 二 関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第八項に規定する関係会社をいう。以下この二及び次号ニにおいて同じ。）が個別アプリ事業者である場合であつて、指定に係る基本動作ソフトウェアの利用に係る条件（基本動作ソフトウェアにより制御される音声を出力する機能その他のスマートフォンの動作に係る機能を個別ソフトウェアの提供を利用する場合における当該機能の利用に係る条件を除く。）が当該関係会社に対するものと当該関係会社以外の個別アプリ事業者に対するものと異なる場合におけるその内容及び理由</p>
<p> ホ 他の事業者が指定に係る基本動作ソフトウェアを通じてアプリストアを提供することを拒絶するがある場合における拒絶するかどうかを判断するための基準（イに定める事項を除く。）</p>
<p> ハ 他の事業者が指定に係る基本動作ソフトウェアにより制御される音声を出力する機能その他のスマートフォンの動作に係る機能を個別ソフトウェアの提供を利用するることを拒絶するがある場合における拒絶するかどうかを判断するための基準（イに定める事項を除く。）</p>

			二 アプリストア イからリまでに定める事項
イ	個別アプリ事業者による指定に係るアプリストアの利用を拒絶するがある場合における拒絶するかどうかを判断するための基準		
ロ	個別アプリ事業者による指定に係るアプリストアの利用に併せて個別アプリ事業者に対して自己の指定する商品を購入すること又は自己の指定する他の役務の有償の提供を受けることを要請する場合におけるその内容及び理由		
ハ	指定に係るアプリストアを利用して個別アプリ事業者により提供される商品又は役務の提供に関する条件が、当該アプリストアを利用して指定事業者によりスマートフォンの利用者に対して提供される商品又は役務の提供に関する条件と異なる場合におけるその内容及び理由		
二	関係会社が個別アプリ事業者である場合であつて、指定に係るアプリストアの利用に係る条件が当該関係会社に対するものと当該関係会社以外の個別アプリ事業者に対するものと異なる場合におけるその内容及び理由		
ホ	個別アプリ事業者が指定に係るアプリストアを利用して提供しようとする商品又は役務の提供価格その他の商品又は役務の提供に係る条件について、当該アプリストア以外の提供経路におけるものと同等又は有利なものを付すことを求める場合におけるその内容及び理由		
ヘ	指定に係るアプリストアに係る事業において、スマートフォンの利用者が検索により求められる商品又は役務に係る情報その他の商品又は役務に係る情報に順位を付して表示する場合における当該順位を決定するために用いられる主要な事項（個別アプリ事業者からの当該指定事業者に対する広告宣伝の費用その他の金銭の支払が、当該順位に影響を及ぼす可能性がある場合には、その旨を含む。）		
ト	指定に係るアプリストアに係る事業において、スマートフォンの利用者を誘引するために特定の商品又は役務の情報を強調して表示する場合における当該表示を決定するために用いられる主要な事項（個別アプリ事業者からの当該指定事業者に対する広告宣伝の費用その他の金銭の支払が、当該表示に影響を及ぼす可能性がある場合には、その旨を含み、ヘに掲げる事項は除く。）		
チ	個別アプリ事業者が提供した商品の返品又は商品若しくは役務の代金の全部若しくは一部の返金その他の補償を当該個別アプリ事業者の負担において行う場合におけるその内容及び条件		
リ	個別アプリ事業者に対し、当該個別アプリ事業者が提供した商品又は役務の対価として指定事業者が支払うべき金額の全部又は一部の支払を留保する場合におけるその内容及び条件		
	（仕様等の変更に係る開示等）		
第三十一条	指定事業者は、第二十九条各号口の措置を講ずるときは、次に掲げる方法により行わなければならない。		
一	第二十九条各号口に定める事業者にとつて明確かつ平易な表現を用いて記載すること。		
二	第二十九条各号口に定める事業者から求めがあるときは、遅滞なく同条各号口に規定する変更の内容及び理由について日本語で翻訳した内容を開示すること。ただし、国内において日本語の翻訳が想定されないプログラムその他の仕様に係る情報については、この限りでない。		

三| 次に掲げる場合の区分に応じ、当該又は口に定める日までに開示すること。ただし、口
について、個別アプリ事業者の同意がある場合は、この限りでない。

イ| 仕様の変更の場合 当該変更の内容に応じた合理的な日数を確保した日

ロ| 利用に係る条件の変更の場合 当該変更をする日の十五日前の日（個別アプリ事業者が

当該変更により生じる作業又は調整のために十五日より長い日数を要すると見込まれるもの

のについては、当該作業又は調整のために要すると見込まれる合理的な日数を確保した日）

第一項第三号の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、指定事業者は、遅滞なく第

二十九条各号口に規定する変更の内容及び理由を開示しなければならない。

一| 指定に係る特定ソフトウェアの利用に係る条件の変更の内容が極めて軽微な場合

二| 法令等（法令又は法令に基づく行政の処分若しくは要請をいう。次条及び第三十三条において同じ。）により、指定に係る特定ソフトウェアの仕様又は利用に係る条件の変更（以下この項において「仕様等の変更」という。）をし、かつ、速やかに当該仕様等の変更をする必要があると認められる場合

三| 法第七条ただし書に規定するサイバーセキュリティの確保等のため、又は詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為若しくは公の秩序若しくは善良の風俗に反することが明らかな行為に対応するため、速やかに指定に係る特定ソフトウェアの仕様等の変更をする必要があると認められる場合

（利用の全部拒絶に係る開示等）

第三十二条 指定事業者は、第二十九条第一号ハ又は同条第二号ハの措置を講ずるときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

一| 第二十九条第一号ハ又は同条第二号ハに定める事業者にとって明確かつ平易な表現を用いて記載すること。

二| 第二十九条第一号ハ又は同条第二号ハに定める事業者から求めがあるときは、遅滞なく同条第二号ハ又は同条第二号ハに規定する利用の全部拒絶をする旨及び理由について日本語で翻訳した内容を開示すること。

三| 指定に係る特定ソフトウェアの継続した利用の全部拒絶をする日の三十日前の日までに開示すること。

2| 第二十九条第一号ハ、同条第二号ハ及び前項第三号の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、指定事業者は、第一号及び第二号の場合は遅滞なく利用の全部拒絶をする旨、第三号の場合は指定に係る特定ソフトウェアの利用の全部拒絶をする日の三十日前の日までに利用の全部拒絶をする旨、第四号及び第五号の場合は遅滞なく利用の全部拒絶をする旨及び理由を開示しなければならない。

一| 指定に係る特定ソフトウェアの利用の全部拒絶の相手方である第二十九条第一号ハ又は同条第二号ハに定める事業者が反復して利用に係る条件に違反する行為をし、かつ、当該行為により当該特定ソフトウェアに係る事業の運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

二| 指定に係る特定ソフトウェアの利用の全部拒絶の相手方である第二十九条第一号ハ又は同条第二号ハに定める事業者が次に掲げる者に該当するおそれがあると認められる場合

イ| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者

（以下この号及び次条第二項第二号において「暴力団員等」という。）

口 法人であつて、その役員又は使用人のうちに暴力団員等があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

三| 前号に掲げる場合のほか、法令等により、指定に係る特定ソフトウェアの利用の全部拒絶をし、かつ、その理由を開示することにより、指定事業者、スマートフォンの利用者その他者の正当な利益を害するおそれがあると認められる場合

四| 第二号に掲げる場合のほか、法令等により、指定に係る特定ソフトウェアの利用の全部拒絶をし、かつ、速やかに当該利用の全部拒絶をする必要があると認められる場合

五| 法第七条ただし書に規定するサイバーセキュリティの確保等のため、又は詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為若しくは公の秩序若しくは善良の風俗に反することが明らかな行為に対応するため、速やかに指定に係る特定ソフトウェアの利用の全部拒絶をする必要があると認められる場合

(利用の一部拒絶に係る開示等)

第三十三条 指定事業者は、第二十九条第一号ニ又は同条第二号ニの措置を講ずるときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

一| 第二十九条第一号ニ又は同条第二号ニに定める事業者にとつて明確かつ平易な表現を用いて記載すること。

二| 第二十九条第一号ニ又は同条第二号ニに定める事業者から求めがあるときは、遅滞なく同条第一号ニ又は同条第二号ニに規定する利用の一部拒絶の内容及び理由について日本語で翻訳した内容を開示すること。

三| 指定に係る特定ソフトウェアの継続した利用の一部拒絶をする時までに開示すること。

2| 第二十九条第一号ニ又は同条第二号ニ及び前項第三号の規定にかかるわらず、次に掲げる場合においては、指定事業者は、第一号及び第二号の場合は遅滞なく利用の一部拒絶の内容、第三号の場合は指定に係る特定ソフトウェアの利用の一部拒絶をする時までに利用の一部拒絶の内容、第四号及び第五号の場合は遅滞なく利用の一部拒絶の内容及び理由を開示しなければならない。

一| 指定に係る特定ソフトウェアの利用の一部拒絶の相手方である第二十九条第一号ニ又は同条第二号ニに定める事業者が反復して利用に係る条件に違反する行為をし、かつ、当該行為により当該特定ソフトウェアに係る事業の運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

合|

二| 指定に係る特定ソフトウェアの利用の一部拒絶の相手方である第二十九条第一号ニ又は同条第二号ニに定める事業者が次に掲げる者に該当するおそれがあると認められる場合

合|

一| 法人であつて、その役員又は使用人のうちに暴力団員等があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

三| 前号に掲げる場合のほか、法令等により、指定に係る特定ソフトウェアの利用の一部拒絶をし、かつ、その理由を開示することにより、指定事業者、スマートフォンの利用者その他者の正当な利益を害するおそれがあると認められる場合

四 第二号に掲げる場合のほか、法令等により、指定に係る特定ソフトウェアの利用の一部拒絶をし、かつ、速やかに当該利用の一部拒絶をする必要があると認められる場合

五 法第七条ただし書に規定するサイバーセキュリティの確保等のため、又は詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為若しくは公の秩序若しくは善良の風俗に反することが明らかな行為に対応するため、速やかに指定に係る特定ソフトウェアの利用の一部拒絶をする必要があると認められる場合

(仕様等の変更等に対応するための体制及び手続の整備)

第三十四条 指定事業者は、第二十九条第一号ホの措置を講ずるときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 指定に係る基本動作ソフトウェアについての仕様等の変更等（仕様の設定若しくは変更、利用に係る条件の設定若しくは変更又は利用の拒絶をいう。以下この条において同じ。）が公正に行われることを確保するために必要な体制及び手続を整備すること。

二 個別アプリ事業者からの指定に係る基本動作ソフトウェアについての仕様等の変更等に係る苦情の処理及び指定事業者と個別アプリ事業者との間の仕様等の変更等に係る紛争の解決のためのための体制及び手続を整備すること。

三 指定事業者が個別アプリ事業者その他の関係者と緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行う者を選任すること。

四 前各号に掲げるもののほか、指定事業者が個別アプリ事業者の意見その他の事情を十分に考慮するために必要な措置を講ずること。

二 指定事業者は、第二十九条第二号ホの措置を講ずるときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 指定に係るアリストアについての仕様等の変更等が公正に行われることを確保するために必要な体制及び手続を整備すること。

二 個別アプリ事業者からの指定に係るアリストアについての仕様等の変更等に係る苦情の処理及び指定事業者と個別アプリ事業者との間の仕様等の変更等に係る紛争の解決のために必要な体制及び手続を整備すること。

三 指定事業者が個別アプリ事業者その他の関係者と緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行う者を選任すること。

四 前各号に掲げるもののほか、指定事業者が個別アプリ事業者の意見その他の事情を十分に考慮するために必要な措置を講ずること。

三 指定事業者は、第二十九条第三号ハの措置を講ずるときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 指定に係るプラウザについての仕様の設定又は変更が公正に行われることを確保するためには必要な体制及び手續を整備すること。

二 前号に掲げるもののほか、仕様の設定又は変更をするときは、指定事業者がウェブサイト事業者の意見その他の事情を十分に考慮するために必要な措置を講ずること。

二 第三節 指定事業者による報告書の提出

(指定事業者による報告書の提出)

第三十五条 法第十四条第一項の規定による報告書は、様式第三号により作成して、年度の末日又は法第三条第一項の規定による指定を受けた日から二月以内に提出しなければならない。

二 前項の報告書には、次条に規定する事項を示す資料を添付しなければならない。

(報告書の記載事項)

第三十六条 法第十四条第一項第一号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含まなければならぬ。

- 一 特定ソフトウェアの提供等に係る規約その他の利用に係る条件の内容
- 二 前号の規約その他の利用に係る条件の内容について、前回提出した法第十四条に規定する報告書に記載された内容からの変更（当該利用に係る条件の軽微な変更を除く。）箇所及び当該変更の趣旨の説明
- 三 特定ソフトウェア（検索エンジンを除く。）に係る仕様（特定ソフトウェアを利用した事業者の事業活動に相当程度の影響を与えるものに限る。）の内容
- 四 前号の仕様について、前回提出した法第十四条に規定する報告書に記載された内容からの変更（当該仕様の軽微な変更を除く。）箇所及び当該変更の趣旨の説明
- 五 法第十四条第一項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含まなければならない。
- 一 法第五条から第十三条までの規定を遵守するために講じた措置の内容（当該措置が法の規定を遵守するものであるとの説明（スマートフォンの表示画面その他の画像を用いた説明を含む）、当該措置を実施した時期、措置の対象となる商品又は役務及び端末の範囲、当該措置の対象となる地理的範囲、当該措置の実施に際して行われた技術的変更、ユーチャーインターフェースの変更及び主要な契約条件の変更の内容並びに法の規定の遵守に係る内部規律を整備している場合における当該内部規律及び当該内部規律の実施状況に係る概要を含む。）
- 二 法第七条ただし書又は第八条ただし書に該当することを理由として次に掲げる行為を行つた事例があれば、その事実関係、当該行為の目的及び他の行為によってその目的を達成することが困難であった事情の説明（他の事業者又は個別アプリ事業者による申請に対する指定事業者の審査において、法第七条ただし書又は第八条ただし書に該当することを理由に当該申請を認めなかつた事例における当該他の事業者又は個別アプリ事業者の名称、当該申請を認めない判断を行つた時期及び当該判断の理由を含む。）
- イ 他の事業者のアプリストアの提供を拒否する若しくは制限する行為又はスマートフォンの利用者による当該アプリストアの利用を拒否する若しくは制限する行為
- ロ 基本動作ソフトウェアにより制御される機能であつて、指定事業者（その子会社等を含む。）及びホにおいて同じ。が個別ソフトウェアの提供に利用するものについて、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを拒否する又は制限する行為
- ハ 個別アプリ事業者に対し、指定事業者が提供する支払管理役務以外の支払管理役務を利用すること又は支払管理役務を利用せずにスマートフォンの利用者に対して支払手段を用いることができるようにすることを拒否する若しくは制限する行為
- 二 個別アプリ事業者に対し、本個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に対して関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供することを拒否する又は制限する行為
- ホ 個別アプリ事業者に対し、指定事業者が提供するブラウザエンジン以外のブラウザエンジンを個別ソフトウェアの構成要素とすることを拒否する又は制限する行為
- 三 第二号の措置の実施に当たつての検討の経緯として次に掲げる事項
- イ 当該措置の実施に当たつての検討過程で考慮された他の措置があれば、当該他の措置の内容及び当該他の措置を選択しなかつた理由
- ロ 当該措置の実施に当たつての検討過程で行われた、当該措置の影響の推定のための市場分析、利用者調査その他の調査の概要

四 その他法第五条から第十三条までの規定を遵守するために講じた措置に関する事項

イ 当該措置の実施に際して個別アプリ事業者その他の事業者又はスマートフォンの利用者から寄せられた主要な反応の概要

ロ イの個別アプリ事業者その他の事業者又はスマートフォンの利用者からの反応に基づく措置の変更その他の対応

ハ その他法の規定の遵守の確認のために必要な事項

3 法第十四条第一項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含まなければならない。

一 法の規定の遵守のための措置の実施に当たって利害関係者等と実施した主要な協議の内容

二 その他法の規定の遵守の状況に閑して参考となる事項

第四章 調査等手続

第一節 審査手続一般

(審査手続の開始)

第三十七条 事務総局官房デジタル・国際総括審議官は、事件の端緒となる事実に接したときは、
審査の要否につき意見を付して委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告には、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

一 端緒

二 事実の概要

三 関係法条

3 委員会は、第一項の場合において、法第十六条第一項に規定する処分をする必要があると認めた事件については、同条第二項及び令第六条に基づき、審査官を指定して当該事件の審査に当たらせるものとする。

(審査官証)

第三十八条 法第十六条第三項の身分を示す証明書の様式は、様式第四号のとおりとする。

(審査官の行う処分)

第三十九条 審査官は、法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項に規定する処分をする場合

合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる文書を送達して、これを行わなければならぬ。

一 当該事件の関係人又は参考人に出頭を命じて審尋する場合 出頭命令書

二 前号に掲げる者から意見又は報告を徵する場合 報告命令書

三 鑑定人に出頭を命じて鑑定させる場合 鑑定命令書

四 帳簿書類その他の物件の所持者に当該物件の提出を命ずる場合 提出命令書

2 前項の文書には、次の事項を記載し、每葉に契印しなければならない。

事件名

相手方の氏名又は名称

相手方に求める事項

五 出頭命令書又は提出命令書については出頭又は提出すべき日時及び場所

提出命令書には、提出を命じる物件を記載し、又はその品目を記載した目録を添付しなければならない。

〔章を加える。〕

(調書の作成)

第四十条 委員会の職員は、法第十七条の規定に基づいて事件について本節に規定する調書を作成した場合は、これに年月日を記載して署名押印しなければならない。

2 | 前項の調書を作成する場合において、文字を加え、削り、又は欄外に記載したときは、その字数を記載しなければならない。

3 | 第一項の調書には、書面、写真その他適当なものを引用し、これを添付して調書の一部とすることができる。

4 | 第一項の調書には、毎葉に契印しなければならない。

(審尋調書)

第四十一条 審査官は、法第十六条第三項の規定に基づいて同条第一項第一号の規定により当該事件の関係人又は参考人を審尋したときは、審尋調書を作成し、これを供述人に読み聞かせ、又は供述人に閲覧させて、誤りがないかどうかを問い合わせ、供述人が増減変更の申立てをしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

2 | 供述人が前項の調書に誤りのないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。

3 | 前項の場合において、供述人が署名することができないときは、他人に代書させ、押印することができないときは、指印するものとする。ただし、署名を他人に代書させた場合には、代書した者がその事由を調書に記載して署名押印しなければならない。

4 | 第二項の場合において、供述人が署名押印を拒絶したときは、その旨を調書に記載するものとする。

(通訳により審尋した場合の特則)

第四十二条 審査官は、通訳人の通訳により当該事件の関係人又は参考人を審尋したときは、審尋調書に、その旨及び通訳人の通訳により当該調書を読み聞かせた旨を記載しなければならない。

2 | 審査官は、通訳人に対し、前項の調書に署名押印することを求めることができる。

(供述調書)

第四十三条 委員会の職員は、当該事件の関係人又は参考人が任意に供述した場合において、必要があると認めるときは、これを録取した供述調書を作成するものとする。

2 | 前二条の規定は、前項の調書について準用する。

(鑑定書)

第四十四条 審査官は、法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項第二号の規定により鑑定人に鑑定をさせたときは、鑑定書によつてその経過及び結果を報告させなければならない。

(留置調書)

第四十五条 審査官は、法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項第三号の規定により提出物件を留め置いたときは、留置調書を作成しなければならない。

2 | 前項の調書には、事件名、所有者及び差出人の氏名、職業及び住所又は就業場所並びに留置の年月日及び場所を記載しなければならない。

3 | 第一項の調書には、留置物の品目を記載した目録を添付しなければならない。

(留置物に係る通知等)

第四十六条 審査官は、法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項第三号の規定により提出物件を留め置いたときは、差出人に対し、当該物件を留め置いた旨を文書で通知しなければならない。

3 | 2 | 前項の文書には、前条第三項の目録の写しを添付しなければならない。

3 | 留置物の所有者から請求があつたときは、前条第三項の目録の写しを交付しなければならない。

(留置物の還付)

第四十七条 留置物で留置の必要がなくなつたものは、事件の終結を待たないで、これを還付しなければならない。

(提出命令の対象物件についての閲覧及び謄写)

第四十八条 法第十六条第一項第三号の規定により帳簿書類その他の物件の提出を命じられた者は、当該物件を閲覧し、又は謄写することができる。ただし、当該事件の審査に特に支障を生ずることとなる場合にはこの限りではない。

2 | 前項の規定による閲覧又は謄写をさせる場合、当該物件の提出を命じられた者の意見を斟酌して、日時、場所及び方法を指定するものとする。

(任意提出書)

第四十九条 委員会の職員は、当該事件の関係人又は参考人が任意に提出した帳簿書類その他の物件を受領する場合において、必要があると認めるときは、当該事件の関係人又は参考人に、提出物件の所有者及び差出入人の氏名、職業及び住所並びに提出の年月日を記載した文書の提出を求めるものとする。

(被疑事実等の告知)

第五十条 審査官は、法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項第四号の規定により検査をする場合には、次に掲げる事項を記載した文書を関係者に交付するものとする。

一 事件名

二 法の規定に違反する被疑事実の要旨

三 関係法条

(検査調書)

第五十一条 審査官は、法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項第四号の規定により検査をしたときは、検査調書を作成しなければならない。

2 | 前項の調書には、事件名、検査の目的、日時及び場所、検査に立ち会つた者の氏名及び職業並びに検査の結果を記載しなければならない。

(審査官の処分に対する異議の申立て)

第五十二条 法第十六条第二項の規定に基づいて審査官がした同条第一項各号に規定する処分を受けた者は、当該処分に不服のあるときは、処分を受けた日から一週間以内に、その理由を記載した文書をもつて、委員会に異議の申立てをすることができる。

2 | 委員会は、異議の申立てに理由があると認めるときは、異議を申し立てられた処分の撤回、取消し又は変更を審査官に命じ、これを申立て人に通知するものとする。

3 | 委員会は、異議の申立てを却下したときは、これを申立て人に通知しなければならない。この場合においては、その理由を示さなければならない。

(審査結果の報告)

第五十三条 事務総局官房デジタル・国際総括審議官は、事件の審査が終了したときは、速やかに、その結果を委員会に報告しなければならない。

2 | 前項の場合において、審査官が法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項に規定する処分をした事件については、次の事項を明らかにして報告しなければならない。

一 | 端緒

二 | 審査経過

三 | 審査の概要

四 | 関係法条

五 | 審査官の意見

第二節 課徴金納付命令

(売上額の算定に係る会計処理の基準)

第五十四条 令第七条第一項第一号に規定する一般に公正妥当と認められる会計処理の基準として公正取引委員会規則で定める基準は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件(平成二十一年金融庁告三小第七十号)別表に掲げる企業会計基準第二十九号(収益認識に関する会計基準)とする。ただし、違反行為(令第七条第一項第一号、令第八条第一項第一号、令第九条第一項第一号又は令第十条第一項第一号に規定する違反行為をいう)をした指定事業者又はその特定非違反供給子会社等の財務計算に関する書類が、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件(平成二十一年金融庁告示第六十九号)別表二に掲げる国際財務報告基準(IFRS)第十五号(顧客との契約から生じる収益(Revenue from Contracts with Customers)又はアメリカ合衆国)の会計基準コード化体系(ASC)Topic第六百六号(顧客との契約から生じる収益(Revenue from Contracts with Customers))に従つて作成されている場合には、これら基準に従つて当該書類を作成する当該指定事業者又は当該特定非違反供給子会社等に係る売上額の算定については、これら基準のうち当該書類が従つものとする。

(課徴金の計算における推計の方法)

第五十五条 法第十九条第二項に規定する公正取引委員会規則で定める合理的な方法は、違反行為期間のうち課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握した期間における同条第一項に規定する額を当該期間の日数で除して得た額に、違反行為期間のうち当該事実を把握することができない期間の日数を乗ずる方法とする。

第三節 確約手続

(法第二十二条の規定に係る通知書の送達)

第五十六条 法第二十二条の規定による通知は、疑いの理由となつた行為をしている者又はその代理人に対し、同条各号に掲げる事項を記載した文書を送達して行うものとする。

(排除措置計画の認定の申請方法)

第五十七条 法第二十三条第一項の規定による申請をしようとする者は、様式第五号による申請書を委員会に提出しなければならない。

2 | 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 | 排除措置が疑いの理由となつた行為を排除するために十分なものであることを示す書類

二 | 排除措置が確実に実施される見込まれるものであることを示す書類

三 | その他委員会が法第二十三条第三項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

第五十八条 法第二十三条第一項の規定による申請をした者（以下第六十条から第六十二条までにおいて「申請者」という。）は、申請書類の記載事項に変更がある場合は、同項の期間が経過する日までに、変更内容を記載した報告書を委員会に提出することができる。ただし、既にその申請に係る処分がされているときは、この限りでない。

第五十九条 前二条の規定により文書を提出する場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により委員会に提出しなければならない。

一 直接持参する方法

二 書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二

条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する

方法

第六十条 申請者は、申請をした日からその申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、第五

十七条第二項第三号に規定する書類の提出を追加して行うことができる。

（排除措置計画に係る認定書の送達）

第六十一条 法第二十三条第五項に規定する認定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送

達しなければならない。（排除措置計画の認定の申請の却下に係る決定書の送達等）

第六十二条 法第二十三条第七項において読み替えて準用する同条第五項に規定する決定書の謄

本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2 | 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

2 | 一 排除措置計画の認定の申請を却下した旨

2 | 二 却下の理由

（認定排除措置計画の変更の認定の申請方法）

第六十三条 法第二十三条第三項の認定を受けた者であつて同条第八項の規定により当該認定に

係る排除措置計画（以下「認定排除措置計画」という。）を変更しようとする者は、様式第六号

による申請書を委員会に提出しなければならない。

2 | 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

2 | 一 排除措置が疑いの理由となつた行為を排除するために十分なものであることを示す書類

2 | 二 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類

3 | その他委員会が法第二十三条第八項の規定による変更の認定をするため参考となるべき事

項を記載した書類

第六十四条 認定排除措置計画の変更の認定の申請をした者（以下第六十条から第六十八条ま

でにおいて「申請者」という。）は、申請書類の記載事項に変更がある場合は、その申請に係る

処分がされるまでの間に、変更内容を記載した報告書を委員会に提出することができる。

第六十五条 第五十九条の規定は、前二条の規定により文書を提出する場合について準用する。

第六十六条 申請者は、申請をした日からその申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、第六

十三条第二項第三号に規定する書類の提出を追加して行うことができる。

（認定排除措置計画の変更に係る認定書の送達）

第六十七条 法第二十三条第九項において準用する同条第五項に規定する認定書の謄本は、申請

者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

(認定排除措置計画の変更の認定の申請の却下に係る決定書の送達等)

第六十八条 法第二十三条第九項において準用する同条第七項において読み替えて準用する同条第五項に規定する決定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2 | 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1 | 一 認定排除措置計画の変更の認定の申請を却下した旨

2 | 二 却下の理由

(排除措置計画の認定の取消しに係る決定書の送達等)

第六十九条 法第二十五条第二項において読み替えて準用する法第二十三条第五項に規定する決定書の謄本は、当該認定を受けた者又はその代理人に送達しなければならない。

2 | 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1 | 一 排除措置計画の認定を取り消した旨

2 | 二 取消しの理由

(法第二十六条の規定に係る通知書の送達)

第七十条 法第二十六条の規定による通知は、同条第一号に掲げる者又はその代理人に対し、同条第二号に掲げる事項を記載した文書を送達して行うものとする。

(排除確保措置計画の認定の申請方法)

第七十一条 法第二十七条第一項の規定による申請をしようとする者は、様式第七号による申請書を委員会に提出しなければならない。

2 | 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

1 | 一 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

2 | 二 排除確保措置が疑いの理由となつた行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類

3 | 三 その他委員会が法第二十七条第三項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

第七十二条 法第二十七条第一項の規定による申請をした者（以下第七十四条から第七十六条までにおいて「申請者」という。）は、申請書類の記載事項に変更がある場合は、同項の期間が経過する日までに、変更内容を記載した報告書を委員会に提出することができる。ただし、既に

その申請に係る処分がされているときは、この限りでない。

第七十三条 第五十九条の規定は、前二条の規定により文書を提出する場合について準用する。

第七十四条 申請者は、申請をした日からその申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、第七一条第二項第三号に規定する書類の提出を追加して行うことができる。

(排除確保措置計画に係る認定書の送達)

第七十五条 法第二十七条第四項において準用する法第二十三条第五項に規定する認定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

(排除確保措置計画の認定の申請の却下に係る決定書の送達等)

第七十六条 法第二十七条第六項において読み替えて準用する法第二十三条第五項に規定する決定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2 | 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1 | 一 排除確保措置計画の認定の申請を却下した旨

2 | 二 却下の理由

(認定排除確保措置計画の変更の認定の申請方法)

第七十七条 法第二十七条第三項の認定を受けた者であつて同条第七項の規定により当該認定に係る排除確保措置計画(以下「認定排除確保措置計画」という。)を変更しようとする者は、様式第八号による申請書を委員会に提出しなければならない。

2| 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一| 排除確保措置が疑いの理由となつた行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類。

二| 排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類。

三| その他委員会が法第二十七条第七項の規定による変更の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類。

第七十八条 認定排除確保措置計画の変更の認定の申請をした者(第八十条から第八十二条までにおいて「申請者」という。)は、申請書類の記載事項に変更がある場合は、その申請に係る処分がされるまでの間に、変更内容を記載した報告書を委員会に提出することができる。

第七十九条 第五十九条の規定は、前二条の規定により文書を提出する場合について準用する。

第八十条 申請者は、申請をした日からその申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、第七十七条第二項第三号に規定する書類の提出を追加して行うことができる。

(認定排除確保措置計画の変更に係る認定書の送達)

第八十一条 法第二十七条第八項において準用する同条第四項において準用する法第二十三条第五項に規定する認定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

(認定排除確保措置計画の変更の認定の申請の却下に係る決定書の送達等)

第八十二条 法第二十七条第八項において準用する同条第六項において読み替えて準用する法第二十三条第五項に規定する決定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2| 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一| 認定排除確保措置計画の変更の認定の申請を却下した旨

二| 却下の理由

(排除確保措置計画の認定の取消しに係る決定書の送達等)

第八十三条 法第二十九条第二項において読み替えて準用する法第二十三条第五項に規定する決定書の謄本は、当該認定を受けた者又はその代理人に送達しなければならない。

2| 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一| 排除確保措置計画の認定を取り消した旨

二| 取消しの理由

(申請の取下げ)

第八十四条 本節の規定による申請は、当該申請に係る処分がされるまでは、いつでも取り下げることができる。

2| 前項の規定による申請の取下げは、書面でしなければならない。

(第四節 改善要求)

第八十五条 改善要求(委員会が、法第三章第一節の規定に違反するおそれがある行為がある又はあつたと認める場合において、当該指定事業者に対して、その行為を取りやめること若しくはその行為を再び行わないようにすること又は同節の規定に違反しないための措置を講ずることその他必要な事項を指示することをいう。以下この条において同じ。)は、文書によつてこれを行い、改善要求書には、改善要求の趣旨及び内容を示さなければならない。

2| 改善要求書は、名宛人又はその代理人に送付しなければならない。

3 | 委員会は、改善要求をしようとするときは、当該改善要求の名宛人となるべき者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与しなければならない。

4 | 改善要求の名宛人となるべき者は、前項の規定により意見を述べ、又は証拠を提出するに当たっては、代理人を選任することができる。

5 | 委員会は、第三項の規定による意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与するときは、その意見を述べ、及び証拠を提出することができる期限までに相当な期間をおいて、改善要求の名宛人となるべき者又はその代理人に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

6 | 予定される改善要求の趣旨及び内容

二 | 委員会に対し、前号に掲げる事項について、文書により意見を述べ、及び証拠を提出することができる旨並びにその期限

6 | 委員会は、正当な理由があると認めた場合には、職権又は申立てにより、前項第二号の期限を延長することができる。

7 | 委員会は、改善要求をしようとするときは、必要に応じて、当該改善要求の案（改善要求で指示しようとする内容を示すものをいう。及びこれに関連する資料（事業者の秘密を除く。）をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下この項及び第八十七条第七項において同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間を定めて、広く第三者の意見を求めることができる。
(意見申述等の方式)

第八十六条 前条第五項の通知を受けた者は、指定された期限までに、委員会に対し、文書をもつて同項第一号に掲げる事項について意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

2 | 前項の規定に基づいて証拠を提出する場合には、証明すべき事項を明らかにしなければならない。

3 | 委員会は、特に必要があると認める場合には、第一項の規定にかかわらず、口頭で意見を述べさせることができる。この場合において、委員会は、意見を聴取する職員を指定し、意見を述べようとする者に対し、意見申述の日時及び場所を通知するものとする。

4 | 委員会は、前項の規定により通知するときは、あらかじめ、当該日時及び場所について、意見を述べようとする者の意見を聴くものとする。

第五節 励告

(勧告)

第八十七条 法第三十条第一項の規定による勧告（以下単に「勧告」という。）は、文書によつてこれを行い、勧告書には、勧告の趣旨及び内容を示さなければならない。

3 | 2 | 勧告書は、名宛人又はその代理人に送達しなければならない。

3 | 1 | 委員会は、勧告をしようとするときは、当該勧告の名宛人となるべき者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出するに当たつては、代理人を選任することができる。

4 | 委員会は、第三項の規定による意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与するときは、その意見を述べ、及び証拠を提出することができる期限までに相当な期間をおいて、勧告の名宛人となるべき者又はその代理人に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

5 | 一 | 予定される勧告の趣旨及び内容
二 | 委員会に対し、前号に掲げる事項について、文書により意見を述べ、及び証拠を提出することができる旨並びにその期限

6 | 委員会は、正当な理由があると認めた場合には、職権又は申立てにより、前項第一号の期限
を延長することができる。

7 | 委員会は、勧告をしようとするときは、必要に応じて、当該勧告の案（勧告しようとする内
容を示すものをいう。）及びこれに関連する資料（事業者の秘密を除く。）をあらかじめ公表し、
意見の提出先及び意見提出期間を定めて、広く第三者の意見を求めることができる。

（意見申述等の方式）

第八十八条 前条第五項の通知を受けた者は、指定された期限までに、委員会に対し、文書をもつ
て同項第一号に掲げる事項について意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

2 | 前項の規定に基づいて証拠を提出する場合には、証明すべき事項を明らかにしなければなら
ない。

3 | 委員会は、特に必要があると認める場合には、第一項の規定にかかわらず、口頭で意見を述
べさせることができる。この場合において、委員会は、意見を聴取する職員を指定し、意見を
述べようとする者に対し、意見申述の日時及び場所を通知するものとする。

4 | 委員会は、前項の規定により通知するときは、あらかじめ、当該日時及び場所について、意
見を述べようとする者の意見を聴くものとする。

第六節 排除措置命令書等の送達等

（法第三十条第二項の規定による命令書）

第八十九条 法第三十条第二項の規定による命令（以下この条から第九十一条までにおいて単に
「命令」という。）は、文書によって行い、命令書には、勧告に係る措置並びに委員会の認定し
た事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び法第四十二条において準用する私的独
占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」
という。）第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければなら
ない。

2 | 命令は、その名宛人に命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

（排除措置命令書等の送達）

第九十条 排除措置命令書、課徴金納付命令書、命令に係る命令書及び法第四十二条において準
用する独占禁止法第七十条の三第三項の規定による決定に係る決定書（次項及び第九十五条に
おいて「排除措置命令書等」という。）の謄本は、名宛人又はその代理人にこれを送達しなけれ
ばならない。

2 | 排除措置命令書等の謄本の送達に当たつては、当該排除措置命令等の取消しの訴えを提起す
ることができる場合には、その旨を記載した通知書を添付するものとする。

第七節 補則

（報告者に対する通知）

第九十一条 法第十五条第四項の規定に基づく通知は、同条第一項の規定に基づく報告が次の各
号に掲げる事項を記載した文書をもつてなされた場合に行うものとする。

一 報告をする者の氏名又は名称及び住所
2 | 法の規定に違反すると思料する行為をしているもの又はしたものの氏名又は名称
三 法の規定に違反すると思料する行為の具体的な態様、時期、場所その他の事実
一 前項各号に掲げる事項を内容とした報告が、電子情報処理組織を使用して電気通信回線を通
じて送信することによりなされたものであつて、委員会の使用に係る電子計算機（その周辺装
置を含む。）その他の機器を用いて明確に文書に表示されるときにも、前項の通知を行うものと
する。

3 | 第一項の通知は、次の各号に掲げる場合に、それぞれその旨を記載した文書により行うものとする。ただし、同一の報告に係る事件について第一号の通知をしたときは、その後の通知は行わないものとする。

1 | 当該事件について排除措置命令をした場合

2 | 当該事件について課徴金納付命令をした場合

3 | 当該事件について排除措置計画又は排除確保措置計画の認定をした場合

4 | 当該事件について勧告をした場合

5 | 当該事件について命令をした場合

6 | 当該事件について前各号に掲げるいずれの措置も採らないこととした場合

4 | 前項の文書には、同項の規定に基づき記載すべき事項のほか、適當と認める事項を記載することができる。

(課徴金の納付の督促)

第九十二条 法第四十二条において準用する独占禁止法第六十九条第一項の規定による課徴金の納付の督促は、様式第九号の督促状を送達して行うものとする。

(滞納処分を行う職員の身分証明書)

第九十三条 法第四十二条において準用する独占禁止法第六十九条第四項の規定により滞納処分を行なう職員が携帯する身分証明書は、様式第十号のとおりとする。

(参考人又は鑑定人の旅費及び手当の請求に係る準用)

第九十四条 令第十三条规定において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令(昭和二十三年政令第三百三十二号)第二条第六項及び第八項並びに第四条第二項に規定する公正取引委員会規則で定めるものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する規則(令和七年公正取引委員会規則第二号)の規定を準用する。この場合において、同規則第四条中「公正取引委員会の審査に関する規則(平成十七年公正取引委員会規則第五号)第九条第二項第四号」とあるのは「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則(令和六年公正取引委員会規則第五号)第三十九条第二項第四号」と読み替えるものとする。

第五章 補則

〔条を削る。〕

(更正決定)

第九十五条 法第三条第四項に規定する指定書若しくは法第四条第四項において読み替えて準用する法第三条第四項に規定する決定書、法第四章第二節に規定する認定書若しくは決定書又は排除措置命令書等に誤記その他明白な誤りがあるときは、委員会は、職権又は申立てにより、更正決定をすることができる。

〔略〕

第三章 補則

(署名及び押印の省略)

第十二条 指定等手続において提出すべき文書は、記名をもつて署名又は押印を省略することができます。

2 | 委員会の職員は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、前項の文書が真正なものであることを証明する書類の提出の指示その他の方法により、その内容を確認するものとする。

(更正決定)

第十三条 指定書又は決定書に誤記その他明白な誤りがあるときは、委員会は、職権又は申立てにより、更正決定をすることができる。

2・3 〔同上〕

○記載上の注意事項

下記の各項目は、様式の各項目に対応する。

記

1 該当する特定ソフトウェアの種類

「基本動作ソフトウェア」、「アプリストア」、「ブラウザ」及び「検索エンジン」の4種類のうち、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模がスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令（令和6年政令第376号。以下「令」という。）第1条の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものを記載すること。

2 特定ソフトウェアの名称

当該特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務）の名称を記載すること。

3 特定ソフトウェア事業者の氏名又は名称、その代表者の役職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地

特定ソフトウェアの提供等を共同して行う場合は、全ての者に関する情報について、記載すること。

4 特定ソフトウェア事業者が外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）である場合にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の事務所の所在地

前記3に同じ。

5 年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェアを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数

特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が令第1条の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものに該当した年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務）を月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数を記載すること。

また、当該利用者の数は、正確な実際の数の算定が困難な場合には、実際の数に比して過大又は過少なものとならないよう、利用可能な情報のうちで最も正確かつ信頼のおけるものに基づき、算定すること。ただし、当該算定した数が実際の数に比して過大又は過小なものである可能性が高いものの、実際の数を平均した数が令第1条の表の下欄に掲げる規模以上であることが明らかであると思料するときは、当該算定した数を平均した数を記載して差し支えない。

6 当該利用者の数の算定方法に係る説明

（1）どのような方法により当該利用者の数を算定したのかについて正確かつ詳細な説明

様式第1号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

事業規模届出書

年 月 日

公正取引委員会 宛

様式第1号

氏名又は名称

住所又は所在地

法人番号

代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名

住所又は所在地（郵便番号）

担当者の役職名及び氏名

電話番号

電子メールアドレス

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和6年法律第58号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 該当する特定ソフトウェアの種類

2 特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務。以下同じ。）の名称

3 特定ソフトウェア事業者の氏名又は名称、その代表者の役職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地

4 特定ソフトウェア事業者が外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）である場合にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の事務所の所在地

5 年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェアを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数

6 当該利用者の数の算定方法に係る説明

○記載上の注意事項

下記の各項目は、様式の各項目に対応する。

記

1 該当する特定ソフトウェアの種類

「基本動作ソフトウェア」、「アプリストア」、「ブラウザ」及び「検索エンジン」の4種類のうち、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模がスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令（令和6年政令第376号。以下「令」という。）本則の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものを記載すること。

2 特定ソフトウェアの名称

当該特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務）の名称を記載すること。

3 特定ソフトウェア事業者の氏名又は名称、その代表者の役職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地

特定ソフトウェアの提供等を共同して行う場合は、全ての者に関する情報について、記載すること。

4 特定ソフトウェア事業者が外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）である場合にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の事務所の所在地

前記3に同じ。

5 年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェアを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数

特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が令本則の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものに該当した年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務）を月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数を記載すること。

また、当該利用者の数は、正確な実際の数の算定が困難な場合には、実際の数に比して過大又は過少なものとならないよう、利用可能な情報のうちで最も正確かつ信頼のおけるものに基づき、算定すること。ただし、当該算定した数が実際の数に比して過大又は過小なものである可能性が高いものの、実際の数を平均した数が令本則の表の下欄に掲げる規模以上であることが明らかであると思料するときは、当該算定した数を平均した数を記載して差し支えない。

6 当該利用者の数の算定方法に係る説明

様式第1号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

事業規模届出書

年 月 日

公正取引委員会 宛

様式第1号

氏名又は名称

住所又は所在地

法人番号

代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名

住所又は所在地（郵便番号）

担当者の役職名及び氏名

電話番号

電子メールアドレス

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和6年法律第58号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 該当する特定ソフトウェアの種類

2 特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務。以下同じ。）の名称

3 特定ソフトウェア事業者の氏名又は名称、その代表者の役職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地

4 特定ソフトウェア事業者が外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）である場合にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の事務所の所在地

5 年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェアを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数

6 当該利用者の数の算定方法に係る説明

様式第3号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

遵守報告書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称

住所又は所在地

法人番号

代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名

住所又は所在地（郵便番号）

担当者の役職名及び氏名

電話番号

電子メールアドレス

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律
(令和6年法律第58号。以下「法」という。) 第14条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 指定事業者の事業の概要に関する事項

- (1) 特定ソフトウェアの提供等に係る規約その他の利用に係る条件の内容
- (2) 前号の規約その他の利用に係る条件の内容について、前回提出した法第14条に規定する報告書に記載された内容からの変更（当該利用に係る条件の軽微な変更を除く。）箇所及び当該変更の趣旨の説明
- (3) 特定ソフトウェア（検索エンジンを除く。）に係る仕様（特定ソフトウェアを利用した事業者の事業活動に相当程度の影響を与えるものに限る。）の内容

- (4) 前号の仕様について、前回提出した法第14条に規定する報告書に記載された内容からの変更（当該仕様の軽微な変更を除く。）箇所及び当該変更の趣旨の説明

2 法第5条から第13条までの規定を遵守するために講じた措置に関する事項

- (1) 法第5条から第13条までの規定を遵守するために講じた措置の内容（当該措置が法の規定を遵守するものであることの説明（スマートフォンの表示画面その他の画像を

様式
第3号

を付すこと。

- (2) 当該利用者の数は、正確な実際の数の算定が困難な場合には、実際の数に比して過大又は過少なものとならないよう、利用可能な情報のうちで最も正確かつ信頼のにおけるものに基づき、算定したものであることを明らかにすること。
- (3) 当該算定した数が実際の数に比して過大又は過少なものである可能性が高いものの、実際の数を平均した数が金本則の表の下欄に掲げる規模以上であることが明らかであると思料するときは、その旨及びその理由を記載すること。

備考

- 1 様式において使用する用語であって、法又は令において使用する用語と同一のものは、様式に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。
- 2 本届出書を連名で作成する場合には、各届出者の氏名等を列記すること。
- 3 代理人が本届出書を作成する場合は、届出者の氏名又は名称、住所又は所在地、法人番号並びに代表者の役職名及び氏名とともに、代理人による届出である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合には、併せて委任状を添付すること。
- 4 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載すること。
- 5 本届出書には、ページ番号を記載すること。

新設

- (1) どのような方法により当該利用者の数を算定したのかについて正確かつ詳細な説明を付すこと。
- (2) 当該利用者の数は、正確な実際の数の算定が困難な場合には、実際の数に比して過大又は過少なものとならないよう、利用可能な情報のうちで最も正確かつ信頼のにおけるものに基づき、算定したものであることを明らかにすること。
- (3) 当該算定した数が実際の数に比して過大又は過少なものである可能性が高いものの、実際の数を平均した数が金本則の表の下欄に掲げる規模以上であることが明らかであると思料するときは、その旨及びその理由を記載すること。

備考

- 1 様式において使用する用語であって、法又は令において使用する用語と同一のものは、様式に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。
- 2 本届出書を連名で作成する場合には、各届出者の氏名等を列記すること。
- 3 代理人が本届出書を作成する場合は、届出者の氏名又は名称、住所又は所在地、法人番号並びに代表者の役職名及び氏名とともに、代理人による届出である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合には、併せて委任状を添付すること。
- 4 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載すること。
- 5 本届出書には、ページ番号を記載すること。

(4) その他法第5条から第13条までの規定を遵守するために講じた措置に関する次に掲げる事項
イ 当該措置の実施に際して個別アプリ事業者その他の事業者又はスマートフォンの利用者から寄せられた主要な反応の概要

ロ イの個別アプリ事業者その他の事業者又はスマートフォンの利用者からの反応に基づく措置の変更その他の対応

ハ その他法の規定の遵守の確認のために必要な事項

3 その他法の規定の遵守の状況の確認のために必要な事項

(1) 法の規定の遵守のための措置の実施に当たって利害関係者等と実施した主要な協議の内容

(2) その他法の規定の遵守の状況に関して参考となる事項

用いた説明を含む。) 当該措置を実施した時期、当該措置の対象となる商品又は役務及び端末の範囲、当該措置の対象となる地理的範囲、当該措置の実施に際して行われた技術的変更、ユーザーインターフェースの変更及び主要な契約条件の変更の内容、並びに法の規定の遵守に係る内部規律を整備している場合における当該内部規律及び当該内部規律の実施状況に係る概要を含む。)

(2) 法第7条ただし書及び第8条ただし書に該当することを理由として次に掲げる行為を行った事例があれば、その事実関係、当該行為の目的及び他の行為によってその目的を達成することが困難であった事情の説明(他の事業者又は個別アプリ事業者による申請に対する指定事業者の審査において、法第7条ただし書又は第8条ただし書に該当することを理由に当該申請を認めなかった事例における当該他の事業者又は個別アプリ事業者の名称、当該申請を認めない判断を行った時期、当該判断の理由を含む。)
イ 他の事業者のアリストアの提供を拒否する若しくは制限する行為又はスマートフォンの利用者による当該アリストアの利用を拒否する若しくは制限する行為

ロ 基本動作ソフトウェアにより制御される機能であって、指定事業者(その子会社等を含む。ハ及びホにおいて同じ。)が個別ソフトウェアの提供に利用するものについて、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを拒否する又は制限する行為

ハ 個別アプリ事業者に対し、指定事業者が提供する支払管理業務以外の支払管理業務を利用すること又は支払管理業務を利用せずにスマートフォンの利用者に対して支払手段を用いることができるようすることを拒否する若しくは制限する行為

ニ 個別アプリ事業者に対し、本個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に対して閑用ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供することを拒否する又は制限する行為

ホ 個別アプリ事業者に対し、指定事業者が提供するブラウザエンジン以外のブラウザエンジンを個別ソフトウェアの構成要素とすることを拒否する又は制限する行為

(3) 第一号の措置の実施に当たっての検討の経緯として次に掲げる事項
イ 当該措置の実施に当たっての検討過程で考慮された他の措置があれば、当該他の措置の内容及び当該他の措置を選択しなかった理由

ロ 当該措置の実施に当たっての検討過程で行われた、当該措置の影響の推定のための市場分析、利用者調査その他の調査の概要

様式第4号
(第1葉)

審査官証	
写 真	
第 号	
年 月 日発行	
(所 属)	
(官 職)	(氏 名)
年 月 日生	
上記の者は別記事件について「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」第16条第1項に規定する処分を行わせるために同条第2項の規定に基づき指定した審査官であることを証する。	
公正取引委員会	
印	

7 cm

様式
第
4
号

備考

- 1 様式において使用的する用語であって、法において使用的する用語と同一のものは、様式に特段の定めがない限り、法において使用的する用語と同一の意義において使用するものとする。
- 2 本報告書を連名で作成する場合には、各報告者の氏名等を列記すること。
- 3 記載事項についての根拠となる資料（スマートフォンの表示画面の画像など）は、適宜別紙として添付すること。
- 4 記載事項の一部について、既存の資料の提出をもって代える場合には、その旨を報告書において明記した上で、当該資料における該当部分を明らかにすること。
- 5 前回提出分の遵守報告書との変更点及び事業者の秘密に当たり公表を避けるべき記載内容が明らかになるように本報告書を作成すること。
- 6 「2 法第5条から第13条までの規定を遵守するために講じた措置に関する事項」については、①法第5条及び第10条、②法第6条、③法第7条第1号、④法第7条第2号、⑤法第8条第1号、⑥法第8条第2号、⑦法第8条第3号、⑧法第8条第4号、⑨法第9条、⑩法第11条、⑪法第12条第1号イ、⑫法第12条第1号ロ、⑬法第12条第1号ハ、⑭法第12条第1号ニ、⑮法第12条第2号イ、⑯法第12条第2号ロ、⑰法第13条の別にそれぞれ分けて記載すること。
- 7 本報告書には、ページ番号を記載すること。

新設

(第3葉)

〔事件名〕	
年 第	号
に対する件	
審査官 (氏名)	
審査官指定日	年 月 日
11 cm	
7 cm	

(第2葉)

審査官の権限	
スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(令和六年法律第五十八号)(抄)	
(調査のための処分)	
第十六条 公正取引委員会は、前章の規定に違反する行為に係る事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をることができる。	
一 当該事件の関係人若しくは参考人に出頭を命じて審査し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。	
二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。	
三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。	
四 当該事件の関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。	
2 公正取引委員会は、政令で定めるところにより、公正取引委員会の職員を審査官に指定し、前項の規定による処分をさせることができる。	
(注) 上記の処分に応じない場合の法律上の制裁	
第五十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。	
一 第十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による当該事件の関係人又は参考人に対する処分(同条第二項の規定によって審査官がする処分を含む。)に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。	
二 第十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による鑑定人に対する処分(同条第二項の規定によって審査官がする処分を含む。)に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をしたとき。	
三 第十六条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定による物件の所持者に対する処分(同条第二項の規定によって審査官がする処分を含む。)に違反して物件を提出しないとき。	
四 第十六条第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定による検査(同条第二項の規定によって審査官がする検査を含む。)を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	
第五十四条 (略)	
2 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下の項及び次条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対してても、当該各号に定める罰金刑を科する。	
一 (略)	
二 第五十一条 二億円以下の罰金刑	
三 (略)	
3・4 (略)	
7 cm	

1 1
cm

3 添付書類

以下の書類を提出します。

番号	書類の名称	書類の内容の説明（概要）	備考

様式第5号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

排除措置計画の認定申請書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

年 月 日付け公経デ第 号を受けたところ、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和6年法律第58号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1 排除措置の内容

以下に記載した内容を履行することを確約します。

2 排除措置の実施期限又は実施期間

〔新設〕

様式第6号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

排除措置計画の変更認定申請書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

年第 号で認定を受けた排除措置計画について、下記のとおり変更したいので、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和6年法律第58号。以下「法」という。）第23条第8項の規定に基づき、変更の認定の申請を行います。

記

1 変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更が必要となる理由

様式第6号

○記載上の注意事項

下記の各項目は、様式の各項目に対応する。

記

1 排除措置の内容

実施しようとする排除措置の内容を、できるだけ具体的に記載すること。

2 排除措置の実施期限又は実施期間

上記1で記載した排除措置の内容ごとに、それぞれ実施期限又は実施期間を記載すること。

3添付書類

①排除措置が疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであることを示す書類、②排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が法第23条第3項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付すること。

例えば、排除措置の内容として、従業員に対する研修を実施する場合には研修の内容、対象となる従業員の名簿、法の遵守についての行動指針を作成する場合には当該行動指針の案、措置の内容の履行について客観的な監視を経るために委任した独立性のある第三者（外部専門家）の氏名又は名称、及び事務所の所在地、委任事項や権限等を明らかにした資料等を添付すること。

なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付すること。

備考

- 1 様式において使用する用語であって、法又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令（令和6年政令第376号。以下「令」という。）において使用する用語と同一のものは、様式に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。
- 2 本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記すること。
- 3 代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合には、併せて委任状を添付すること。
- 4 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載すること。
- 5 本申請書には、ページ番号を記載すること。

新設

○記載上の注意事項

下記の各項目は、様式の各項目に対応する。

記

1 変更事項の内容

認定を受けた排除措置計画のうち、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対比して記載すること。その際、変更した部分については、下線を引くこと。

2 変更が必要となる理由

認定を受けた排除措置計画の変更が必要となる理由を、具体的に記載すること。

3 添付書類

①排除措置が疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであることを示す書類、②排除措置が確実に実施される見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が法第23条第8項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付すること。

例えば、認定を受けた排除措置計画として今後違反被疑行為と同様の行為を行わないことを取引先へ通知することを計画していたものの、災害のため、やむを得ず、実施期限内に一部の取引先へ通知することが困難と見込まれた場合において、変更する排除措置として、当該一部の取引先への通知に係る実施期限を3か月延長することを申請する場合には、通知に係る実施期限を延長する取引先の名簿等を添付すること。

なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付すること。

備考

- 1 様式において使用する用語であって、法又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令（令和6年政令第376号。以下「令」という。）において使用する用語と同一のものは、様式に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。
- 2 本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記すること。
- 3 代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合には、併せて委任状を添付すること。
- 4 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載すること。
- 5 本申請書には、ページ番号を記載すること。

3 添付書類

以下の書類を提出します。

番号	書類の名称	書類の内容の説明（概要）	備考

3 添付書類

以下の書類を提出します。

番号	書類の名称	書類の内容の説明（概要）	備考

様式第7号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

排除確保措置計画の認定申請書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

年 月 日付け公経デ第 号を受けたところ、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和6年法律第58号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けています。

記

- 1 排除確保措置の内容
以下に記載した内容を履行することを確約します。

- 2 排除確保措置の実施期限又は実施期間

〔
様式
第
7
号
〕〔
新
設
〕

様式第8号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

排除確保措置計画の変更認定申請書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

年第 号で認定を受けた排除確保措置計画について、下記のとおり変更したいので、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和6年法律第58号。以下「法」という。）第27条第7項の規定に基づき、変更の認定の申請を行います。

記

1 変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更が必要となる理由

様式第8号

○記載上の注意事項

下記の各項目は、様式の各項目に対応する。

記

1 排除確保措置の内容

実施しようとする排除確保措置の内容を、できるだけ具体的に記載すること。

2 排除確保措置の実施期限

上記1で記載した排除確保措置の内容ごとに、それぞれ実施期限又は実施期間を記載すること。

3 添付書類

①排除確保措置が疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類、②排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が法第27条第3項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付すること。

例えば、排除確保措置の内容として、従業員に対する研修を実施する場合には研修の内容、対象となる従業員の名簿、法の遵守についての行動指針を作成する場合には当該行動指針の案、措置の内容の履行について客観的な監視を経るために委任した独立性のある第三者（外部専門家）の氏名又は名称、及び事務所の所在地、委任事項や権限等を明らかにした資料等を添付すること。

なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付すること。

備考

- 1 様式において使用する用語であって、法又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令（令和6年政令第376号。以下「令」という。）において使用する用語と同一のものは、様式に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。
- 2 本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記すること。
- 3 代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合には、併せて委任状を添付すること。
- 4 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載すること。
- 5 本申請書には、ページ番号を記載すること。

新設

○記載上の注意事項

下記の各項目は、様式の各項目に対応する。

記

1 変更事項の内容

認定を受けた排除確保措置計画のうち、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対比して記載してください。その際、変更した部分については、下線を引くこと。

2 変更が必要となる理由

認定を受けた排除確保措置計画の変更が必要となる理由を、具体的に記載すること。

3 添付書類

①排除確保措置が疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類、②排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他法第27条第7項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付すること。

例えば、認定を受けた排除確保措置計画として今後違反被疑行為と同様の行為を行わないことを取引先へ通知することを計画していたものの、災害のため、やむを得ず、実施期限内に一部の取引先へ通知することが困難と見込まれた場合において、変更する排除確保措置として、当該一部の取引先への通知に係る実施期限を3か月間延長することを申請する場合には、通知に係る実施期限を延長する取引先の名簿等を添付すること。

なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付すること。

備考

- 1 様式において使用する用語であって、法又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令（令和6年政令第376号。以下「令」という。）において使用する用語と同一のものは、様式に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。
- 2 本申請書を作成する場合には、各申請者の氏名等を列記すること。
- 3 代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合には、併せて委任状を添付すること。
- 4 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載すること。
- 5 本申請書には、ページ番号を記載すること。

3 添付書類

以下の書類を提出します。

番号	書類の名称	書類の内容の説明（概要）	備考

(裏面)

様式第9号

第 号 督 促 状				
年度	(部)	(款)	(項)	(目)
一般会計	金	円		
内閣府主管	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律に基づく課徴金			
指定期限 年 月 日				
納付場所				
<p>さきに、貴殿に対して納入の告知をした上記の金額は、 納期限(年 月 日)までに完納されておりませんので至急納付してください。指定期限を過ぎても完納しないときは、財産差押処分をします。</p> <p>なお、納入告知書に記載したところにより計算した延滞金を併せて納付してください。ただし、この督促状が送達される前に完納している場合は、延滞金の納付の必要はありません。</p>				

備 考： 督促文は必要に応じて適宜修正することができる。

(表面)

職名 氏名 印	分任歳入徵收官 公正取引委員会事務総局	住 所	14.8 cm
		年 月 日	
殿			
..... 10 cm			

(様式第9号)

〔新設〕

備考
表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(第2葉)

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八条）（抄）

第四十二条 独占禁止法第四十三条、第四十三条の二、第四十九条から第六十二条まで、第六十五条第一項及び第二項、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六から第七十条の九まで、第七十五条から第七十七条まで並びに第八十四条の二から第八十八条までの規定は、この法律に基づく公正取引委員会の職務及び訴訟に関する手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独占禁止法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第六十九条 公正取引委員会は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2・3 （略）

4 公正取引委員会は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、その督促に係る課徴金及び第二項に規定する延滞金を徴収することができる。

5 （略）

様式第10号
(第1葉)

課徴金徴収職員証明書

写 真

第 号
年 月 日発行

公正取引委員会事務総局

内閣府事務官 氏 名

年 月 日生

上記の者は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第42条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第69条第4項の規定により課徴金の納付命令に係る徴収金を国税滞納処分の例により徴収する職員であることを証する。

公正取引委員会

印

〔新設〕

(施行期日)
附 則

第一条

この規則は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（以下「法」という。）の施行の日（令和七年十二月十八日）から施行する。

(第二十八条第二項第二号に係る経過措置)

第二条 法の施行の際現に法第三条第一項の規定により指定されている特定ソフトウェア事業者に係る第二十八条第二項第二号の規定の適用については、同号中「当該指定事業者に係る指定が行われた日」とあり、及び「当該指定が行われた日」とあるのは、「法の施行の日」とする。

(第二十八条第六項に係る経過措置)

第三条 法の施行の際現に法第三条第一項の規定により指定されている特定ソフトウェア事業者に係る第二十八条第六項において読み替えて準用する同条第二項第二号の規定の適用については、同号中「当該指定事業者に係る指定が行われた日」とあり、及び「当該指定が行われた日」とあるのは、「法の施行の日」とする。

(経過措置)

第四条 法の施行の際現に法第三条第一項の規定により指定されている特定ソフトウェア事業者であつて、当該指定を受けた日から起算して二月を経過している者に係る第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「年度の末日又は法第三条第一項の規定による指定を受けた日から二月以内」とあるのは、「法の施行の日」とする。

○公正取引委員会規則第七号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会の意見聴取に関する規則の一項を改正する規則を次のように定める。

令和七年八月二十日

公正取引委員会委員長 茶谷 栄治

公正取引委員会の意見聴取に関する規則の一部を改正する規則

公正取引委員会の意見聴取に関する規則（平成二十七年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(この規則の趣旨・定義)	(この規則の趣旨・定義)
第一条 公正取引委員会（以下「委員会」といふ。）が行う意見聴取の手続については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十五条の四）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）	第一条 公正取引委員会（以下「委員会」といふ。）が行う意見聴取の手続については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十五条の四及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）
第百八条及びスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）	号 第百八条において準用する場合を含む。以下「法」という。に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 【略】

(証拠の臘写の手続)

第十三条 法第五十二条第一項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、意見聴

取に係る事件について委員会の認定した事実を立証する証拠のうち、次に掲げるものとする。

一 法第四十七条第一項第三号の規定によ

り当事者又はその従業員に提出を命じた場合において提出された帳簿書類その他の物件及び当事者又はその従業員が任意に提出した帳簿書類その他の物件

二 【略】

(証拠の臘写の手続)

第十三条 法第五十二条第一項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、意見聴

取に係る事件について委員会の認定した事実を立証する証拠のうち、次に掲げるものとする。

一 法第四十七条第一項第三号の規定によ

り当事者又はその従業員に提出を命じた場合において提出された帳簿書類その他の物件及び当事者又はその従業員が任意に提出した帳簿書類その他の物件

2 【同上】

(証拠の臘写の手続)

第十三条 法第五十二条第一項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、意見聴

取に係る事件について委員会の認定した事実を立証する証拠のうち、次に掲げるものとする。

一 法第四十七条第一項第三号の規定によ

り当事者又はその従業員に提出を命じた場合において提出された帳簿書類その他の物件及び当事者又はその従業員が任意に提出した帳簿書類その他の物件

二 【同上】

(証拠の臘写の手續)

第十三条 法第五十二条第一項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、意見聴

取に係る事件について委員会の認定した事実を立証する証拠のうち、次に掲げるものとする。

一 法第四十七条第一項第三号の規定によ

り当事者又はその従業員に提出を命じた場合において提出された帳簿書類その他の物件及び当事者又はその従業員が任意に提出した帳簿書類その他の物件

四 【略】

(証拠の臘写の手続)

三 条第一項に規定する供述調書

(証拠の臘写の手続)

四 【同上】

2||

第一項第一号及び第三号の規定は、スマートフォンエア競争促進法第四十二条において準用する法第五十二条第一項に規定する公正取引委員会規則で定めるものについて準用する。この場合において、第一項第一号中「法第四十七条第一項第三号」とあるのは、「スマートフォンエア競争促進法第十六条第一項第三号」と、同項第三号中「法第四十七条第一項第一号」とあるのは、「スマートフォンエア競争促進法第十六条第一項第一号」と、「公正取引委員会の審査に関する規則」(平成十七年公正取引委員会規則第五号)第十二条第一項とあるのは、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフト」

「項を加える。」

トウエアに係る競争の促進に関する法律施行規則(令和六年公正取引委員会規則第五号)第四十一条第一項と、「第十三条第一項」とあるのは、「第四十三条第一項」とそ

れぞれ読み替えるものとする。

3|| 前条の規定は、法第五十二条第一項及び第二項の略写について準用する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトトウエアに係る競争の促進に関する法律(令和六年法律第五十八号)の施行の日(令和七年十二月十八日)から施行する。

国土交通大臣 中野 洋昌

そ の 他 告 示

		四 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項		
		変 更 後		
		航空灯火	灯 質	光 度
		(略)		
灯	誘導路中心線 発光ダイオード、航空光	航空灯火	灯 質	光 度
光	空緑、航空黄の不動光			
デラ	航空緑二百カンデラ、航空黄二百カン			
	誘導路中心線上並びに滑走路及びエプロンへの出入経路上			

(略)

		四 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項		
		変 更 前		
		航空灯火	灯 質	光 度
		(略)		
灯	誘導路中心線 白熱電灯、航空緑、航空黄の不動光	航空灯火	灯 質	光 度
光	航空緑二百カンデラ、航空黄二百カン			
デラ	誘導路中心線上並びに滑走路及びエプロンへの出入経路上			

(略)

附 則
この告示は、令和七年八月二十一日から施行する。

○国土交通省告示第八百一十一号
砂防法(明治二十九年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十一年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

1 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

1 大畑川
1 砂防法第二条の土地の表示
1 岩手県遠野市上郷町平倉の区域内の土地のうち、次の一点から七十八点までを順次結んだ線及び一点と七十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	39°15' 21.5157"	141°35' 40.6512"
2	39°15' 21.4051"	141°35' 40.6520"
3	39°15' 21.3504"	141°35' 40.6856"
4	39°15' 20.9627"	141°35' 40.6856"
5	39°15' 20.8928"	141°35' 40.6461"
6	39°15' 20.6631"	141°35' 40.7058"
7	39°15' 20.6538"	141°35' 40.7725"
8	39°15' 20.5541"	141°35' 40.8887"
9	39°15' 20.4625"	141°35' 40.9565"
10	39°15' 20.3743"	141°35' 41.0218"
11	39°15' 20.1989"	141°35' 41.0457"
12	39°15' 20.0600"	141°35' 41.0612"
13	39°15' 19.5846"	141°35' 41.3685"
14	39°15' 19.4680"	141°35' 41.4866"
15	39°15' 19.5712"	141°35' 41.6631"
16	39°15' 19.5534"	141°35' 41.7905"
17	39°15' 19.5219"	141°35' 42.1315"
18	39°15' 19.7728"	141°35' 42.0808"
19	39°15' 19.8642"	141°35' 42.0905"
20	39°15' 19.9835"	141°35' 42.2713"

21	39°15' 20.0845"	141°35' 42.4243"
22	39°15' 20.1789"	141°35' 42.5676"
23	39°15' 20.1714"	141°35' 42.6851"
24	39°15' 19.9569"	141°35' 43.2312"
25	39°15' 19.8917"	141°35' 43.2962"
26	39°15' 19.4670"	141°35' 43.5805"
27	39°15' 19.4372"	141°35' 43.5974"
28	39°15' 19.3130"	141°35' 43.6489"
29	39°15' 19.1533"	141°35' 43.6964"
30	39°15' 18.9890"	141°35' 43.7282"
31	39°15' 18.8181"	141°35' 43.7372"
32	39°15' 18.6447"	141°35' 43.7329"
33	39°15' 18.4886"	141°35' 43.7917"
34	39°15' 18.3411"	141°35' 43.8794"
35	39°15' 18.3030"	141°35' 43.9614"
36	39°15' 18.2423"	141°35' 43.9490"
37	39°15' 18.1756"	141°35' 43.9061"
38	39°15' 17.8020"	141°35' 44.3740"
39	39°15' 17.6717"	141°35' 44.5028"
40	39°15' 17.5045"	141°35' 44.5413"
41	39°15' 17.3192"	141°35' 44.5402"
42	39°15' 17.1902"	141°35' 44.4030"
43	39°15' 17.1011"	141°35' 44.2247"
44	39°15' 16.9774"	141°35' 44.2399"
45	39°15' 16.9195"	141°35' 44.1115"
46	39°15' 16.9736"	141°35' 44.0097"
47	39°15' 17.1548"	141°35' 43.9616"
48	39°15' 17.2442"	141°35' 43.8838"
49	39°15' 17.3648"	141°35' 44.0408"

50	39°15' 17.3820"	141°35' 44.0979"
51	39°15' 17.4712"	141°35' 44.1164"
52	39°15' 17.5577"	141°35' 44.0349"
53	39°15' 17.6323"	141°35' 43.8316"
54	39°15' 17.6531"	141°35' 43.7032"
55	39°15' 17.8696"	141°35' 43.3727"
56	39°15' 17.9794"	141°35' 43.2374"
57	39°15' 17.9548"	141°35' 42.9610"
58	39°15' 18.0606"	141°35' 42.9222"
59	39°15' 18.2213"	141°35' 42.8784"
60	39°15' 18.3869"	141°35' 42.8542"
61	39°15' 18.5392"	141°35' 42.7820"
62	39°15' 18.6673"	141°35' 42.7338"
63	39°15' 18.7454"	141°35' 42.6602"
64	39°15' 18.9313"	141°35' 42.4900"
65	39°15' 19.0671"	141°35' 42.2696"
66	39°15' 19.0294"	141°35' 42.2187"
67	39°15' 19.0291"	141°35' 41.9966"
68	39°15' 19.1554"	141°35' 41.7107"
69	39°15' 19.2031"	141°35' 41.5645"
70	39°15' 19.2791"	141°35' 41.4012"
71	39°15' 19.3631"	141°35' 41.2790"
72	39°15' 19.4765"	141°35' 41.1761"
73	39°15' 20.2440"	141°35' 40.6748"
74	39°15' 20.5914"	141°35' 40.4815"
75	39°15' 20.6998"	141°35' 40.4376"
76	39°15' 20.8081"	141°35' 40.3998"
77	39°15' 20.8965"	141°35' 40.3904"
78	39°15' 21.5275"	141°35' 40.4408"

○国土交通省告示第八百一十一号
砂防法(明治二十九年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十一年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌
1 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大浦の沢(11)

1 砂防法第二条の土地の表示
1 岩手県下閉伊郡山田町船越の区域内の土地のうち、次の一点から百一十五点までを順次結んだ線及び一点と百一十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	39°27' 00.4557"	142°00' 26.8017"
2	39°27' 00.4773"	142°00' 26.7340"
3	39°27' 00.7811"	142°00' 26.7745"
4	39°27' 01.6593"	142°00' 26.1644"
5	39°27' 02.1435"	142°00' 26.0216"
6	39°27' 02.3869"	142°00' 26.0894"
7	39°27' 02.5950"	142°00' 26.2641"
8	39°27' 02.9435"	142°00' 26.7247"
9	39°27' 03.2385"	142°00' 27.0084"
10	39°27' 03.3993"	142°00' 27.4424"
11	39°27' 03.3775"	142°00' 27.9435"
12	39°27' 03.1318"	142°00' 28.4801"
13	39°27' 02.9942"	142°00' 29.1845"
14	39°27' 02.8826"	142°00' 29.7194"
15	39°27' 02.7362"	142°00' 30.3636"
16	39°27' 02.6725"	142°00' 30.8114"
17	39°27' 02.6958"	142°00' 31.0493"
18	39°27' 02.7557"	142°00' 31.0855"
19	39°27' 02.7121"	142°00' 31.2055"
20	39°27' 02.7946"	142°00' 32.2129"

21	39°27' 03.3563"	142°00' 34.3730"
22	39°27' 03.5691"	142°00' 34.8742"
23	39°27' 03.6916"	142°00' 35.3399"
24	39°27' 04.2391"	142°00' 36.6264"
25	39°27' 05.2144"	142°00' 37.5533"
26	39°27' 05.2967"	142°00' 37.8555"
27	39°27' 05.2692"	142°00' 38.1405"
28	39°27' 05.0534"	142°00' 38.3143"
29	39°27' 05.4238"	142°00' 39.0312"
30	39°27' 05.7317"	142°00' 39.5951"
31	39°27' 05.7545"	142°00' 39.6355"
32	39°27' 05.7759"	142°00' 39.6675"
33	39°27' 05.8180"	142°00' 39.7246"
34	39°27' 05.8808"	142°00' 39.7955"
35	39°27' 06.2901"	142°00' 40.1449"
36	39°27' 06.6846"	142°00' 40.3135"
37	39°27' 07.0763"	142°00' 40.6814"
38	39°27' 06.8604"	142°00' 40.6991"
39	39°27' 06.3226"	142°00' 40.5681"
40	39°27' 05.8440"	142°00' 40.3872"
41	39°27' 05.6443"	142°00' 40.3226"
42	39°27' 05.4849"	142°00' 40.4510"
43	39°27' 05.5175"	142°00' 41.0062"
44	39°27' 05.5448"	142°00' 41.2321"
45	39°27' 05.6969"	142°00' 41.6855"
46	39°27' 05.7252"	142°00' 42.0355"
47	39°27' 05.6228"	142°00' 43.1176"
48	39°27' 05.5506"	142°00' 43.4845"

49	39°27' 05.3669"	142°00' 43.9716"
50	39°27' 05.3246"	142°00' 43.9771"
51	39°27' 05.2108"	142°00' 43.4824"
52	39°27' 05.1709"	142°00' 43.1974"
53	39°27' 05.1808"	142°00' 42.9179"
54	39°27' 05.0995"	142°00' 42.6103"
55	39°27' 04.9444"	142°00' 42.3302"
56	39°27' 04.7540"	142°00' 41.7489"
57	39°27' 04.6657"	142°00' 41.3882"
58	39°27' 04.2794"	142°00' 40.7859"
59	39°27' 04.1975"	142°00' 40.2161"
60	39°27' 04.1676"	142°00' 40.0079"
61	39°27' 04.1022"	142°00' 39.7191"
62	39°27' 03.9119"	142°00' 39.2349"
63	39°27' 03.4636"	142°00' 39.2182"
64	39°27' 03.3712"	142°00' 39.0241"
65	39°27' 03.9186"	142°00' 38.3841"
66	39°27' 03.8757"	142°00' 38.0146"
67	39°27' 03.4488"	142°00' 37.7779"
68	39°27' 03.0477"	142°00' 37.5718"
69	39°27' 02.5832"	142°00' 37.0244"
70	39°27' 02.3313"	142°00' 36.7947"
71	39°27' 02.1733"	142°00' 36.7921"
72	39°27' 01.9994"	142°00' 36.5966"
73	39°27' 01.8544"	142°00' 36.8394"
74	39°27' 01.6812"	142°00' 36.7355"
75	39°27' 01.3907"	142°00' 36.7978"
76	39°27' 01.4058"	142°00' 36.2644"
77	39°27' 01.2027"	142°00' 35.9697"

78	39°27' 01.3664"	142°00' 35.5592"
79	39°27' 01.2122"	142°00' 35.3007"
80	39°27' 01.3427"	142°00' 35.0473"
81	39°27' 01.3842"	142°00' 34.6495"
82	39°27' 01.4534"	142°00' 34.6018"
83	39°27' 01.4124"	142°00' 34.4963"
84	39°27' 01.9122"	142°00' 34.4388"
85	39°27' 02.3000"	142°00' 34.1969"
86	39°27' 02.4796"	142°00' 33.4236"
87	39°27' 02.5193"	142°00' 33.2464"
88	39°27' 02.4621"	142°00' 32.9409"
89	39°27' 02.3324"	142°00' 32.3946"
90	39°27' 02.2026"	142°00' 31.6971"
91	39°27' 02.2098"	142°00' 31.1958"
92	39°27' 02.2939"	142°00' 30.2521"
93	39°27' 02.6113"	142°00' 29.5184"
94	39°27' 02.8505"	142°00' 27.9183"
95	39°27' 02.8357"	142°00' 27.4312"
96	39°27' 02.7686"	142°00' 27.1007"
97	39°27' 02.1046"	142°00' 26.6280"
98	39°27' 01.9797"	142°00' 26.6026"
99	39°27' 01.6133"	142°00' 26.7076"
100	39°27' 01.0359"	142°00' 27.1916"
101	39°27' 00.9515"	142°00' 27.3289"
102	39°27' 00.8278"	142°00' 27.1114"
103	39°27' 00.5465"	142°00' 26.8519"

○国土交通省告示第八百一十四号

砂防法(明治11年法律第119号)第1条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治11年勅令第118号)第1条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月11日

国土交通大臣 中野 洋吉

- 1 砂防法第1条の土地に係る河川の名称
足間沢
- 11 砂防法第1条の土地の表示
静岡県榛原郡根本町田野口、同町徳山、同町毛町河内及び同町下泉の区域内の土地のうち、次の1点から116点までを順次結んだ線及び1点から116点を結んだ線に囲まれた土地の区域(昭和五十五年建設省告示第六百九号で指定した足間沢に掲げる土地の区域を除く)

点	北緯	東経
1	35°03' 03.9265"	138°05' 47.3288"
2	35°03' 03.9423"	138°05' 48.2718"
3	35°03' 04.2110"	138°05' 49.6553"
4	35°03' 04.4733"	138°05' 50.1445"
5	35°03' 02.7685"	138°05' 52.0212"
6	35°03' 04.0641"	138°05' 56.0063"
7	35°03' 03.5298"	138°06' 09.8757"
8	35°03' 07.2252"	138°06' 21.6138"
9	35°03' 03.2843"	138°06' 42.5129"
10	35°03' 04.2575"	138°06' 46.0488"
11	35°03' 09.8205"	138°06' 52.9138"
12	35°03' 10.4090"	138°07' 01.6745"
13	35°03' 07.7270"	138°07' 01.8382"
14	35°02' 52.6144"	138°06' 58.6334"
15	35°02' 38.4156"	138°06' 40.5079"
16	35°02' 29.3913"	138°06' 30.4610"
17	35°02' 31.9093"	138°06' 24.7739"
18	35°02' 26.8012"	138°06' 14.6526"
19	35°02' 20.3878"	138°06' 04.1372"
20	35°02' 27.5696"	138°05' 55.0192"

21	35°02' 36.8849"	138°05' 56.3634"
22	35°02' 44.9953"	138°05' 58.5932"
23	35°02' 57.4741"	138°05' 52.4920"
24	35°02' 59.2302"	138°05' 51.0385"
25	35°03' 02.2970"	138°05' 49.7840"
26	35°03' 03.4395"	138°05' 47.2458"

○ 國土交通省告示第八百一十五号
規 定により、同条の土地を次のとおり指定するの
で、砂防法施行規程(明治三十一年勅令第三百八十一号)第一條の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十日
国土交通大臣 中野 洋昌

一 砂防法第一條の土地に係る河川の名称
一 丸根谷
二 砂防法第一條の土地の表示
愛知県岡崎市滝町の区域内の土地のうち、次
の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と
七点を結んだ線に囲まれた土地の区域(明治三
十四年内務省告示第四十六号で指定した土地の
区域を除く。)

済	北緯	東経
1	34°58' 47.3811"	137°12' 07.8280"
2	34°58' 48.2305"	137°12' 10.7941"
3	34°58' 46.0365"	137°12' 12.5395"
4	34°58' 44.6406"	137°12' 12.5478"
5	34°58' 44.6467"	137°12' 10.3515"
6	34°58' 45.8340"	137°12' 08.0861"
7	34°58' 46.5111"	137°12' 07.5787"

○ 國土交通省告示第八百一十六号
規 定により、同条の土地を次のとおり指定するの
で、砂防法施行規程(明治三十一年勅令第三百八十一号)第一條の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十日
国土交通大臣 中野 洋昌

一 (一) 砂防法第一條の土地に係る河川の名称
一 飯盛川

(二) 砂防法第一條の土地の表示
和歌山県海南市冷水の区域内の土地のう
ち、次の一点から八十五点までを順次結んだ
線及び一点と八十五点を結んだ線に囲まれた
土地の区域

済	北緯	東経
1	34°08' 19.8936"	135°11' 17.3135"
2	34°08' 19.6175"	135°11' 17.8241"
3	34°08' 19.1738"	135°11' 18.0821"
4	34°08' 19.1918"	135°11' 17.2634"
5	34°08' 18.6628"	135°11' 16.8454"
6	34°08' 18.2443"	135°11' 16.6821"
7	34°08' 17.9267"	135°11' 16.5118"
8	34°08' 18.5404"	135°11' 16.3355"
9	34°08' 19.3417"	135°11' 16.4366"
10	34°08' 19.3802"	135°11' 16.1660"
11	34°08' 19.8363"	135°11' 16.2241"
12	34°08' 20.2513"	135°11' 15.9195"
13	34°08' 20.4206"	135°11' 16.1140"
14	34°08' 20.2249"	135°11' 16.7534"
15	34°08' 20.6379"	135°11' 17.1356"
16	34°08' 20.4705"	135°11' 17.4522"
17	34°08' 21.0150"	135°11' 18.3365"
18	34°08' 21.8763"	135°11' 20.9937"
19	34°08' 24.9825"	135°11' 21.2422"
20	34°08' 25.6629"	135°11' 23.1525"
21	34°08' 26.7296"	135°11' 21.5985"
22	34°08' 27.4300"	135°11' 21.7739"
23	34°08' 27.7331"	135°11' 22.3580"
24	34°08' 28.0221"	135°11' 24.8144"

25	34°08' 27.9050"	135°11' 25.6995"
26	34°08' 27.1632"	135°11' 26.7117"
27	34°08' 26.4815"	135°11' 27.1258"
28	34°08' 26.4780"	135°11' 27.1261"
29	34°08' 26.1688"	135°11' 27.5507"
30	34°08' 26.1286"	135°11' 28.0533"
31	34°08' 26.1580"	135°11' 28.6377"
32	34°08' 26.1548"	135°11' 29.2234"
33	34°08' 26.1531"	135°11' 29.6929"
34	34°08' 26.0884"	135°11' 29.6998"
35	34°08' 26.0990"	135°11' 29.7766"
36	34°08' 26.1224"	135°11' 29.9843"
37	34°08' 26.1450"	135°11' 30.1216"
38	34°08' 26.2333"	135°11' 30.2548"
39	34°08' 26.3688"	135°11' 30.3529"
40	34°08' 26.4884"	135°11' 30.4182"
41	34°08' 26.6239"	135°11' 30.4880"
42	34°08' 26.8797"	135°11' 30.5698"
43	34°08' 27.1069"	135°11' 30.5637"
44	34°08' 27.9022"	135°11' 30.4061"
45	34°08' 28.0905"	135°11' 30.3062"
46	34°08' 28.0914"	135°11' 30.4715"
47	34°08' 28.0894"	135°11' 30.5227"
48	34°08' 27.7665"	135°11' 30.7026"
49	34°08' 27.5125"	135°11' 30.6826"
50	34°08' 26.8071"	135°11' 30.7357"
51	34°08' 26.0442"	135°11' 30.3314"
52	34°08' 25.9761"	135°11' 29.6059"
53	34°08' 25.9648"	135°11' 27.5761"

54	34°08' 27.4151"	135°11' 25.4054"
55	34°08' 27.1118"	135°11' 22.2459"
56	34°08' 26.4328"	135°11' 23.3638"
57	34°08' 26.0962"	135°11' 23.7177"
58	34°08' 25.6356"	135°11' 23.6640"
59	34°08' 25.2205"	135°11' 23.1607"
60	34°08' 24.4186"	135°11' 21.8447"
61	34°08' 23.5123"	135°11' 22.1273"
62	34°08' 23.1589"	135°11' 23.6793"
63	34°08' 23.9258"	135°11' 25.1979"
64	34°08' 23.6597"	135°11' 26.0899"
65	34°08' 22.2717"	135°11' 26.7340"
66	34°08' 22.0833"	135°11' 26.6875"
67	34°08' 21.2029"	135°11' 25.1099"
68	34°08' 20.9401"	135°11' 25.0363"
69	34°08' 20.2023"	135°11' 25.5736"
70	34°08' 18.8905"	135°11' 24.6820"
71	34°08' 18.9546"	135°11' 24.4488"
72	34°08' 19.7365"	135°11' 24.3784"
73	34°08' 19.9054"	135°11' 23.9487"
74	34°08' 20.0712"	135°11' 23.8799"
75	34°08' 20.6833"	135°11' 24.3481"
76	34°08' 21.0215"	135°11' 24.1535"
77	34°08' 21.2099"	135°11' 24.6271"
78	34°08' 23.2904"	135°11' 25.5659"
79	34°08' 23.3576"	135°11' 25.2973"
80	34°08' 21.1165"	135°11' 21.7933"
81	34°08' 21.3407"	135°11' 21.0030"
82	34°08' 20.7711"	135°11' 21.0016"

83	34°08' 20.7373"	135°11' 20.8115"
84	34°08' 21.1987"	135°11' 20.5573"
85	34°08' 20.7898"	135°11' 18.7409"

(一) 砂防法第一条の土地に係る河川の名称
 (二) 砂防法第二条の土地の表示
 和歌山県日高郡印南町大字印南の区域内の土地のうち、次の一点から十六点までを順次結んだ線及び一点と十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

番	北緯	東経
1	33°49' 08.1387"	135°13' 23.4896"
2	33°49' 08.1447"	135°13' 23.5319"
3	33°49' 07.9653"	135°13' 23.8051"
4	33°49' 07.9288"	135°13' 25.1804"
5	33°49' 07.7665"	135°13' 25.7276"
6	33°49' 08.4054"	135°13' 26.5624"
7	33°49' 08.4482"	135°13' 27.0832"
8	33°49' 06.8850"	135°13' 27.7372"
9	33°49' 05.7437"	135°13' 26.5951"
10	33°49' 05.6529"	135°13' 26.0401"
11	33°49' 07.1758"	135°13' 25.3748"
12	33°49' 07.4943"	135°13' 25.5642"
13	33°49' 07.6866"	135°13' 25.0619"
14	33°49' 07.6883"	135°13' 23.9270"
15	33°49' 07.7994"	135°13' 23.7946"
16	33°49' 07.7339"	135°13' 23.5743"

○ 國土交通省告示第八百二十七号
 規定により、同条の土地を次のとおり指定する
 (一) 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する
 (二) 砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十一号)第一条の規定に基づき、告示する。
 令和七年八月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

(一) 砂防法第一条の土地に係る河川の名称
 (二) 砂防法第二条の土地の表示
 福岡県久留米市田主丸町竹野の区域内の土地のうち、次の一点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を結んだ線に囲まれた土地の区域(令和六年国土交通省告示第四百十四号で指定した土地の区域を除く。)

番	北緯	東経
1	33°18' 55.3820"	130°39' 40.3282"
2	33°18' 51.3429"	130°39' 44.9328"
3	33°18' 50.7392"	130°39' 45.2649"
4	33°18' 51.4237"	130°39' 42.1581"
5	33°18' 47.7438"	130°39' 38.2255"
6	33°18' 48.3587"	130°39' 36.8513"

○ 國土交通省告示第八百二十八号
 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定することともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十日
 国土交通大臣 中野 洋昌

(一) 砂防法第一条の土地に係る河川の名称
 (二) 砂防法第二条の土地の表示
 石川県輪島市市ノ瀬町の区域内の土地のうち、次の一点から二十八点までを順次結んだ線及び一点と二十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

番	北緯	東経
1	37°21' 03.2273"	136°54' 44.1709"
2	37°21' 02.7152"	136°54' 45.3775"
3	37°21' 01.8937"	136°54' 46.2735"
4	37°20' 56.6737"	136°54' 48.3635"

○ 國土交通省告示第八百二十九号
 規定により、同条の土地を次のとおり指定する
 (一) 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する
 (二) 砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。
 令和七年八月二十日

5	37°20' 50.8343"	136°54' 53.5206"
6	37°20' 48.2428"	136°54' 56.7729"
7	37°20' 47.2405"	136°55' 00.7431"
8	37°20' 46.6783"	136°55' 02.2262"
9	37°20' 43.0934"	136°55' 04.7959"
10	37°20' 42.5617"	136°55' 03.9567"
11	37°20' 44.1559"	136°55' 00.6341"
12	37°20' 44.7177"	136°54' 56.9498"
13	37°20' 46.5783"	136°54' 52.4679"
14	37°20' 44.2718"	136°54' 51.4458"
15	37°20' 43.1067"	136°54' 51.4831"
16	37°20' 39.2930"	136°54' 52.9870"
17	37°20' 35.7716"	136°54' 52.8096"
18	37°20' 34.1415"	136°54' 49.8927"
19	37°20' 30.8712"	136°54' 47.8708"
20	37°20' 30.2866"	136°54' 45.7323"
21	37°20' 30.1554"	136°54' 42.9401"
22	37°20' 31.3535"	136°54' 41.9338"
23	37°20' 33.1318"	136°54' 41.5323"
24	37°20' 40.4894"	136°54' 40.8907"
25	37°20' 50.1738"	136°54' 38.1305"
26	37°20' 55.4896"	136°54' 39.2033"
27	37°21' 01.7800"	136°54' 42.2146"
28	37°21' 03.0883"	136°54' 42.9439"

○ 國土交通省告示第八百三十号
 規定により、同条の土地を次のとおり指定する
 (一) 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する
 (二) 砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。
 令和七年八月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

(一) 砂防法第一条の土地に係る河川の名称
 (二) 砂防法第二条の土地の表示
 奥谷川
 (一) 次に掲げる土地並びにこれらの地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県鳥取市横枕
 宇立岩谷

三九七番
 三九七番地先無番地

三九八番から四〇一番まで
 四〇一〇番及び四一一番

四〇九番
 四一〇番から四一五番まで
 四一〇番及び四一一番

四五三三番及び五三三番
 五三三三番から五三三三番まで

五三七一一番から五三七一一番まで
 五三七五番地先無番地

五三七九番及び三八〇番
 三八〇番地先無番地

三八一一番及び三八二一番
 三八一一番

三八六番
 三八六番

三八七番及び三八八番
 三八八番

三八九番
 三八九番

三八四番及び二八四番
 二八四番

三八五番及び二八六番
 二八六番

三八七番
 三八七番

三八九〇番
 三八九〇番

三九一一番
 三九一一番

三九三番
 三九三番

三九四番及び三九五番
 三九四番

三九五番
 三九五番

五四〇番及び五四〇番
 五四〇番

五一七番から五五七番まで
 五一七番

面 片 報 紙

憲 　　狀

日本産業規格

令和7年8月20日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和7年8月20日

経済産業大臣 武藤 容治

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

工作機械—環境評価—第4部：鍛圧機械及びレーザ加工機のエネルギー効率	B 0955—4
に関する試験の原則	
（認定機関 一般財団法人 日本規格協会 申出）	
火災危険性試験—電気・電子—第1—12部：電気・電子製品の火災危険性評価指針—火災安全工学	C 60695—1—12
火災危険性試験—電気・電子—第1—20部：電気・電子製品の火災危険性評価指針—着火性—一般指針	C 60695—1—20
光ファイバセンサー第2—2部：温度測定—分布型センシング	C 61757—2—2
製品の加速試験方法	C 62506
情報技術—人工知能—マネジメントシステム	Q 42001
情報技術—用語—バイオメトリクス	X 0037
トラストワージネス—用語	X 0061
汎用情報配線設備—第4部：単独居住者用住宅	X 5150—4
汎用情報配線設備—第5部：データセンター	X 5150—5
モノのインターネット（IoT）及びデジタルツイン—用語	X 20924

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

工作機械試験方法通則—第10部：数値制御工作機械に取り付けたプロービングシステムの測定性能評価方法	B 6190—10
模型によるポンプ性能試験方法	B 8327
レーザ製品の安全—クラス分け及び要求事項	C 6802
太陽光発電用語	C 8960
地上設置の太陽電池（P V）モジュール—設計適格性確認及び型式認証—第1部：試験要求事項	C 61215—1
地上設置の太陽電池（P V）モジュール—設計適格性確認及び型式認証—第1—1部：結晶シリコン太陽電池（P V）モジュールの試験に関する特別要求事項	C 61215—1—1
地上設置の太陽電池（P V）モジュール—設計適格性確認及び型式認証—第1—2部：薄膜テルル化カドミウム（CdTe）太陽電池（P V）モジュールの試験に関する特別要求事項	C 61215—1—2
地上設置の太陽電池（P V）モジュール—設計適格性確認及び型式認証—第1—3部：薄膜非晶質系シリコン太陽電池（P V）モジュールの試験に関する特別要求事項	C 61215—1—3
地上設置の太陽電池（P V）モジュール—設計適格性確認及び型式認証—第1—4部：薄膜C I S系太陽電池（P V）モジュールの試験に関する特別要求事項	C 61215—1—4
地上設置の太陽電池（P V）モジュール—設計適格性確認及び型式認証—第2部：試験方法	C 61215—2
ファシリティマネジメント—マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引	Q 41001
光学及びフォトニクス—光学材料及び部品—レーザ干渉法による光学ガラスの均質度の測定方法	R 3252

（認定機関 一般財団法人 日本規格協会 申出）

電子機器用固定コンデンサー第11部：品種別通則：固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサ	C 5101—11
電子機器用固定抵抗器—第8部：品種別通則：表面実装用固定抵抗器	C 5201—8
電子機器用可変抵抗器—第3部：品種別通則：回転形精密級可変抵抗器	C 5260—3
電気・電子機器用コネクター試験及び測定—第1—100部：一般—J I S C 5402規格群一覧	C 5402—1—100
電気・電子機器用コネクター試験及び測定—第23—3部：スクリーニング及びフィルタリング試験—試験23c：コネクタ及びアクセサリのシールド効果	C 5402—23—3
光ファイバ形分散補償器	C 5916—3
光増幅器—測定方法—第3—2部：雑音指数パラメーター電気スペクトラムアナライザ試験方法	C 6122—3—2
光増幅器—測定方法—第4—1部：過渡パラメーター二波長法を用いた利得パラメータ測定	C 6122—4—1
光増幅器—測定方法—第4—3部：過渡パラメーターパワー制御单一チャネル光増幅器のパワーパラメータ測定	C 6122—4—3
環境試験方法—電気・電子—第2—14部：温度変化試験方法（試験記号：N）	C 60068—2—14
環境試験方法—電気・電子—第2—17部：封止（気密性）試験方法（試験記号：Q）	C 60068—2—17
環境試験方法—電気・電子—第3—4部：支援文書及び指針—高温高湿試験	C 60068—3—4
環境条件の分類—第3—4部：環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類—屋外固定使用の条件	C 60721—3—4
情報技術—サービススマネジメント—第1部：サービススマネジメントシステム要求事項	Q 20000—1
セキュリティ及びレジリエンス—事業継続マネジメントシステム—要求事項システム及びソフトウェア技術—システムライフサイクルプロセス	X 0170
カード及び個人識別用セキュリティデバイス—試験方法—第1部：一般的特性	X 6305—1
（内容省略）	
備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（ https://www.jisc.go.jp ）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。	
廃止された日本産業規格	
（認定機関 一般財団法人 日本規格協会 申出）	
集積回路用語	C 5610
環境試験方法—電気・電子—大気腐食に対する加速試験—指針	C 60355
環境試験方法（電気・電子）ヒータによる不完全接続耐火性試験方法	C 60695—2—3
静電気—第3—2部：静電気の影響をシミュレーションする方法—マシンモデル（MM）の静電気放電試験波形	C 61340—3—2
図書館相互貸借応用のサービス定義	X 0808
図書館相互貸借応用のプロトコル仕様—第1部：プロトコル仕様	X 0809
トピックマップ—第4部：正準化	X 4157—4
XML文書へのグリフ識別子の埋込み	X 4166
近距離通信ワイヤード インタフェース（N F C—W I）	X 5215
印刷工程管理のためのデータベース構造モデル及び制御パラメタの符号化—第1部：構造モデル及びデータベース記述書式	X 9206—1

詔 帳

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和7年8月20日

旭川地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 旭川地方検察庁 令和7年第1号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和7年8月20日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

平成30年9月頃から令和2年8月頃までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

野中智昭は、東京都内に事務所を設け、株式会社日本強運堂及び株式会社ジェイ・エス・シーの名称で、東京都知事の登録を受けずに貸金業を営んでいたものであるが、「給料ファクタリング」と称して、被害者の給料債権の全部又は一部を実際の額面より安く買い取って現金を貸し付け、被害者との間で事前に決めた買戻日までに被害者が同社から買戻すという名目で指定金融機関の預金口座に申し込んだ額面の現金を振り込ませるなどして返済させ、同社がその差額を法律に違反する高金利の利息で受け取った行為であるもの。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 犯人らが電話で被害者と応対した担当者の名前のうち、検察官が既に把握している名前（五十音順）

コシダ、シバタ、シマダ、タカシオ、タキタ、タグチ、タジマ、タナカ、タムラ、ノダ、ノナカ、マジマ、モリカワ、モリタ

(2) 犯人が金を振り込ませた口座のうち、検察官がすでに把握している口座

ア 三井住友銀行五反田支店 株ジェイ・エス・シー名義 普通預金口座2625396

イ 三井住友銀行恵比寿支店 株日本強運堂名義 普通預金口座9058084

ウ 三井住友銀行築地支店 大成交易株名義 普通預金口座7282417

(3) 主な犯行態様

インターネットホームページ、広告等を用いて顧客を勧誘し、金銭が必要な被害者に対して給料ファクタリングの仕組みを説明の上、前記野中智昭が経営する2社が被害者の給料債権の全部又は一部を実際の額面より安く買い取って現金を貸し付け、被害者との間で事前に決めた買戻日までに被害者が給料債権を買戻す名目で指定金融機関の預金口座に申し込んだ額面の現金を振り込ませるなどして返済させ、その差額を利息として受け取った。

5 開始決定の時における給付資金の額 金1,847万6,873円

6 支給申請期間 令和7年8月20日から令和7年10月20日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 裁判所名 旭川地方裁判所

(2) 裁判年月日 令和3年9月6日（確定年月日 令和5年2月25日）

(3) 被告人の氏名 野中 智昭

(4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、東京都内に事務所を設け、株式会社日本強運堂の名称で、「給料ファクタリング」と称して貸金業を営んでいたものであるが

ア 東京都知事の登録を受けないで、業として、令和2年3月13日から同年7月27日までの間、969回にわたり、被害者504名に対し、被害者名義の預金口座に振込送金する方法により、貸付名目額合計2,790万9,500円（実交付額合計2,734万2,120円）を貸し付け、もって登録を受けないで貸金業を営んだ。

イ 業として金銭の貸付けを行うに当たり、令和2年3月31日から同年8月4日までの間、33回にわたり、株式会社三井住友銀行恵比寿支店に開設された前記株式会社日本強運堂名義の普通預金口座に振込送金で受け取る方法により、被害者8名から、法定の1日当たり0.3パーセントの割合による利息合計11万8,074円を101万7,816円超える合計113万5,890円の利息を受領した。

(罪名)

アにつき貸金業法違反

イにつき出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送窓口）

〒070-8636 北海道旭川市花咲町4丁目

旭川地方検察庁 被害回復給付金事務担当

電話番号 0166-54-5415（直通）・0166-54-5416（直通）

○ 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、旭川地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。

○ 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○ 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として旭川地方裁判所に提起しなければなりません。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第198号

福岡県久留米市瀬下町319番地
債務者 森 和夫

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大石 昌彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第186号

群馬県前橋市亀里町2007番地32
債務者 藤井 浩智

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉野 晶
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第207号

群馬県前橋市小坂子町1862番地1 フーム
ビレッジ前橋 101号
債務者 戸塚 和彦

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濱口 仁徳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第10号

香川県善通寺市善通寺町3134番地17 シャーメゾン善通寺町B棟101、前住所徳島県板野郡上板町神宅字新宮前3番地11
債務者 原田 韶

1 決定年月日時 令和7年8月6日午前11時30分

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神原 太一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで

高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第3199号

大阪府八尾市青山町1丁目4番15号
債務者 山口 浩

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加古 洋輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第501号

仙台市青葉区赤坂2丁目25番地の12
債務者 加藤 梢

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 亀田 純樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前11時35分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第800号

宮城県東松島市大曲字横沼24番地4 プライムアセット大曲1号棟、従前の住所仙台市宮城野区鶴ヶ谷東1丁目3番10-3号
債務者 川村 レミ

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小堀絵里子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第848号

仙台市太白区長町南1丁目13番28号 第3
佐々倉荘105、従前の住所仙台市宮城野区岩切字洞ノ口202番地の29
債務者 小池 孝哉

1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 覚
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前11時20分

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第148号

秋田市外旭川字山崎248番地12

- 債務者 多田 伸男
- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武田 龍生
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前11時

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第152号

兵庫県伊丹市松ヶ丘1丁目155番地3

- 債務者 向井 雅之
- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柴崎 崇
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時25分

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第54号

大分県中津市大字福島2589番地13

- 債務者 門垣 恵美
- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神本 博雅
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後1時10分

大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和7年(フ)第325号

鹿児島市吉野町8928番地38

- 債務者 井上 明美
- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中山 和貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前11時

1 決定年月日時 令和7年8月4日午前11時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島田 考人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第181号

沖縄県沖縄市宇登川1017番地 インターハウス107号

- 債務者 池原 右京
- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島田 考人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後1時10分

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第160号

福島県安達郡大玉村玉井字東三合目20番地1 グリーンガーデンⅢ203

- 債務者 池田 崇訓
- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平間 裕子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前11時30分

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第1202号

さいたま市西区宮前町1112番地1 メイプル205

- 債務者 佐々木義文
- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 千恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後2時10分

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1342号
北海道江別市元江別736番地の89
債務者 阿部 泰士
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 井坂 裕
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1694号
愛知県小牧市大字小牧原新田1379番地5
債務者 奥村 輝男
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 福手 雅人
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前11時20分
5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第79号
広島県吳市仁方本町2丁目21番4号
債務者 沖本和香子
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田奥 明生
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 広島地方裁判所呉支部
令和7年(フ)第87号
茨城県牛久市栄町1丁目56番地68(ツウインズK号室)
債務者 山田 祐司
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 風間 治人
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和7年(フ)第1215号
埼玉県上尾市大字瓦葺1102番地4 ライオンズマンション上尾原市301
債務者 関口 大
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 麻生 将之
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前11時40分
5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第214号
奈良県生駒市俵口町218番地4
債務者 宮島 志織(旧姓酒井)
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 飯田 誠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前10時20分
5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第215号
奈良県生駒市俵口町218番地4
債務者 エムズ・アーキテクトこと 宮島希代子
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 飯田 誠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前10時20分
5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第108号
青森県三戸郡田子町大字田子字七日市上ノ平60番地 グループホームみろく苑、住民票上の住所青森県三戸郡田子町大字田子字風張4番地の13
債務者 近藤 静子
1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山田 秀隆
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係
令和7年(フ)第77号
茨城県ひたちなか市高場3丁目8番地4 グレースコート24MK-H棟201号
債務者 小早志康太
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 関山 英忠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前10時15分
5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第1869号
横浜市港北区篠原北1丁目16番21号 ホワイオテラス201
債務者 上阪 友哉
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 池田 博毅
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後2時40分
5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第51号
神奈川県綾瀬市深谷上5丁目23番54号、前住所神奈川県綾瀬市深谷上6丁目14番57号
債務者 市来 廣隆
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 倉知 孝匡
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部
令和7年(フ)第29号
大阪市西成区南津守6丁目7番8号 津守KANAE 2D号
債務者 金高 大介
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 柿原 学
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後1時50分
5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第571号
大阪市住吉区墨江4丁目14番34号 フェリシエユウ 303号
債務者 佐々木末広
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 針谷健太郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後1時40分
5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第142号
奈良県北葛城郡上牧町岡台3丁目1番地(26-503)
債務者 木村 大自
1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 福井麻起子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第27号
鳥取県倉吉市巖城1150番地18
債務者 森田 健一
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 濱田 卓志
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 鳥取地方裁判所倉吉支部
令和7年(フ)第130号
北海道阿寒郡鶴居村字幌呂原野第1基線47番地4
債務者 女鹿 善弘
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小西 憲臣
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第112号 青森県八戸市大字鮫町字蟻子20番地118 債務者 櫛桁 茂 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下山 慧 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係 令和7年(フ)第1622号 名古屋市南区曾池町2丁目6番地 カーサ曾池町205号、従前の住所名古屋市緑区相川1丁目119番地の1 債務者 大西 紀幸 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 信彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第807号 滋賀県草津市東矢倉2丁目5番24-101号 債務者 塚本 秀夫 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東口 良司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第825号 京都市南区東九条西札町12番地10 ザガーネットミレニアム京都烏丸 404号 債務者 山口 健史 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野田 俊之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第3194号 大阪府東大阪市岩田町5丁目2番25号 エリタージュディアマー 701号 債務者 雪本 政史 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 豊田 崇裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第3196号 大阪府東大阪市瓜生堂1丁目1-26 カーサ・プラスワン303号室、住民票上の住所大阪府東大阪市岩田町5丁目13番59号 グリーンズマンション 302号 傾債務者 畑迫 翔一 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西原 文子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第3533号 大阪市浪速区元町1丁目7番12号 サンライズ難波 1102号 傾債務者 合田 豊 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 入江 祥大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第114号 長崎県佐世保市須佐町14番32号 傾債務者 前田賢二郎 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬場 章廣	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係 令和6年(フ)第107号 名古屋市中川区吉津1丁目1406番地 ノイ・グランツ101号、前住所岐阜県可児市塙1247番地2 ハートフル春里7-2 傾債務者 伊藤 春乃 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田口 大介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 令和6年(フ)第1342号 京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町398番地 三条市営住宅22棟507号 傾債務者 土井かがり 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金森 貴之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第99号 富山市海岸通1番地35 傾債務者 飯野 洋一 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂林加奈子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 富山地方裁判所民事部 令和7年(フ)第1504号 名古屋市港区正徳町2丁目78 ロッキー正徳205号、住民票上の住所名古屋市港区正徳町2丁目32番地 株式会社エイ察 傾債務者 林 聰 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤 耕輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和7年(フ)第1509号	名古屋市名東区香南1丁目418番地 ツインコート24 4B号 債務者 水谷 信之 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 真美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第896号	大阪市都島区中野町3丁目7番8号 MAISON M NAKANO 301号 債務者 森 弘恵 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保 宏貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2915号	大阪府茨木市中津町8-29-301、住民票上の住所大阪府茨木市鳥飼野々1丁目14番8号 債務者 近森 裕也 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 嶋 祐香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3061号	大阪市住吉区我孫子西1丁目14番5-602号、前住所大阪市住吉区殿辻2丁目1番15-505号 債務者 リヨンデザインこと 大隅 勉 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉倉 邦樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3146号	大阪府守口市梶町3丁目30番12号 債務者 森脇 一揮 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 悠人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第210号	奈良市肘塚町171番地の3 債務者 東野 朋子 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 芳林 貴裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第176号	和歌山県橋本市矢倉脇313番地の1 カーサりんかんⅠ-102、前住所和歌山県橋本市三石台4丁目1番地の54 債務者 河合 広美 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀江 佳史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第1109号	埼玉県上尾市大字上尾村1304番地23、旧住所広島市安佐北区可部6丁目14番3-202号 債務者 津田 伸夫 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田 恵子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1232号	さいたま市見沼区大和田町1丁目695番地5 Myスクール2F 債務者 内田 泰浩 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 隼人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第46号	秋田県能代市字鳥小屋43番地1 サンピューター B-203号 債務者 佐藤 智哉 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩崎 康宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 秋田地方裁判所能代支部
令和7年(フ)第153号	北海道別市大通東15丁目3144番地173 ビレッジハウス土別2号棟505号室 債務者 矢野 光明 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 寛章 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後4時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1205号	名古屋市守山区翠松園3丁目106番地 ウッドストック102号 債務者 中野 智史 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小川 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1365号	代替住所A (旧住所 愛知県半田市一本木町2丁目1番地 県営西亀崎住宅3棟206号) 債務者 田中栄里子こと 前谷栄里子 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有馬 理 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第482号	埼玉県草加市手代3丁目34番3号 アルドーレ・カーサ203号 債務者 山田 幸恵 (旧姓谷山) 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 耕平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第1127号 横浜市都筑区牛久保東3丁目23番29号 債務者 宮本 健一 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 源晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1791号 横浜市緑区鳴居7丁目11番27号 ベイルーム 鳴居203 債務者 齊藤 大峰 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 天野 康代 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 横浜地方裁判所第3民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第3510号 大阪市阿倍野区阪南町1丁目12番7号 リバーラルパレス文の里103号 債務者 佐藤 和広 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三井 裕崇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第62号 北海道小樽市長橋2丁目16番17号 コーポ秀和A棟101号室 債務者 塩田 智 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古宮 靖子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 札幌地方裁判所小樽支部	1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第433号 鹿児島市鴨池2丁目9番6号 債務者 記内 数実 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河口友一朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和7年(フ)第3443号 大阪市淀川区東三国2丁目7番5号 メゾンファミール北大阪 301号、前住所大阪市淀川区東三国6-1-39-401 債務者 平澤 拓也 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武野 真一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第167号 金沢市横山町2番24号 ユーコート302号、 従前の住所金沢市畠東2丁目114番地 債務者 田中 徳幸 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 瑞季 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 金沢地方裁判所民事部	破産手続廃止及び免責許可決定 令和6年(フ)第7号 茨城県水戸市酒門町4241番地の25 破産者 時崎 伊章 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第107号 茨城県那珂郡東海村舟石川駅東4丁目5番23号 クレールソシアB-201号 破産者 宮内 美紗 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第856号 名古屋市中川区万場1丁目119番地 ベルシェエ101号 破産者 森永 洋一 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第929号 愛知県尾張旭市柏井町弥栄48番地5 破産者 廣川 清也 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第4498号 大阪市生野区巽南3丁目3番7号 破産者 前川美智子 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第515号 愛知県半田市星崎町3丁目16番地の2 第3ハイツ竹長204号 破産者 國吉 史彦 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第256号 北九州市小倉北区三萩野2丁目3番10-104号 破産者 太田 健太 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第256号 北九州市小倉北区三萩野2丁目3番10-104号 破産者 太田 健太 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	

令和7年(フ)第41号

青森県八戸市城下2丁目12番7号 サンフラ

ワーAK202

破産者 平泉 卓

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第52号

青森県八戸市大字長苗代字紺屋町6番地3

クラス1・101

破産者 一戸 敏樹

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所八戸支部破産係

令和6年(フ)第915号

宮城県名取市飯野坂5丁目4番20号

破産者 畑井田一斗

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第298号

宮城県塩竈市新浜町2丁目20番9号、従前の

住所仙台市青葉区栗生3丁目8番地の11

破産者 石川 博繼

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第357号

仙台市泉区泉中央2丁目19番地の5 セント

ラルハウスI-107

破産者 桜庭 涼太

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第378号

仙台市青葉区木町通2丁目1番55-502号

破産者 津野 貢汰

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第437号

仙台市青葉区台原7丁目3番30号

破産者 渋谷 直樹

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第492号

宮城県名取市杜せきのした1丁目8番地の3

R e · E A R T Hの杜やまと305号

破産者 高野 翔

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第9号

山形県鶴岡市日枝字大塚141番地4 エクセ

ルローズB号室

破産者 佐藤 聰

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

山形地方裁判所鶴岡支部

令和7年(フ)第26号

福島県いわき市泉もえぎ台1丁目17番地の25
ボルドールV103、旧住所茨城県日立市諏訪

町1丁目13番8-202号

破産者 木暮 元気

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第28号

茨城県日立市多賀町1丁目11番28-306号

破産者 川崎 正之

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第34号

茨城県日立市神峰町4丁目22番2-102号

破産者 古内 政子

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第36号

茨城県北茨城市大津町2779番地

破産者 小松 幹夫

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所日立支部

令和6年(フ)第1917号

埼玉県川口市前上町29番20-403号 グラン
シエロ川口

破産者 野口 光生

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第117号

さいたま市岩槻区城南5丁目6番80号 アー
クガーデンC201、旧住所さいたま市緑区芝
原2丁目24番地29

破産者 藤田 貴史

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第188号

埼玉県蓮田市大字江ヶ崎213番地

破産者 折原 卓

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第439号

さいたま市見沼区東大宮5丁目53番地8
ノールハイツ101号室

破産者 山崎 侑香

1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第536号 埼玉県久喜市上清久517番地7、旧住所埼玉県上尾市大字平塚1962番地4 破産者 佐溝 雅之 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第35号 福岡県田川郡大任町大字今任原2502番地5 MIKI HOUSE 4号 破産者 篠田さつき 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所田川支部	令和7年(フ)第16号 茨城県古河市東2丁目19番5号 破産者 坪野 鮎子 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部	1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和6年(フ)第3014号 代替住所A、旧住所名古屋市中区栄3丁目9番31号 S·ALLEY901号 破産者 KOIKE BERNADETTE BENAID 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第62号 熊本県菊池郡菊陽町大字原水1133番地10 サンピレッジフォーシーズンD 201号 破産者 藤本 昭子 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年(フ)第2729号 横浜市西区浅間町3丁目174番地2 セレナハイム1002号 破産者 桐生めぐみ 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第24号 新潟県長岡市中沢1丁目659番地5 レオパレスAMATERASU107号室 破産者 田辺 亨 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第2号 広島市西区三滝町9番21-201号 破産者 平本 晃一 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第222号 熊本県宇城市松橋町西下郷1109番地1 コンフォール205 破産者 江口 誠 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年(フ)第666号 神奈川県厚木市毛利台3丁目24番22号 破産者 飯尾 達郎 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第106号 長野県上水内郡飯綱町大字倉井2072番地1 破産者 渋沢 栄二 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第173号 広島県安芸郡坂町坂東2-2-9 破産者 築城 恵理(旧姓鈴木) 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第20号 札幌市清田区平岡4条1丁目10番1号 KMリバーハイツ203号、開始決定時の住所北海道網走郡美幌町字青山北32番地の10 リバティ・パオ1-D号 破産者 出口富雄 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第187号 神奈川県平塚市夕陽ヶ丘59番1-205号 コバーズアパート湘南 破産者 長瀬洸之介 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和6年(フ)第242号 長野市三輪4丁目1番20号 サンディタウンカルム101、旧住所愛知県弥富市子宝6丁目56番地1 破産者 船野 隆志 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第173号 広島県安芸郡坂町坂東2-2-9 破産者 築城 恵理(旧姓鈴木) 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第20号 札幌市清田区平岡4条1丁目10番1号 KMリバーハイツ203号、開始決定時の住所北海道網走郡美幌町字青山北32番地の10 リバティ・パオ1-D号 破産者 出口富雄 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第110号 新潟県柏崎市長浜町6番3-203号 阿部アパート、開始決定時の住所新潟県柏崎市扇町3番16-201号 ロイヤルスクエアD 破産者 神田 昌 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鉄路地方裁判所北見支部破産係	令和7年(フ)第153号 愛知県刈谷市半城土中町3丁目14番地10 レオネクストふたば102号 破産者 木下 康司 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第191号

愛知県岡崎市城南町3丁目8番地6 石川ハイツ 401、前住所愛知県岡崎市六名新町4番地2 キングスコート六名公園 401
破産者 林 宏昭

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第58号

鳥取県鳥取市材木町311県営住宅材木町団地59-1-14、住民票上の住所鳥取県鳥取市材木町311番地
破産者 大前 裕樹

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第8号

熊本県天草市有明町小島子1405番地
破産者 中島 芳記

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所天草支部

令和7年(フ)第93号

宮崎市佐土原町西上那珂235番地3
破産者 横山 朋子

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

令和6年(フ)第36号

茨城県那珂市向山筒粥968番地の1
破産者 有限会社トマツリ

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

水戸地方裁判所

令和6年(フ)第743号

埼玉県新座市畑中3丁目5番13号
破産者 株式会社ヤザワ

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第2187号

東京都港区新橋5丁目35番10号
破産者 口ボコム株式会社

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第3829号

東京都北区滝野川1丁目7-1-202
破産者 鈴木 修司

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6516号

神奈川県横浜市緑区霧が丘3丁目24番地 霧が丘グリーンタウン5棟107号
破産者 飯泉 正順

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8218号

埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎4丁目7-7
破産者 谷口 全亮

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第482号

東京都江東区古石場3丁目13-9-210
破産者 大友 稔

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1521号

千葉県匝瑳市飯倉台24-1
破産者 倉石 昌治

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1546号

東京都板橋区前野町2丁目16-1-611
破産者 白井 茂

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1580号

東京都新宿区新宿2丁目1番14-401号
破産者 株式会社P L A S

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1581号

東京都豊島区東池袋1丁目42番12号
破産者 株式会社N E X T

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1627号

東京都江東区東陽2丁目3番1号
破産者 株式会社森山インターナショナル

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2198号

東京都世田谷区代田1丁目39-11-401
破産者 榎本 柳一

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和5年(フ)第3045号

埼玉県朝霞市仲町2丁目4-2-901、開始決定時の住所東京都世田谷区奥沢7丁目10-10-103
破産者 足達 亮

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和5年(フ)第4771号 東京都中央区京橋1-6-12N S京橋ビル6階 破産者 株式会社クロナス 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第2722号 東京都練馬区石神井台6丁目15-18-602 破産者 林 久慶 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第3834号 東京都北区王子2丁目23-9-301、開始決定時の住所東京都荒川区西尾久8丁目44-30-902 破産者 弁谷奈帆子 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第547号 東京都練馬区石神井町6丁目16-11-302 破産者 佐藤 貴史 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第893号 東京都品川区大井2丁目24-15-101 破産者 鈴木 賢

1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1489号 東京都杉並区高井戸東2丁目5-19-105 破産者 星 とみ江 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1584号 東京都中央区日本橋人形町2丁目34番11号 破産者 株式会社エム・エス商事 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1585号 東京都新宿区戸山1丁目14-15-402 破産者 松本 好史 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2141号 東京都板橋区板橋3丁目4-9-701 破産者 和田 教 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第893号 東京都品川区大井2丁目24-15-101 破産者 鈴木 賢

令和6年(フ)第1601号 埼玉県上尾市愛宕2丁目1番5号 破産者 株式会社フェイス 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1489号 東京都杉並区高井戸東2丁目5-19-105 破産者 星 とみ江 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和2年(フ)第276号 広島市南区仁保新町2丁目11番53-103号、開始決定時の住所広島市南区仁保南2丁目8番21号 破産者 三好 敏雄 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第4部
免責許可決定
令和7年(フ)第153号 茨城県鉾田市札935番地 破産者 松場 道彦 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所
令和7年(フ)第97号 愛知県豊橋市野依台2丁目1番地1 ヒルタウンAW C611、従前の住所山梨県甲府市朝日5丁目13番5号 ヒカリハイツ105 破産者 菊地 一斗 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第100号 愛知県豊川市住吉町1丁目28番地 コーポファミールA棟202号 破産者 近藤 健二(旧姓藤田) 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第119号 愛知県豊川市八幡町東赤土28番地の5 レオパレスエスペランサV202 破産者 武市 祐太 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第129号 愛知県新城市字北畑40番地5 セザンヌ北畑117号室、従前の住所愛知県新城市字東沖野20番地10 県営弁天住宅1街区1棟305 破産者 白井 友規 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第159号 茨城県水戸市見川町2563番地 市営緑岡第1住宅8棟805号 破産者 恩田 雪子 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所
令和7年(フ)第8号 北海道浦河郡浦河町堺町東6丁目485番地の25 破産者 永野 千春 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係
令和7年(フ)第31号 茨城県日立市滑川本町2丁目17番20号、前住所茨城県日立市滑川本町4丁目9番5-103号 破産者 吉田 紘佳 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部
令和7年(フ)第42号 茨城県日立市十王町伊師725-1 介護老人保健施設ひたちの森ハピネス、前住所茨城県日立市滑川本町4丁目4番2-203号 破産者 松見千恵子 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第54号

東京都板橋区西台2丁目24番6号 ヴィオラ
ソーレ203、開始決定時の住所茨城県日立市東大沼町4丁目25番22号(前々住所)静岡県沼津市松長146番地の3(コーポヤマニ201)
破産者 須田 達貴

1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第12号

三重県熊野市有馬町443番地1
破産者 内杉 幸矢
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

令和7年(フ)第165号

沖縄県那覇市東町22番8-701号 マンション東、住民票上の前住所沖縄県那覇市前島1丁目14番11号 AQUA TERRACE
美栄橋203
破産者 外間 順子
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第415号

札幌市北区新琴似7条2丁目2番28-205号
破産者 鈴木 貴光
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第576号

札幌市東区北10条東5丁目1番30号 ピュア105-C4号
破産者 武田真由美
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第604号

北海道江別市見晴台95番地の6
破産者 工藤 征裕
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第668号

札幌市白石区本郷通6丁目北3番13-303号
破産者 遠藤 友香
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第708号

札幌市中央区南15条西7丁目2番5-202号
破産者 半澤 栄二
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第718号

札幌市白石区東札幌2条5丁目2番20号シティハイムSUN東札幌203号
破産者 若崎 舞波
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第738号

札幌市北区新琴似7条16丁目1番7-1号
破産者 高橋 彩(旧姓菅原)
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第743号

札幌市東区北42条東1丁目4番10-2号ル・パレ東麻生ガーデンA号
破産者 畑 稔
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第748号

札幌市東区北15条東1丁目2番14号
破産者 藤井 浩二(旧姓岸本)
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第772号

札幌市北区北28条西8丁目1番13号 ブルーム202号
破産者 小田切玲子

1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第810号

北海道北広島市泉町2丁目2番地 D5-103
破産者 南 桂子
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第867号

札幌市東区北22条東8丁目2番20号 サンステージN22E8-102号
破産者 芳賀 好巳
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第393号

仙台市宮城野区小鶴2丁目1番25-501号
破産者 佐々木貴俊

1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第429号

仙台市太白区八木山松波町12番1号 I.S.E-2-E、従前の住所仙台市青葉区五橋2丁目11番11-301号
破産者 平野 葵衣

1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第457号

仙台市太白区郡山5丁目10番18号 ピースフル郡山7
破産者 米田 美沙

1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第2号

群馬県利根郡みなかみ町下牧360番地1
破産者 斎藤 優衣

1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和7年(フ)第7号

群馬県沼田市薄根町3431番地34
破産者 町田 一子

1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和6年(フ)第2221号

東京都新宿区高田馬場1丁目5-19-601
破産者 恩田 英久
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6939号

東京都世田谷区上祖師谷4丁目2-2-106
破産者 種田光一朗
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第189号

岐阜県関市緑ヶ丘1丁目3番4号
破産者 井上 英子
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第17号

岐阜県揖斐郡大野町大字下磯88番地3
破産者 堀内 有希
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第39号

岐阜県揖斐郡大野町大字黒野460番地2
破産者 春日井希望
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第510号

名古屋市南区外山1丁目2番3号 アーバンフラット新瑞橋108号
破産者 山内由起子
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第511号
愛知県春日井市如意申町6丁目1番地2 工
スペランサⅡ102号
破産者 若松 洋子
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第552号
愛知県春日井市中新町2丁目3番地9 ピュ
アハーツ239 101号
破産者 伊藤 芳美
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第852号
愛知県半田市岩滑高山町3丁目147番地
破産者 青木 嵩弥
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第865号
名古屋市中村区並木2丁目117番地 エスボ
ア八田206号
破産者 小野寺 完
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第882号
名古屋市中区千代田2丁目10番21号 C' 2
SQUARE 3-A号
破産者 林 尚束
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第913号
愛知県春日井市岩成台6丁目2番地1 33号
棟207号室
破産者 五味 綾
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第926号
名古屋市中村区大秋町4丁目52番地 グリー
ンハイツ長江203号
破産者 佐藤 勉
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第975号
東京都足立区綾瀬1丁目28-7 第41新井ビ
ル401号室、住民票上の住所愛知県春日井市
知多町1丁目141番地
破産者 五味 淑樹
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第979号
名古屋市南区元塩町4丁目1番地 元塩荘7
棟605号
破産者 塩塚 久美
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1014号
愛知県春日井市鳥居松町8丁目23番地1 サ
ンシャイン鳥居松205号
破産者 福井 章由
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1022号
名古屋市天白区中坪町88番地の1 サンライ
フ福島201号
破産者 武智 一博
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1028号
名古屋市西区中小田井2丁目200番地 ウエ
ストハイツ201号
破産者 鈴木 幸代
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1031号
愛知県瀬戸市西松山町2丁目151番地 グ
リーンハイツ213
破産者 秦 宏安
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1066号
愛知県海部郡大治町大字西條字高場18番地の
1 Branch e 201号室 百瀬方、住民
票上の住所名古屋市中川区下之一色町字松蔭
4丁目16番地の3 KODATE XIV B棟
破産者 川野 貴彦
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1089号
名古屋市中川区中郷2丁目168番地の1 ア
シスト中郷104号
破産者 枝谷 一樹
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1095号
愛知県瀬戸市屋戸町345番地
破産者 高島 浩樹
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1111号
名古屋市港区当知3丁目3801番地 当知住宅
1棟301号
破産者 川西 里佳
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1135号
名古屋市東区徳川1丁目101番地 徳川マン
ション901号、従前の住所名古屋市中区新栄
2丁目14番16号 第81プロスパービル305号
破産者 本藤 海斗

1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1164号
名古屋市名東区牧の里3丁目306番地 牧の
里パークヒルズ203号
破産者 津田 育彦
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1191号
愛知県春日井市乙輪町1丁目75番地
破産者 伊藤 忠
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1221号
名古屋市熱田区五番町9番A-305号 五番
町住宅
破産者 石橋 英子
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第14号
山口県萩市大字堀内232番地2 シーサイド
コート8号、従前の住所山口県下関市小月市
原町1番15号 サンライフ市原C 205号
破産者 須合 真衣
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

令和7年(フ)第21号
長崎県島原市新馬場町930番地2
破産者 早崎 強
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和7年(フ)第22号
長崎県島原市有明町大三東戊1181番地 ワセ
ダアパート205
破産者 吉岡 正勝
1 決定年月日 令和7年8月4日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和7年(フ)第41号

北海道小樽市緑1丁目24番13号 みどりヒル

Ⅱ201号室

破産者 西川 優一

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所小樽支部

令和7年(フ)第42号

北海道小樽市幸3丁目3番3号 らしくホー
ム幸

破産者 成田 研司

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所小樽支部

令和7年(フ)第51号

北海道苫小牧市音羽町1丁目2番10号 音羽
ヒルズ1 201号、前住所北海道苫小牧市双
葉町1丁目5番9号 クリスタルハーモニー
9 101号

破産者 佐藤 敏彦

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第60号

北海道苫小牧市柳町4丁目16番12号

破産者 濵谷知恵子

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第61号

北海道苫小牧市柳町4丁目16番12号

破産者 濵谷 美香

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第69号

釧路市共栄大通9丁目1番173号 共栄パレ
ス703

破産者 熊谷 貴行

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第88号

釧路市貝塚1丁目6番16号

破産者 高岡 愛実

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第91号

釧路市愛国西1丁目17番6号 レ・フランセ
L137号室

破産者 菅原 優子

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第94号

釧路市昭和中央6丁目29番23号、前住所釧路
市昭和町4丁目13番4号

破産者 服部 康一

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第95号

釧路市昭和中央6丁目29番23号、前住所釧路
市昭和町4丁目13番4号

破産者 服部 幸子

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第79号

北海道河東郡音更町柳町北区12番地1 柳町
団地1号棟1号室

破産者 杉本 輝雄

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所帶広支部破産係

令和7年(フ)第31号

青森県十和田市東十三番町21番22号 ハイツ
アカサカB-1号室

破産者 鳥谷部久美子

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所十和田支部

令和7年(フ)第596号

仙台市太白区西中田6丁目21番6-206号

破産者 糟谷 佳江

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第618号

仙台市太白区富沢南1丁目15番地の13

破産者 長谷川 信

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第18号

宮城県気仙沼市岩月宝ヶ沢47番地3 熊谷荘
A棟

破産者 小松 良友

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所気仙沼支部

令和7年(フ)第23号

秋田県仙北郡美郷町六郷字小安門160番地
小安門住宅B-104

破産者 高橋 未知

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所大曲支部

令和7年(フ)第99号

福島県郡山市町東2丁目5番地 Eハウス町
東105号

破産者 岡元 雄大

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第124号

福島県郡山市菜根1丁目13番33号 ディアス
菜根B-101号

破産者 西 進

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第125号

福島県郡山市菜根1丁目13番33号 ディアス
菜根B-101号

破産者 本多 千穂

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第65号

福島県いわき市平上荒川字後沢20-68、住民
票上の住所福島県双葉郡楢葉町大字波倉字原
162番地の5

破産者 佐藤 香代

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第69号

福島県いわき市四倉町字町田142番地の8
破産者 武田 貴大

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第67号

茨城県水戸市千波町2353番地の11
破産者 鬼澤 優太

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第184号

茨城県笠間市鯉淵6244番地12
破産者 久米 裕也

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第192号

茨城県水戸市金町3丁目5番3号 太郎坂
コーポ202号、前住所茨城県水戸市栄町1丁
目10番10-412号 レスカールマンション第
II

破産者 亀山 秀昭

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第59号

茨城県日立市田尻町4丁目18番7-103号
破産者 阿部 友美(旧姓村山)

1 決定年月日 令和7年8月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所日立支部

令和6年(フ)第1635号 東京都青梅市新町8丁目11番地の10、破産手続開始決定時の住所東京都青梅市梅郷2丁目417番地の1 破産者 杉浦 豊 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第590号 東京都立川市西砂町6丁目44番地の1 ウィステリアタウンVII204号室 破産者 後野 享佑 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第682号 東京都八王子市吉町19番12号202 破産者 飯野 妙子 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第768号 東京都青梅市新町8丁目10番地の8 新町ハイツ510号室 破産者 大黒 友也 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第2230号 東京都立川市錦町4丁目12番25号アルトーロ中町404号 破産者 菅原淳一郎 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第600号 東京都立川市柴崎町5丁目8番1号R I V E R S I D E アプラス203号 破産者 丸居 樹 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第718号 東京都八王子市横川町108番地横川町住宅7-307 破産者 笹本 正 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第773号 東京都国立市西1丁目8番地の47M O R E 国立103 破産者 濱野あづさ 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第310号 東京都町田市小川2丁目10番地2町田コープタウン12-408 破産者 阿部 貴昭 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第606号 東京都小平市美園町3丁目16番25号ブルンネン小平Ⅱ101号 破産者 横井 朱理 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第720号 東京都あきる野市草花3670番地232 破産者 伊東 祐一 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第775号 東京都八王子市台町1丁目14番16号フィレンツェ台町203号 破産者 玉田 竜也 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第312号 東京都八王子市北野台3丁目10番8号 破産者 千田 壽二 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第652号 東京都西東京市下保谷3丁目18番23号パールビルB202号 破産者 合田 卓也 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第747号 東京都八王子市横川町798番地 破産者 真尾 光春 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第747号 東京都日野市万願寺6丁目24番地の15 破産者 武部 俊宏 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第491号 東京都西東京市芝久保町4丁目2番9号芝久保ハイツ307号 破産者 羽根 道雄 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第659号 東京都小平市上水南町1丁目13番1号サンジュリアン202号 破産者 林田 和彦 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第748号 東京都東大和市向原6丁目1番地17-705号 破産者 田中 恵子 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第785号 東京都東久留米市金山町1丁目3番6号むさしの荘101号 破産者 戸井田泰道 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第582号 東京都八王子市寺田町432番地 グリーンヒル寺田 100-404 破産者 新関眞一郎 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第680号 東京都調布市仙川町2丁目18番地8仙川マンション101 破産者 倉田 順子 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第754号 東京都東村山市恩多町3丁目43番地39 破産者 栗城 照美 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第802号 東京都八王子市四谷町1917番地45すみれハイツ103号 破産者 佐藤かすみ 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第582号 東京都八王子市寺田町432番地 グリーンヒル寺田 100-404 破産者 新関眞一郎 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第680号 東京都調布市仙川町2丁目18番地8仙川マンション101 破産者 倉田 順子 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第757号 東京都東村山市野口町4丁目18番地1寿荘2 破産者 仲田 有佑 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第789号 東京都東久留米市金山町1丁目3番6号むさしの荘101号 破産者 戸井田泰道 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第807号

東京都八王子市打越町2011番地14グリーンライト201号
破産者 甲斐 聖也

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第813号

東京都日野市万願寺6丁目32番地の6シャンテ・ヴィラ202

破産者 小池 伊織

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第832号

東京都羽村市羽中2丁目3番5号グランサンセール102
破産者 本橋 政男

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第838号

東京都府中市宮西町3丁目20番地の1マートルコート府中501
破産者 十倉 論敦

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第848号

東京都稻城市平尾2丁目54番地の1セジュール新百合306
破産者 宮田 直美(旧姓堺)

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第853号

東京都調布市国領町7丁目69番地13国領ロイヤルD205
破産者 小昏 健二

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第857号

東京都八王子市丹木町3丁目204番地6
破産者 大熊 清

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第858号

東京都八王子市丹木町3丁目204番地6
破産者 大熊由紀子

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第868号

東京都府中市片町1丁目6番地の1青祥ビルズ308
破産者 青木 稔

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第872号

東京都立川市柴崎町4丁目11番14号
破産者 古澤 弥夕

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第881号

東京都福生市大字福生880番地10ラ・ジオンII303号室
破産者 加藤 智也

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第41号

神奈川県伊勢原市三ノ宮1063番地の10 グランドハイツ105号
破産者 棟方真弓美

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第246号

神奈川県平塚市田村9丁目17番19-104号
プリムローズ

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第247号

神奈川県平塚市田村9丁目17番19-104号
プリムローズ

破産者 小室 恵美

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第95号

金沢市みどり2丁目1番地1 市営住宅H4棟11-8号
破産者 木田 丈次

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第109号

金沢市寺町2丁目2番9号 クレール寺町1号、従前の住所金沢市西泉3丁目1番地
破産者 田村 美紀

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第13号

長野県小諸市乙1068番地6
破産者 桶口ロセリンこと HIGUCHI ROSELYN DEMAPE

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所佐久支部

令和7年(フ)第84号

静岡県袋井市浅羽1669番地の1 ドヌール浅羽 301号室
破産者 日高 清子

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第135号

神奈川県川崎市宮前区宮前平3-10-31 レオパレス宮前平103号室、住民票上の住所静岡県浜松市浜名区横須賀759番地の1 グレイスヴィラ北浜201
破産者 福地 雄介

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第136号

静岡県袋井市方丈6丁目7番地の5 サンラ

イフ荻原方丈 207号室
破産者 石原真奈見

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第141号

静岡県袋井市鷺巣572番地の2 ラフィネセ

ンチュリー101号室
破産者 前田ロシオこと マエダ フアルファ

ン ロシオ アメリア (MAEDA FAR FAN ROCIO AMELIA)

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第144号

静岡県袋井市葵町2丁目5番地の8
破産者 古池いづみ

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第152号

静岡県袋井市豊沢848番地の7 パールアイ

豊沢 202号室
破産者 園田 隆

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第156号

浜松市中央区和合町220番地の84 C1-210
破産者 須藤 明

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第164号

浜松市浜名区内野4562番地の2
破産者 矢部 元基

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第169号 静岡県浜松市中央区蜆塚1丁目19番30号 コード: 105 破産者: 藤垣 晃久 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第128号 三重県桑名市大字安永1302番地1 リベルタ II 201号 破産者: 安達 砂江 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第135号 三重県員弁郡東員町笹尾西3丁目6番10 コード: 106 破産者: 安田 大樹 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第141号 三重県員弁郡東員町大字北大社2177番地4 コード: 5 破産者: 中村 浩亮 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第173号 静岡県浜松市中央区雄踏町宇布見6231番地の1 田端団地E棟103号室 破産者: 三好 景子 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第130号 三重県三重郡川越町大字北福崎157-1 三重タイガーマンション 204、住民票上の住所茨城県水戸市吉沢町274番地の9 破産者: 大貫 雅人 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第136号 三重県四日市市東日野町809番地3、前住所三重県四日市市西日野町4979番地 メゾンエ スパワール101 破産者: 山本 酔樹 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第143号 三重県四日市市高浜町4番16号 破産者: 藤井 良和 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第177号 静岡県掛川市大池1568番地の31 Maiso nette城下II 5号室 破産者: 前田 韶平 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第131号 三重県四日市市鵜の森2丁目12番11号 レス カール鵜の森801、前住所三重県四日市市日 永西5丁目8番21号 フォレストオブウイ ン1A 破産者: 上柿元智紀 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第137号 三重県四日市市富田一色町2番11号 グラン ドハイツ豊101 破産者: 村中 美紀(旧姓荒木) 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第33号 三重県伊勢市常磐2丁目8番19号 破産者: 渡邊 聰 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所伊勢支部破産係
令和7年(フ)第208号 静岡県浜松市中央区曳馬5丁目7番68号 破産者: 花岡 節子 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第132号 三重県四日市市波木町1097番地44 株チトセ 寮 破産者: 湯之前浩一 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第138号 三重県桑名市筒尾2丁目13番地1 ソレア ドS-1C、前住所三重県桑名市大字森忠 950番地17 破産者: 中島 英樹 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第37号 三重県伊勢市岡本2丁目11番88号、住民票上 の住所三重県伊勢市岡本2丁目13番5号 破産者: 岩下 篤史 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所伊勢支部破産係
令和7年(フ)第108号 三重県四日市市前田町9番11号 障がい者グル ープホームしらゆりケアこゆり前田町、前 住所三重県四日市市日永4丁目7番25号 ミ カーサ日永106 破産者: 出村 友希 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第133号 三重県四日市市東富田町31番10号 Lech e 202 破産者: 橋本 展宏 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第140号 三重県四日市市日永西4丁目8番7号 グラ ンドール日永C-201 破産者: 加藤 宏 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第38号 三重県伊勢市通町487番地1 クレストファ ミールA102号室 破産者: 棚本由美子 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所伊勢支部破産係
令和7年(フ)第119号 三重県いなべ市北勢町麻生田1582番地1 コ リース麻生田1号室 破産者: 砂田 紘明 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第134号 三重県三重郡朝日町繩生360番地1 サンペド ロB 101号室、住民票上の住所三重県松阪 市嬉野森本町1505番地13 破産者: 田中 亮 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第145号 大阪府吹田市高野台1丁目2番2-806号 破産者: 吉武 真平 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1252号 大阪府吹田市高野台1丁目2番2-806号 破産者: 吉武 真平 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第17号

和歌山県東牟婁郡串本町串本1441番地 コーポショウザ201号、申立時の住所和歌山県東牟婁郡串本町串本2078番地6
破産者 竹内 琴華

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

令和7年(フ)第63号

鳥取県鳥取市吉成1丁目4番34号
破産者 三谷 正生
1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。

鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第64号

鳥取県鳥取市立川町6丁目234番地 市住6-21号、旧住所鳥取県鳥取市滝山371番地17、鳥取県米子市富士見町2丁目98番地 エクセル富士見710号、東京都江戸川区北小岩4丁目32番1号 レジデンシャル北小岩101、鳥取県鳥取市浜坂3丁目2番29号 リビングタウン浜坂203号、京都府京田辺市興戸町田43番地1 ヴァーナルV402、鳥取県鳥取市賀露町南2丁目2番4-31号
破産者 山田 歩華

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第30号

島根県出雲市姫原1丁目11番地11 コーポ林301、前住所島根県出雲市高岡町79番地6
破産者 橋野 明芳
1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。

松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第104号

徳島県鳴門市撫養町林崎字南殿町139番地1 ヴィラ・アイレックス林崎302号
破産者 岩満 尚子
1 決定年月日 令和7年8月5日
2 主文 破産者について免責を許可する。

徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第129号

香川県高松市前田東町1088番地1 四電工前田寮112号
破産者 宇野 孝洋

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第127号

愛媛県松山市土居田町688番地8 メゾン遙301号
破産者 大塚 春佳

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第148号

愛媛県松山市山西町38番地2 ジョイフル山西106号
破産者 吉田 千景

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第26号

福岡県飯塚市西徳前3番9号 江藤A P201
破産者 吉田 彩人

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第39号

福岡県飯塚市小正357番地4 市営小正水落住宅3号
破産者 佐藤寿美江

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第195号

宮崎市清武町あさひ2丁目3番地 ピアッジ才101号
破産者 濱田 森造

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第206号

宮崎市清武町新町2丁目1番地9 第1コーポグリーン311号、前住所宮崎市池内町志正田2691番地3
破産者 日比良王主

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第207号

宮崎市大字本郷南方4460番地1 スカイスター南宮A棟204号、前住所宮崎市田野町甲5180番地4 平原ハイツⅢ203号
破産者 福山 英司

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第214号

宮崎市南高松町2番41号 ジーピー8番館205号、前住所宮崎市大工2丁目130番地 ハイムコスモス201号
破産者 杉尾由香里

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第216号

宮崎市大字田吉1367番地4
破産者 良峰 瑞穂(旧姓三島)

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第75号

宮崎県日向市大字日知屋16196番地5 塩田団地3-20
破産者 黒田八代子

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第84号

宮崎県延岡市野地町6丁目3895番地1 らふいーね甲 305
破産者 松田亜梨実

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和6年(再イ)第561号

東京都新宿区新宿6-22-5-311

再生債務者 秋山 大樹

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年6月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月1日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第578号

東京都墨田区墨田2-20-11-213

再生債務者 高橋 光彦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年6月23日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月1日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第6号

茨城県水戸市千波町1799-245 県営千波アパート4-202(住民票上の住所茨城県水戸市千波町2776番地の5)

再生債務者 秋山 愛

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月1日 水戸地方裁判所

令和6年(再イ)第30号

大分市大字横尾3080番地の32

再生債務者 河島 晃

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月4日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第5号

茨城県水戸市見川4丁目396番地の3

再生債務者 宮本 智雄

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月1日 水戸地方裁判所

令和7年(再イ)第35号

東京都江戸川区中葛西7-25-3-201

再生債務者 大熊 正倫

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月4日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第74号

静岡県磐田市福田中島3432番地7

再生債務者 菅野屋行修

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月5日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年(再イ)第43号

札幌市白石区東札幌5条3丁目1番37-107号

再生債務者 今 榎平

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月5日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第9号

福岡県柳川市佃町889番地12

再生債務者 坂元 智秋

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月5日

福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

令和7年(再イ)第2号

青森県十和田市西一番町11番17-1号

再生債務者 宮本 康博

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月5日

青森地方裁判所十和田支部

令和7年(再イ)第10号

兵庫県明石市松の内1丁目9番地の16 ライオンズマンション西明石702号

再生債務者 加藤 由香

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月31日

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和7年(再イ)第76号

東京都墨田区両国4-12-5-803

再生債務者 多田 英彰

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月4日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第67号

静岡県浜松市中央区鴨江2丁目24番14号

再生債務者 吉田 圭吾

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月5日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年(再イ)第7号

神戸市西区樫野台3丁目2番地 8-202号

再生債務者 青野 佑治

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月31日

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和7年(再イ)第69号

東京都中野区新井1-27-4 根岸荘1

再生債務者 田邊 圭介

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月4日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第31号

三重県松阪市五主町1234番地44

再生債務者 松井 孝弘

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月5日

津地方裁判所再生係

令和7年(再イ)第13号

兵庫県明石市大久保町駅前1丁目5番地の7

再生債務者 林 有沙

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月4日

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和7年(再イ)第15号

愛媛県伊予郡松前町大字北川原1340番地4

再生債務者 加納 義之

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月5日 松山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第9号

新潟県長岡市西津町2623-1 メゾンニュー

アール105

再生債務者 木村 薫

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月4日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和7年(再イ)第6号

静岡県袋井市見取607番地の15

再生債務者 佐藤 澄雄

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月5日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年(再イ)第12号

三重県龜山市阿野田町815番地2 リバーサ

イド宝生1 4C号

再生債務者 菊池 翔

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月5日 津地方裁判所再生係

令和7年(再イ)第3号
福岡県筑後市大字西牟田3887番地3 ビレッジハウス筑後1-204号
再生債務者 大隈 友博
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月29日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月4日
福岡地方裁判所八女支部個人再生係
令和7年(再イ)第9号
宮崎市高岡町高浜2400番地2
再生債務者 嶋中 一稀
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月29日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月4日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係
令和6年(再イ)第15号
宮崎県日向市浜町2丁目36番地1
再生債務者 清水 操
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月29日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月5日 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年(再イ)第3号
北海道恵庭市黄金南6丁目9番地1 (グラントミラージュV205号)
再生債務者 川村 学
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月5日
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第33号
札幌市白石区栄通20丁目8番15-202号
再生債務者 山田 光

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月5日
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第13号
茨城県水戸市鯉淵町2508番地の81
再生債務者 菅野 仁
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月4日
水戸地方裁判所
令和6年(再イ)第19号
岩手県北上市北鬼柳19地割126番地10
再生債務者 佐々木悦子
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月31日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月5日 盛岡地方裁判所花巻支部
令和7年(再イ)第5号
岩手県花巻市松園町661番地10
再生債務者 佐々木則暁
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月31日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月5日
新潟地方裁判所長岡支部再生係
令和7年(再イ)第7号
三重県鈴鹿市白子駅前44-21 ローズコート白子B号室 (住民票上の住所) 愛知県日進市浅田平子2丁目162番地
再生債務者 石原 佳
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年8月1日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月5日
津地方裁判所再生係
令和7年(再イ)第6号
鳥取県鳥取市気高町北浜3丁目36番地
再生債務者 澤田 伸一
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年8月1日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月5日 鳥取地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第3号
愛媛県松山市土居田町223番地2
再生債務者 森本 伸也
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年8月1日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月5日
松山地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第3号
福岡県柳川市有明町2476番地7
再生債務者 豊福 礼
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年8月1日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月5日
福岡地方裁判所柳川支部個人再生係
令和7年(再イ)第13号
静岡県袋井市松原1173番地の1
再生債務者 高木 智彦
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月5日
静岡地方裁判所浜松支部再生係
令和7年(再イ)第17号
三重県四日市市清水町2番31号
再生債務者 橋口 祥吾
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年8月4日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年8月5日
津地方裁判所四日市支部

独立行政法人造幣局令和6事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第3項の規定に基づき、独立行政法人造幣局令和6事業年度財務諸表について、次のとおり公告します。

令和7年8月20日

大阪府大阪市北区天満1丁目1番79号
独立行政法人造幣局
理事長 平井 康夫

貸 借 対 照 表
(令和7年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	9,985,311,913	預り寄附金（注1）	1,450,000
有価証券	17,200,000,000	買掛金	1,356,687
売掛金	2,209,149,379	未払金	1,503,942,649
製造済貨幣	608,998,209	国庫納付金未払金	3,076,368,665
製品	999,356,128	未払消費税等	625,892,036
原材料	6,538,808,793	未払費用	61,516,942
部分品	24,954,054	前受金	124,623,035
仕掛品	5,054,822,258	預り金	36,107,099
貯蔵品	510,495,298	引当金	
未収収益	33,367,748	賞与引当金	505,173,818
未収金	162,799,337	システム更新作業中止に伴う 損害引当金	70,860,800
その他の流動資産	350,942,089	その他の流動負債	
流動資産合計	43,679,005,206	流動負債合計	1,539,769
II 固定資産		II 固定負債	
1 有形固定資産		資産見返負債（注1）	
建物	31,346,464,557	資産見返寄附金	107,263,481
減価償却累計額	20,175,215,600	資産見返目的積立金	180,692,099
減損損失累計額	5,875,087	長期預り寄附金（注1）	
構築物	3,200,484,138	引当金	
減価償却累計額	2,675,277,536	退職給付引当金	9,465,119,820
減損損失累計額	8,632,426	環境安全対策引当金	52,000,000
機械装置	29,735,521,307	システム更新作業中止に伴う 損害引当金	296,583,542
減価償却累計額	24,293,791,543	固定負債合計	9,813,703,362
減損損失累計額	152,041,873	負債合計	10,128,110,513
車両運搬具	161,792,129		16,136,942,013
減価償却累計額	135,618,200		

工具器具備品	5,541,990,982	(純資産の部)		
減価償却累計額	4,201,818,265	I 資本金		
減損損失累計額	8,010,409	政府出資金		51,126,766,948
土地		資本金合計		51,126,766,948
立木		II 資本剰余金		1,091,095,000
建設仮勘定		資本剰余金		
その他の有形固定資産		その他行政コスト累計額(注1)		
有形固定資産合計	27,772,251,604	除売却差額相当累計額	202,538,007	202,538,007
2 無形固定資産	352,618,683	資本剰余金合計		1,293,633,007
ソフトウェア	34,000,000	III 利益剰余金		
その他の無形固定資産	194,462,232	前事業年度繰越積立金(注1)	29,042,021,629	
無形固定資産合計	46,683,304,693	当期末処分利益	655,345,844	
3 投資その他の資産	691,905,542	(うち当期総利益)	(655,345,844)	
投資有価証券	494,000	利益剰余金合計		29,697,367,473
投資その他の資産合計	692,399,542			
固定資産合計	7,200,000,000	純資産合計		82,117,767,428
資産合計	7,200,000,000			
	54,575,704,235	負債純資産合計		98,254,709,441
資産合計	98,254,709,441			

(注記事項)

- 1 これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。
2 その他行政コスト累計額のうち、当法人に対する出資を財源に取得した資産に係る金額は149,538,007円です。

行政コスト計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
I 損益計算書上の費用	
売上原価	26,621,252,867
販売費及び一般管理費	5,792,628,294
営業外費用	20,619,062
特別損失	4,463,064
損益計算書上の費用合計	32,438,963,287
II その他行政コスト	0
その他行政コスト合計	0
III 行政コスト	32,438,963,287

(注記事項)

- 1 造幣局の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	32,438,963,287円
自己収入等	△33,084,411,684円
機会費用	759,232,489円

造幣局の業務運営に関して

国民の負担に帰せられるコスト

113,784,092円

- 2 機会費用の計上方法

政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和7年3月末利回りを参考に1.485%で計算しております。

損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
I 売上高	32,801,204,083
II 売上原価	
製品期首棚卸高	1,455,673,598
当期製品製造原価	23,702,620,789
貨幣法第10条に基づく国庫納付金	3,076,368,665
合計	28,234,663,052

他勘定振替高	5,055,848	
製品期末棚卸高	1,608,354,337	26,621,252,867
売上総利益		6,179,951,216
III 販売費及び一般管理費		
給料諸手当	2,040,888,373	
法定福利費	327,943,480	
賞与引当金繰入額	177,579,451	
退職給付費用	17,429,346	
減価償却費	661,384,166	
消耗品費	105,632,428	
支払ロイヤリティ	31,834,326	
修繕費	116,044,847	
運送費	340,622,240	
通信費	157,842,068	
支払手数料	165,822,954	
光熱水料	151,890,038	
賃借料	372,715,324	
保険料	195,560,560	
広告費	110,606,950	
その他の経費	818,831,743	5,792,628,294
営業利益		387,322,922
IV 営業外収益		
寄附金収益（注1）	1,521,122	
資産見返寄附金戻入（注1）	5,963,445	
資産見返目的積立金戻入（注1）	9,897,447	
受取利息	15,225,127	
有価証券利息	47,651,028	
宿舎貸付料	114,923,352	
その他の営業外収益	97,563,529	292,745,050
V 営業外費用		
固定資産除却損	11,932,212	
その他の営業外費用	8,686,850	20,619,062
経常利益		659,448,910
VI 特別利益		
固定資産売却益	359,998	359,998

VII 特別損失	
固定資産除却損	4,463,064
当期純利益	655,345,844
当期総利益	655,345,844

(注記事項)

- 1 これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。
- 2 他勘定振替高の内訳は次のとおりです。
(他勘定への振替)
その他の有形固定資産 3,028,180円
販売費及び一般管理費 2,027,668円
計 5,055,848円
- 3 製品期末棚卸高は低価法の適用に伴う評価損99,796,806円を控除しております。なお、当該評価損の処理については、洗い替え法を採用しております。

製造原価明細書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
I 原材料費	13,924,383,983
II 労務費	4,749,151,237
III 経費	4,907,132,333
(うち外注加工費)	(333,094,960)
(うち減価償却費)	(2,115,325,282)
当期総製造費用	23,580,667,553
仕掛品期首棚卸高	5,321,806,346
合計	28,902,473,899
仕掛品期末棚卸高	5,054,822,258
他勘定振替高	145,030,852
当期製品製造原価	23,702,620,789

(注記事項)

- 1 原価計算方法は、貨幣については標準総合原価計算、貨幣セット、勲章、褒章、記章及び金属工芸品については標準個別原価計算、その他のものについては実際総合原価計算を採用しております。標準原価と実際原価の原価差額については、期末に製造済貨幣、製品、原材料、部分品、仕掛品、貯蔵品及び売上原価に配分しております。
- 2 他勘定振替高の内訳は次のとおりです。
(他勘定への振替)
貯蔵品 116,759,969円
工具器具備品 28,190,564円
販売費及び一般管理費 80,319円
計 145,030,852円

純資産変動計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

	I 資本金	II 資本剩余金		III 利益剩余金			純資産合計		
		政府出資金	資本剩余金	その他行政コスト累計額	前事業年度 繰越積立金	積立金			
				除売却差額相当累計額					
当期首残高	51,126,766,948		1,091,095,000	202,538,007	28,446,416,341	0	942,839,546	—	81,809,655,842
当期変動額									
I 資本金の当期変動額									
II 資本剩余金の当期変動額									
III 利益剩余金の当期変動額									
(1) 利益の処分									
前事業年度からの繰越し					595,605,288	△ 595,605,288			0
積立金への振替						942,839,546	△ 942,839,546		0
国庫納付金の納付						△ 347,234,258			△ 347,234,258
(2) その他									
当期純利益							655,345,844	655,345,844	655,345,844
当期変動額合計	0	0	0	0	595,605,288	0 △ 287,493,702	655,345,844	655,345,844	308,111,586
当期末残高	51,126,766,948	1,091,095,000	202,538,007		29,042,021,629	0	655,345,844	655,345,844	82,117,767,428

キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

区	分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△	9,608,349,533
人件費支出	△	7,468,878,258
その他の業務支出	△	5,232,746,891

業務収入	28,120,452,854
その他の収入	227,944,099
未払消費税等の減少額	354,065,936
小計	6,392,488,207
利息の受取額	38,548,481
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	△ 982,699,026
積立金の処分に係る国庫納付金の支払額	△ 347,234,258
業務活動によるキャッシュ・フロー	5,101,103,404

II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 13,100,000,000
定期預金の払戻による収入	10,700,000,000
有価証券の取得による支出	△ 31,400,000,000
有価証券の償還による収入	26,200,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 1,808,116,267
有形固定資産の売却による収入	360,000
無形固定資産の取得による支出	△ 656,235,254
投資有価証券の取得による支出	△ 1,800,000,000
投資有価証券の償還による収入	8,100,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,763,991,521
III 資金増加額	1,337,111,883
IV 資金期首残高	1,348,200,030
V 資金期末残高	2,685,311,913

(注記事項)

資金期末残高の貸借対照表科目別内訳は、次のとおりです。

現金及び預金	9,985,311,913円
定期預金	△7,300,000,000円
資金期末残高	2,685,311,913円

利益の処分に関する書類

(令和 7 年 6 月 18 日)

(単位：円)

科 目	金 額		
I 当期末処分利益			655,345,844
当期総利益		655,345,844	
II 利益処分額			
積立金	655,345,844		655,345,844

(注記事項)

当事業年度の積立金655,345,844円のうち独立行政法人造幣局法（平成14年法律第40号）第15条第1項に規定する国庫納付額に相当する金額は、58百万円です。

重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物 2 年～50 年

構築物 2 年～60 年

機械装置 2 年～15 年

② 無形固定資産

(2) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

② 退職給付引当金

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアの耐用年数について
は、法人内における利用可能期間（5 年）に基づいてお
ります。

役職員に支給する賞与に充てるため、支給対象期間に
応じた支給見込額を計上しております。

役職員の退職給付に備えるため、役員については、独
立行政法人造幣局役員退職手当規程に基づく期末要支給
額を、また職員については、当該事業年度末における退
職給付債務及び退職共済年金等に係る整理資源に係る債
務を計上しております。

(退職給付見込額の期間帰属方法)

職員の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額
を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については
期間定額基準によっております。

(過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法)

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期
間以内の一定の年数（13 年）による定額法により費用処
理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職
員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による
定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度か
ら費用処理することとしております。ただし、令和 6 年
に財政検証が行われたことにより生じた整理資源に係る
退職給付引当金の差額については、財政検証の期間（5
年）に合わせて償却しております。

敷地内（一部）の土壤汚染対策に係る工事費用見込額
を計上しております。

システム更新作業中止に伴う損害に備えるため、その
損害見込額を計上しております。

満期保有目的債券については、償却原価法（定額法）
を採用しております。

平均原価法による低価法を採用しております。

主に通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和
62年法律第42号）第4条第2項に規定する貨幣の製造に
関する事務に係る契約に基づく履行義務により、製造済
貨幣を引き渡したことによる収益であります。当該履行
義務は製造済貨幣を引き渡す一時点において義務が充足
されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

主に製造による販売収益であり、顧客との販売契約に
基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当
該履行義務は、製品を引き渡す一時点において顧客が当
該製品に対する支配を獲得することによって充足される
と判断し、引渡時点で収益を認識しております。

なお、製品等の販売においては、出荷時から当該製品
の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であ
る場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第
98 項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を
認識しております。

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 消費税等の会計処理

(注記事項)

固定資産の減損関係

減損を認識した固定資産

① 固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

(単位：円)

名 称	用 途	種 類	場 所	帳簿価額 (減損前)	減 損 損 失	帳簿価額 (減損後)
本局・北宿舎3号棟	職員の宿舎	建物	大阪府大阪市北区天満	1,134,974	—	1,134,974
本局・庁舎分室	職員の宿泊施設	建物		19,058,404	—	19,058,404
広島支局・五日市宿舎2号棟	職員の宿舎	建物	広島県広島市佐伯区五日市中央	16,097,949	—	16,097,949

② 減損の認識に至った経緯等

本局北宿舎3号棟の一部（5戸）、本局庁舎分室（男子寮部分）及び広島支局五日市宿舎2号棟の一部（2戸）については、平成28年度末をもって廃止したことから、減損を認識しましたが、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っているため、減損額は生じませんでした。なお、回収可能サービス価額は当該資産の使用を継続することから使用価値相当額を採用し、当該資産の使用が想定されていない部分以外の部分について、減価償却後再調達価額を見積もり、算定しています。

金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、余裕金の運用については預金、国債、地方債、政府保証債及び譲渡性預金に限定しており、有価証券及び投資有価証券については、地方債及び譲渡性預金のみを保有しております、株式等については保有しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金は注記を省略しており、預金、有価証券、売掛金、未収金、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券			
地方債	7,200,000,000	7,060,680,000	△ 139,320,000

注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券の時価については、レベル1の時価に分類しております。

退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度である。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、当法人の退職給付債務には、退職共済年金等に係る整理資源が含まれております。

(2) 確定給付制度

a. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)

	退職一時金	退職共済年金等 に係る整理資源	合 計
期首における退職給付債務	8,389,270,139	808,522,582	9,197,792,721
勤務費用	364,688,016	0	364,688,016
利息費用	33,500,314	0	33,500,314
数理計算上の差異の当期発生額	△ 635,736,958	△ 152,698,469	△ 788,435,427
退職給付の支払額 ^{注)}	△ 856,171,818	△ 106,948,000	△ 963,119,818
過去勤務費用の当期発生額	0	0	0
期末における退職給付債務	7,295,549,693	548,876,113	7,844,425,806

注) 当法人が支払った退職一時金に係る引当金△856,171,818円のうち、造幣局法附則第4条第2項に規定する造幣局がその成立した日において有することとなったものの額は△400,310,000円です。

b. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	退職一時金	退職共済年金等 に係る整理資源	(単位：円) 合 計
非積立型制度の未積立退職給付債務	7,295,549,693	548,876,113	7,844,425,806
未認識数理計算上の差異	641,768,224	122,158,776	763,927,000
未認識過去勤務費用	856,767,014	0	856,767,014
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,794,084,931	671,034,889	9,465,119,820
退職給付引当金	8,794,084,931	671,034,889	9,465,119,820
前払年金費用	0	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,794,084,931	671,034,889	9,465,119,820

c. 退職給付に関する損益

	退職一時金	退職共済年金等 に係る整理資源	(単位：円) 合 計
勤務費用	364,688,016	0	364,688,016
利息費用	33,500,314	0	33,500,314
数理計算上の差異の当期の費用処理額（△は費用の減額）	△ 5,285,012	△ 30,539,693	△ 35,824,705
過去勤務費用の当期の費用処理額（△は費用の減額）	△ 250,682,812	0	△ 250,682,812
合計	142,220,506	△ 30,539,693	111,680,813

d. 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 退職一時金に係る債務 1.5%
整理資源に係る債務 4.2~4.6%

(3) 退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、43,196,115円であります。

収益認識関係

(1) 収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとめごとの区分は、貨幣製造事業及びその他の事業であり、各事業の主な製品は、本邦貨幣、貨幣セット・勲章・褒章・記章及び金属工芸品であります。

上記に係る一定の事業等のまとめごとの区分における収益は、20,894,578,236円、11,906,625,847円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当法人は、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る注記を省略しております。また、顧客等との契約における対価のうち取引価格に含まれない金額に重要なものはありません。

重要な債務負担行為

翌事業年度以降に支払を予定している重要な債務負担行為は、以下のとおりです。

白銅クラッド圧延板購入 2,265,859,700円

産業用及び業務用電力の調達 516,524,573円

重要な後発事象

該当事項はありません。

独立行政法人地域医療機能推進機構令和6年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第3項に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構令和6年度（第11期事業年度）財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当機構のホームページ（<https://www.jcho.go.jp/>）又は事務所にて閲覧ください。

令和7年8月20日

東京都港区高輪三丁目22番12号

独立行政法人地域医療機能推進機構

理事長 山本 修一

貸 借 対 照 表

（令和7年3月31日）

（単位：円）

資産の部

I 流動資産

現金及び預金 157,893,979,927

有価証券 7,000,000,000

医業未収金 61,684,725,854

貸倒引当金（△） △ 117,374,628 61,567,351,226

施設運営事業未収金 2,012,626,679

貸倒引当金（△） △ 324,234 2,012,302,445

未収金 6,492,542,491

医薬品 2,524,251,658

診療材料 1,304,228,598

給食用材料 99,399,108

貯蔵品 414,244,155

前払費用 731,331,604

未収益 252,842,607

その他流動資産 192,512,654

流動資産
合計 240,484,986,473

II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	315,207,366,013	
減価償却累計額 △	130,501,207,007	
減損損失累計額 △	7,572,017,915	177,134,141,091
構築物	4,532,372,862	
減価償却累計額 △	1,606,502,630	
減損損失累計額 △	2,722,160	2,923,148,072
医療用器械備品	99,863,714,301	
減価償却累計額 △	72,612,936,190	
減損損失累計額 △	891,043	27,249,887,068
その他器械備品	28,347,930,912	
減価償却累計額 △	15,620,829,967	
減損損失累計額 △	12,825,025	12,714,275,920
車両	2,528,597,531	
減価償却累計額 △	2,182,153,989	346,443,542
放射性同位元素	18,894,070	
減価償却累計額 △	18,894,069	1
土地	163,031,455,373	
減損損失累計額 △	4,042,050,327	158,989,405,046
建設仮勘定		2,744,626,045
その他有形固定資産	335,436,740	
減価償却累計額 △	3,432,150	332,004,590
有形固定資産合計		382,433,931,375
2 無形固定資産		
借地権		500,000
ソフトウェア		12,092,797,480
電話加入権		3,676,000
その他無形固定資産		6,592,252
無形固定資産合計		12,103,565,732
3 投資その他の資産		
長期貸付金		684,999,389
破産更生債権等	535,450,345	
貸倒引当金(△) △	535,450,345	—
長期前払費用		234,245,322
災害備蓄在庫		64,782,948

その他投資資産	42,590,102	
投資その他の資産合計	1,026,617,761	
固定資産合計		395,564,114,868
資産合計		636,049,101,341
負債の部		
I 流動負債		
預り補助金等	464,000	
預り寄附金	154,120,600	
買掛金	16,105,850,688	
未払金	28,659,538,783	
一年以内支払リース債務	8,084,890	
預り金	2,776,948,370	
前受金	146,826,448	
未払費用	120,151,932	
前受収益	3,242,775	
引当金		
賞与引当金	10,727,187,824	
一年以内履行資産除去債務	3,381,400	
その他流動負債	166,509,582	
流動負債合計		58,872,307,292
II 固定負債		
資産見返負債		
資産見返補助金等	6,243,806,815	
資産見返寄附金	384,864,085	
資産見返物品受贈額	43,773,774	
退職給付引当金	57,563,618,257	
リース債務	8,076,475	
資産除去債務	17,775,321,777	
固定負債合計		82,019,461,183
負債合計		140,891,768,475
純資産の部		
I 資本金		
政府出資金	85,491,182,587	
資本金合計		85,491,182,587
II 資本剰余金		
資本剰余金	373,737,930,403	
その他行政コスト累計額		
除壳却差額相当累計額	3,486,243	3,486,243
資本剰余金合計		373,741,416,646

Ⅲ利益剰余金	
前中期目標期間繰越積立金	47,503,547,202
当期末処理損失	△ 11,578,813,569
(うち当期総損失)	(△ 11,578,813,569)
利益剰余金合計	<u>35,924,733,633</u>
純資産合計	<u>495,157,332,866</u>
負債純資産合計	<u>636,049,101,341</u>

損 益 計 算 書
(令和6年4月1日～令和7年3月31日) (単位：円)

経常収益	
I 診療業務収益	
医業収益	
入院診療収益	247,346,233,136
室料差額収益	5,296,874,535
外来診療収益	101,205,576,189
保健予防活動収益	26,063,503,804
その他医業収益	1,835,267,259
保険等査定減 △	<u>1,396,380,321</u>
(△)	380,351,074,602
研究収益	
研究収益	413,834,097
補助金等収益	
補助金等収益	1,723,363,599
資産見返補助金等戻入	<u>1,922,767,587</u>
	3,646,131,186
寄附金収益	
寄附金収益	123,515,442
資産見返物品受贈額戻入	21,550,906
その他診療業務収益	<u>3,109,650,631</u>
診療業務収益合計	387,665,756,864
II 介護業務収益	
介護収益	
介護保健施設介護料収益	8,492,331,350
在宅サービス介護料収益	1,949,290,538

介護予防在宅サービス介護料収益	180,771,932	
居宅介護支援介護料収益	518,964,212	
室料差額収益	170,908,992	
利用者等利用料収益	1,889,202,594	
その他介護収益	64,706,687	
介護報酬査定減 △	<u>53,297</u>	13,266,123,008 (△)
補助金等収益		
補助金等収益	47,769,978	
資産見返補助金等戻入	<u>16,520,593</u>	64,290,571
寄附金収益		
寄附金収益	3,166,916	
その他介護業務収益	<u>501,562,870</u>	
介護業務収益合計		13,835,143,365
III 教育業務収益		
看護師等養成所収益	135,694,810	
研修収益	4,663,680	
補助金等収益		
補助金等収益	21,408,000	
資産見返補助金等戻入	<u>537,992</u>	21,945,992
その他教育業務収益	<u>98,842,570</u>	
教育業務収益合計		261,147,052
IV その他経常収益		
財務収益		
受取利息	528,356,087	
土地建物等貸付料収入	250,051,027	
宿舎貸付料収入	272,548,282	
補助金等収益		
補助金等収益	4,910,000	
寄附金収益		
寄附金収益	47,393,939	
その他経常収益	<u>473,487,894</u>	
その他経常収益合計		1,576,747,229
経常収益合計		<u>403,338,794,510</u>

経常費用		
I 診療業務費		
給与費		
給料	137,521,572,918	
賞与	20,041,931,972	
賞与引当金繰入額	8,785,234,295	
退職給付費用	8,160,320,598	
法定福利費	<u>21,340,885,242</u>	195,849,945,025
材料費		
医薬品費	57,910,711,233	
診療材料費	37,466,713,755	
医療消耗器具備品費	1,609,659,112	
給食用材料費	<u>3,569,615,605</u>	100,556,699,705
委託費		
検査委託費	3,398,674,347	
給食委託費	3,342,952,968	
寝具委託費	763,493,508	
医事委託費	8,002,852,383	
清掃委託費	2,534,680,066	
保守委託費	1,673,475,586	
その他の委託費	<u>11,240,202,867</u>	30,956,331,725
設備関係費		
減価償却費	24,179,941,946	
資産除去債務履行差額	155,589,891	
修繕費	2,623,727,958	
器機賃借料	6,484,928,227	
地代家賃	471,806,818	
固定資産税等	25,806,100	
器機保守料	8,591,910,593	
器機設備保険料	94,684,868	
車両関係費	<u>178,857,884</u>	42,807,254,285
研究研修費		335,383,573
経費		
福利厚生費	427,994,281	
旅費交通費	529,054,495	
通信費	1,240,051,712	
消耗品費	2,718,230,973	

消耗器具備品費	2,240,614,793	
水道光熱費	9,697,595,281	
租税公課	1,777,629,291	
医業貸倒損失	662,433	
貸倒引当金繰入額	55,514,324	
低価法評価損	12,281,425	
その他	<u>2,580,288,815</u>	21,279,917,823
診療業務費合計		391,785,532,136
II 介護業務費		
給与費		
給料	5,998,892,750	
賞与	1,265,256,720	
賞与引当金繰入額	457,485,372	
退職給付費用	499,595,671	
法定福利費	<u>1,118,979,538</u>	9,340,210,051
材料費		
医薬品費	178,851,696	
給食用材料費	738,683,237	
介護診療材料費	98,639,948	
利用者等材料費	80,893,552	
介護療養消耗器具備品費	<u>19,171,451</u>	1,116,239,884
委託費		
検査委託費	9,186,362	
給食委託費	653,403,851	
寝具委託費	75,475,056	
清掃委託費	187,833,228	
保守委託費	103,187,292	
その他の委託費	<u>354,020,495</u>	1,383,106,284
設備関係費		
減価償却費	738,817,889	
修繕費	101,420,210	
器機賃借料	61,208,254	
地代家賃	12,573,471	
器機保守料	92,646,387	
器機設備保険料	4,267,217	
車両関係費	<u>61,162,276</u>	1,072,095,704

研究研修費	6,157,693
経費	
福利厚生費	22,933,324
旅費交通費	2,853,087
通信費	40,861,965
消耗品費	105,310,649
消耗器具備品費	92,239,709
水道光熱費	715,090,424
租税公課	36,677,688
その他	63,854,251
貸倒引当金繰入額	△ 1,588,143
	1,078,232,954

介護業務費合計 13,996,042,570

III教育業務費	
給与費	
給料	139,048,402
賞与	25,121,455
賞与引当金繰入額	10,458,974
退職給付費用	11,718,465
法定福利費	24,523,195
	210,870,491

経費	
福利厚生費	1,235,530
臨床実習協力費	1,492,000
旅費交通費	1,495,148
通信費	3,065,435
消耗品費	6,018,984
消耗器具備品費	1,293,586
生徒関連諸費	5,870,715
水道光熱費	19,489,729
減価償却費	118,871,778
その他	45,889,530
	204,722,435

教育業務費合計 415,592,926

IV一般管理費	
給与費	
給料	822,665,433
役員報酬	86,602,500

賞与	180,298,719
賞与引当金繰入額	75,665,148
退職給付費用	86,608,285
法定福利費	171,425,454
	1,423,265,539
経費	
福利厚生費	2,313,463
旅費交通費	52,197,961
通信費	8,964,904
消耗品費	15,994,700
消耗器具備品費	4,740,522
水道光熱費	17,974,128
賃借料	1,367,032
租税公課	2,956,353
減価償却費	456,352,767
その他	99,912,405
	662,774,235
一般管理費合計	2,086,039,774
Vその他経常費用	
財務費用	
支払手数料	249,211,282
その他経常費用	705,849,225
その他経常費用合計	955,060,507
経常費用合計	409,238,267,913
経常損失	△ 5,899,473,403
臨時利益	
固定資産売却益	5,513,644
その他臨時利益	3,372,601,749
その他臨時利益	3,378,115,393
臨時損失	
固定資産除却損	1,298,628,180
固定資産減損損失	392,404,636
賠償金等負担額	114,532,711
その他臨時損失	7,251,890,032
その他臨時損失	9,057,455,559
当期純損失	△ 11,578,813,569
当期純損失	△ 11,578,813,569

損失の処理に関する書類

(令和7年6月30日)

(単位：円)

I 当期末処理損失	△ 11,578,813,569
当期総損失	△ 11,578,813,569
II 次期繙越欠損金	△ 11,578,813,569

注記事項

I. 重要な会計方針

1. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2~60年

構築物 2~60年

医療用器械備品 2~10年

その他器械備品 2~20年

車両 2~7年

放射性同位元素 2~5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内で利用するソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(3~7年)に基づいております。

2. 退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

3. 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

5. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券については、償却原価法(定額法)によっております。

6. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 医薬品

最終仕入原価法に基づく低価法

(2) 診療材料

最終仕入原価法に基づく低価法

(3) 給食用材料

最終仕入原価法に基づく低価法

(4) 貯蔵品

金券類は個別法、その他は最終仕入原価法に基づく低価法

7. 収益及び費用の計上基準

医業収益は、主に入院及び外来診療であり、診療行為を提供する履行義務を負っています。診療行為は継続的に役務を提供しており履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、診療行為の提供に応じて収益を認識しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

9. 固定資産の減損の処理方法

固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第6号 最終改正 平成21年3月27日改正)を適用しております。

II. 貸借対照表

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額 659,136円

III. 行政コスト計算書

1. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

① 行政コスト	418,295,755,472円
② 自己収入等	△402,958,081,248円
③ 機会費用	2,612,978,432円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	17,950,652,656円

2. 機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

(2) 政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和7年3月末利回りを参考に1.485%で計算しております。

IV. 損益計算書				
1. 国又は地方公共団体からの受託による収益の科目別内訳				
① 保健予防活動収益	15,030,588円			
② その他診療業務収益	267,413,573円			
③ 居宅介護支援介護料収益	13,452,836円			
④ その他介護収益	10,933,083円			
⑤ その他介護業務収益	417,748,848円			
⑥ その他経常収益	2,514,352円			
合 計	727,093,280円			
2. 受取利息の内訳				
① 受取利息	386,488,344円			
② 有価証券利息	141,867,743円			
合 計	528,356,087円			
3. 固定資産売却益の内訳				
① 医療用器械備品	3,854,997円			
② 車両	1,658,647円			
合 計	5,513,644円			
4. 固定資産減損損失				
(1) 減損損失の金額及び内訳				
	(単位：円)			
用 途	場 所	減 損 損 失		
		建 物	そ の 他	計
遊休資産(宿舎)	北海道登別市登別東町 4丁目26番地1	18,663,947	—	18,663,947
遊休資産(老健)	山口県下関市上新地町 3丁目4番36号	343,769,912	2,409,565	346,179,477
遊休資産(建物)	山口県周南市孝田町1 番1号	27,561,212	—	27,561,212
合 計		389,995,071	2,409,565	392,404,636
(2) 減損損失の認識に至った経緯				
遊休資産については、将来の使用が見込まれておらず、回収可能価額が帳簿価額を下回っているため、減損損失を認識しております。				
(3) 資産のグルーピングの方法				
当機構は、機構全体が一体となって地域医療を担っていることから、全体で一つの資産グループとしております。				
ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産及び事業の大幅な縮小や廃止に関する意思決定を行った資産については、それぞれ個別にグルーピングしております。				
(4) 収回可能価額の算定方法				
収回可能価額は、正味売却価額によって測定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価額などに基づき算定しております。				
5. その他臨時利益の内訳				
① 医薬品談合の賠償金等の受入	3,165,437,370円			
② その他	207,164,379円			
合 計	3,372,601,749円			
6. その他臨時損失の内訳				
① 過年度受領補助金等の返還額	164,481,081円			
② 退職給付引当金の過年度不足額	6,871,352,686円			
③ その他	216,056,265円			
合 計	7,251,890,032円			
V. キャッシュ・フロー計算書				
1. 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係				
現金及び預金勘定	157,893,979,927円			
現金及び預金勘定のうち定期預金	105,500,000,000円			
資金期末残高	52,393,979,927円			
2. 重要な非資金取引				
該当事項はありません。				
VI. 金融商品関係				
1. 金融商品の状況に関する事項				
当機構の資金運用については、公債、預金及び金銭信託に限定し、また、資金調達については財政融資資金からの借入によっております。				
診療報酬債権に係る回収リスクは、収入管理事務要領等に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、譲渡性預金を保有することなし、株式等は保有しておりません。				
2. 金融商品の時価等に関する事項				
現金は注記を省略しており、預金、有価証券、医業未収金、未収金、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。				
VII. 退職給付引当金				
1. 採用している退職給付制度の概要				
当機構は役職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を設けております。				
2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表				
	区 分	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日		
期首における退職給付債務(A)		53,200,627,794円		
勤務費用(B)		7,492,186,142円		
利息費用(C)		59,776,321円		
数理計算上の差異の当期発生額(D)	△	6,354,034,181円		
退職給付の支払額(E)		3,936,686,886円		
過去勤務費用の当期発生額(F)		0円		
その他(G)		6,384,075,335円		
期末における退職給付債務(H)=(A)+(B)+(C)+(D)-(E)+(F)+(G)		56,845,944,525円		

(注) その他(G)は、退職給付債務の過年度認識不足額6,384,075,335円であります。

3. 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

区分	令和7年3月31日現在
退職給付債務(A)	56,845,944,525円
未認識数理計算上の差異(B)	717,673,732円
退職給付引当金(C)=(A)+(B)	57,563,618,257円

4. 退職給付に関する損益

区分	令和6年4月1日～令和7年3月31日
勤務費用(A)	7,492,186,142円
利息費用(B)	59,776,321円
数理計算上の差異の当期の費用処理額(C)	1,189,934,774円
その他(D)	6,871,352,686円
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)	15,613,249,923円

(注1) その他(D)は、退職給付債務の過年度認識不足額6,384,075,335円及びそれに伴う数理計算上の差異の償却額の不足額487,277,351円を合計した退職給付引当金の過年度不足額6,871,352,686円であります。

(注2) 上記退職給付費用以外に他の機関からの出向者等にかかる退職給付費用の負担分として、16,345,782円を計上しております。

5. 数理計算上の計算基礎に関する事項

区分	令和7年3月31日現在
割引率	1.5%

注) 当事業年度の期首時点において適用した割引率は0.1%でしたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を主として1.5%に変更しております。

VIII. 資産除去債務関係

1. 資産除去債務の概要

当機構は労働安全衛生法等の規定により生ずる債務として、所有する建物の解体時におけるアスベストの除去費用、医療用器械備品等の廃棄時における放射性同位元素及び放射化物の除去費用、照明装置の廃棄時におけるポリ塩化ビフェニルの除去費用並びに不動産の賃貸借契約等に基づき、賃貸借契約等の終了時に生じる原状回復に係る債務につき資産除去債務を計上しております。

2. 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、取得時からの使用見込期間を有形固定資産の耐用年数及び賃貸借契約期間等を参考に2年から31年と見積もっております。

割引率は当該期間を勘案し、使用見込期間に見合う国債の利回りを参考に算定しており、0%から1.528%となっております。

3. 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

区分	金額
期首残高	18,154,101,126円
有形固定資産の取得等に伴う増加	15,375,123円
時の経過による調整額	72,822,020円
△ 資産の除去等による履行額	463,595,092円
△ 期末残高	17,778,703,177円

IX. 収益認識関係

当法人は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

1. 収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとめごとの区分は、診療事業、介護事業及び教育研修事業であり、基準第86を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、入院及び外来診療等による医業収益380,351,074,602円であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

X. 不要財産に係る国庫納付関係

該当事項はありません。

XI. オペレーティング・リース取引

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料 70,527,792円

貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料 76,417,605円

XII. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

XIII. 重要な後発事象

該当事項はありません。

XIV. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

独立行政法人固有の会計処理に伴う科目は、以下のとおりです。

- (1) 預り補助金等
- (2) 預り寄附金
- (3) 資産見返負債
- (4) その他行政コスト累計額
- (5) 前中期目標期間繰越積立金
- (6) 除売却差額相当額
- (7) 補助金等収益
- (8) 寄附金等収益
- (9) 資産見返物品受贈額戻入

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

埼玉県飯能市岩沢八〇二番地一号

有限会社ケーライメディカル

清算人 伊澤 佳子

解散公告

当社は、令和七年七月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

千葉県木更津市羽鳥野三丁目一番地一二〇

株式会社アリアードネ

代表清算人 中村紗智子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

千葉県いすみ市大原七九五一番地

有限会社仲佐屋葉局

清算人 仲佐理恵子

解散公告

当社は、令和六年八月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

千葉県流山市おおたかの森南一丁目二五番

二号六二九号室

合同会社パッシングマーク

清算人 佐藤 博哉

解散公告

当社は、令和七年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都町田市岡師町一七六一一番地八

有限会社栗原表具店

清算人 粟原 清次

解散公告

当社は、令和七年八月一日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都港区港南二丁目七番一号

株式会社レアソン

代表清算人 藤代 泰史

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都中央区日本橋室町二丁目四番二号

株式会社プチミキ

代表清算人 東海林絹敏

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

千葉県千代田区丸の内一丁目六番五号

七階 合同会社プライムスリーキャピタル

清算人 ピーター スワンガード

解散公告

当社は、令和七年七月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都港区新橋二丁目一〇番一号

有限会社百姓家

清算人 高橋ミチ子

解散公告

当社は、令和七年八月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十日

東京都西東京市田無町六丁目八番一四号

リビングフオーム株式会社

代表清算人 山下 雅美

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十日

東京都台東区東上野一丁目一一番号

株式会社メインテックス

代表清算人 渡邊 実

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十日

東京都港区南青山五丁目四番三〇号

戸ビル一〇一

清算人 加藤 元昭

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年七月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都台東区台東三丁目七番八号第七江波

有限会社あけぼの

清算人 佐藤 貴行

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十日

東京都台東区台東三丁目七番八号第七江波

戸ビル一〇一

清算人 加藤 元昭

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都世田谷区羽根木一丁目八番一号羽根木マンション五〇二

有限会社ベリースタジオ

清算人 松尾 成治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都足立区東和一丁目三番一八号

W I S E企画合同会社

清算人 矢作 辰也

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都港区麻布十番二一一二一〇一六〇三

株式会社OMW企画

代表清算人 島村 健史

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸ビル六階

T e r a S o 合同会社

清算人 山崎 一樹

清算人 松永 晃雅

清算人 岡野 航

解散公告

当社は、令和七年八月十九日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都港区南青山二丁目二番一五号Wi n AoyamaビルUCF六F

株式会社Q u e t z a l B e a u t y

代表清算人 荒川千佳子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都江東区亀戸五丁目四三番一三号

有限会社コモリエンジニアリング

清算人 小守 和子

解散公告

当社は、令和七年八月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都足立区東和一丁目三番一八号

W I S E企画合同会社

清算人 矢作 辰也

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京

俱楽部ビルディング一階

日本クアントムストレージ株式会社

代表清算人 李 楠

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

神奈川県川崎市高津区下作延二丁目三五番一一一〇六号ソレイル梶ヶ谷II

合同会社実践サイコロジー研究所

清算人 元木 敬太

解散公告

当社は、令和七年八月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都江東区細山六丁目六番五号

川崎市麻生区細山六丁目六番五号

清算人 小守 和子

解散公告

当社は、令和七年八月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都足立区足立一丁目一九番二二一〇四号

株式会社ピュアツナ

代表清算人 刘 曜光

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都港区麻布十番二一一二一〇一六〇三

株式会社OMW企画

代表清算人 島村 健史

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸ビル六階

T e r a S o 合同会社

清算人 松永 晃雅

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

新潟県小千谷市大字岩沢二三五二番地三

株式会社ミヤザワ

代表清算人 宮沢幸二郎

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

新潟県長岡市西新町二丁目五番地三

秀ビジネスソリューションズ株式会社

代表清算人 本吉 秀人

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京

俱楽部ビルディング一階

日本クアントムストレージ株式会社

代表清算人 李 楠

解散公告

当社は、令和六年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

神奈川県横浜市瀬谷区南瀬谷一丁目四一番地の二

株式会社高栄設備工業

代表清算人 大上 雄一

解散公告

当社は、令和六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

富山県中新川郡立山町泉五一番地

合同会社マネーライフパートナー

代表清算人 藤澤 正和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

富山県中新川郡立山町泉五一番地

合同会社マネーライフパートナー

代表清算人 藤澤 正和

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

富山市才覚寺七九三番地

有限会社レンタルヤマダ

清算人 山田 忠重

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

福井県丹生郡越前町細野第二号一二番地

有限会社渡辺製材所

清算人 渡辺庄左衛門

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

長野県駒ヶ根市北町二六番一八号

有限会社堀内建具店

清算人 堀内 広美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

静岡市葵区新伝馬三丁目九番五〇号

安銀木材株式会社

代表清算人 安本 勝至

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

名古屋市南区堤起町一丁目四四番地の三

手島配送有限公司

清算人 小塙 祐子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

三重県鈴鹿市寺家三丁目三番一八号

有限会社大善

清算人 竹村 武人

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

京都府城陽市長池北清水五〇番地二(Fビ

ル二〇二号室)

代表清算人 井上 明治

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪市福島区福島五丁目一六番一五号

株式会社ディアライフ

代表清算人 鮎野 亮

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪府吹田市山田南四五番

株式会社みやこ物産

代表清算人 栄尾 賢治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

有限会社藤原和裁

清算人 藤井 理枝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

有限会社ふえぶらりーWORLD

清算人 篠原 祥一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪府大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪

駅前第二ビル一二一一二

合同会社ふえぶらりーWORLD

清算人 篠原 祥一

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第一ビル一二一一二

株式会社La Mer

代表清算人 岡山 愛子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪市西淀川区野里一丁目二三番二三一五〇七号

株式会社J-SK

代表清算人 大久保考規

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪市城東区関目四丁目一四番九一三五一号

有限会社野方

清算人 西山 孝

解散公告

当社は、令和七年七月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪府高槻市高槻町一八番九号

株式会社笑顔

代表清算人 入江 秀憲

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月二十日

大阪市旭区新森一丁目七番四七号
有限会社光輝建設

清算人 光成 博志

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月二十日

清算人 岡本 信之

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月二十日

清算人 らんふあん株式会社

清算人 藤岡 賀則

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

代表清算人 藤岡 賀則

代表清算人 岡本 信之

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

清算人 松尾 真砂美

清算人 有限会社ウララ

清算人 松尾 真砂美

有限会社ウララ

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

清算人 岡山県倉敷市平田八四番地の一

清算人 有限会社リカートップ

清算人 岡山県倉敷市平田八四番地の一
清算人 有限会社リカートップ

令和7年8月二十日

兵庫県神戸市西区桜が丘中町四丁目五番地の五
株式会社くるーぜとうち

代表清算人 神野 博一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月二十日

和歌山市友田町五丁目四六番地 近鉄百貨店和歌山店

有限会社みなみ洋品店

清算人 前 博子

解散公告

当社は、令和7年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

岡山県倉敷市神田一丁目四番二八号神田一丁目テナント二階

水島工コワーカス株式会社

清算人 藤井 和夫

解散公告

当社は、令和7年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

岡山県倉敷市赤崎二丁目九番二四号

有限会社ギヤラリーこのま

清算人 長瀬 章一

解散公告

当社は、令和7年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

岡山県倉敷市児島赤崎二丁目九番二四号

有限会社ギヤラリーこのま

清算人 長瀬 章一

解散公告

当社は、令和7年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

岡山県倉敷市水堂町二丁目一五番六号

清算人 有限会社ウララ

清算人 有限会社ウララ

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

福岡県八女市立花町山崎二一九五番地の一

有限会社立花石油

清算人 牛島 光英

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

高知県高知市鷹匠町一丁目三一二二

合同会社CFOクラブ高知

代表清算人 松本 幸大

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

高知県高知市鷹匠町一丁目三一二二

合同会社CFOクラブ高知

代表清算人 松本 幸大

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

大分市新川町一丁目五番一八号

有限会社伊延造船鐵工所

清算人 伊延 和行

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

福岡市南区塩原三丁目五番二号

九州塗装建設株式会社

代表清算人 小野 悟

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

福岡市城南区長尾四丁目三番二〇号

手島商店株式会社

代表清算人 手島 康二

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

沖縄県名護市字屋部八〇七番地の一

有限会社山一建設

清算人 山城 勝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

沖縄県名護市字屋部八〇七番地の一

有限会社山一建設

清算人 山城 勝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

沖縄県名護市字屋部八〇七番地の一

有限会社山一建設

清算人 山城 勝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

沖縄県名護市字屋部八〇七番地の一

有限会社山一建設

清算人 山城 勝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

沖縄県那覇市曙二丁目二五番一一号

合同会社マキシ・エンタープライズ

清算人 真喜志玲子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

沖縄県那覇市曙二丁目二五番一一号

合同会社マキシ・エンタープライズ

清算人 真喜志玲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市高倉五二六番地二、最後の住所神奈川県藤沢市高倉五二六番地の二
被相続人 亡 高橋 久男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十日

神奈川県藤沢市鵠沼石上一一七一四
MORIビル三階B

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市港北区篠原町一〇〇〇番地三、最後の住所横浜市保土ヶ谷区上菅田町一七二三番地一さわやか苑

被相続人 亡 尾原 純

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十日

神奈川県藤沢市鵠沼石上一一七一四
MORIビル三階B

相続財産清算人 弁護士 野村 俊介

本籍新潟県上越市中門前三丁目三番、最後の住所新潟県上越市大字上真砂二九番地特別養護老人ホームいなほ園

被相続人 亡 猪俣 忠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十日

新潟県上越市春日山町三丁目一番二五号
ワークセラント春日山式番館一階

相続財産清算人 弁護士 樽澤 広和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市美川南町ル三番地、最後の住所石川県白山市美川南町ル四番地一
被相続人 亡 餅谷 淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十日

事務所石川県白山市倉光西二丁目一六番地三
相続財産清算人 司法書士 新井 明治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県高島市朽木能家一五六番地、最後の住所京都市伏見区横大路下三栖山殿一五番地一六

被相続人 亡 田中 順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十日

京都市中京区丸太町通烏丸東入光り堂町四
二〇 京都インペリアルビル五階 洛新法
律事務所

相続財産清算人 弁護士 野澤 健

本籍大阪府泉佐野市上瓦屋七二五番地一、最後の住所大阪府泉佐野市新町三丁目一一番一号 天寿

被相続人 亡 新川 浩三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪市中央区高麗橋二丁目四番四号公洋ビル四階 尼崎駅前法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小林 靖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市中之島七〇一番地、最後の住所大阪市住之江区南港中二丁目三番一
二一七〇七号
被相続人 亡 越部 正博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪市北区西天満五九三アールビル本
館四階

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市向島町八〇九五番地、最後の住所兵庫県川西市萩原台東二丁目八番地
被相続人 亡 古森 一途

被相続人 亡 古森 一途

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十日

兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一号ゆとり
生活館AMIS五階弁護士法人芦屋西宮市
民法律事務所

相続財産清算人 弁護士 津久井 進

本籍兵庫県宝塚市中野町三番九号
被相続人 亡 北澤 英樹

被相続人 亡 北澤 英樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十日

兵庫県尼崎市潮江一丁目三番三〇号KDIビル四階 尼崎駅前法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小林 靖子

第57期決算公告 令和7年8月20日

埼玉県東松山市大字石橋801番地1
株式会社トランシティサービス
代表取締役 小原 幸治

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産 部	
流動資産	620,399
固定資産	109,648
資 産 合 計	730,047
負の 産 部	
流動負債	440,734
固定負債	65,212
資 産 合 計	505,946
資の 産 部	
株主資本	224,101
益 金	10,000
益 余 備	214,101
利 潟	1,000
益 金	213,101
その他の利益	(9,218)
資 産 合 計	730,047

第48期決算公告 令和7年6月26日
福島市中町7番17号ふくしま中町会館2階
福島市観光開発株式会社
代表取締役社長 高橋 信夫

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産 部	
流動資産	312,534
固定資産	37,639
資 産 合 計	350,174
負の 産 部	
流動負債	77,113
(内償還引当金)	(6,562)
固定負債	35,406
(内退職給付引当金)	(33,951)
資 産 合 計	237,654
資の 産 部	
株主資本	40,000
益 金	197,654
益 余 備	10,000
利 潟	187,654
益 金	(28,973)
資 産 合 計	350,174

第3期決算公告 令和7年5月29日
中華人民共和国香港特別行政区、
ワンチャイ、ハーバー・ロード18、
セントラル・プラザ3806

ALLSPRING GLOBAL INVESTMENTS JAPAN LIMITED
日本における代表者 細田 晃

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産 部	
流動資産	145,960
固定資産	28,770
資 産 合 計	174,730
負の 産 部	
流動負債	108,900
固定負債	65,830
資 産 合 計	174,730
資の 産 部	
株主資本	10,000
益 金	55,830
益 余 備	
利 潟	
資 産 合 計	174,730
資の 産 部	
流動資産	
固定資産	
資 産 合 計	
負の 産 部	
流動負債	
固定負債	
資 産 合 計	

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市湖陵町差海一六七九番地

二、最後の住所鳥取県米子市旗ヶ崎七丁目三

番一〇号

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年八月二十日

鳥取県境港市上道町三二八二

相続財産清算人弁護士魚谷和世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市音戸町高須二丁目三七四七番

地、最後の住所広島県呉市音戸町高須三丁目

三番八号

被相続人亡森脇勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月二

十二日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年八月二十日

広島県田島市大柿町大原四番地一

相続財産清算人司法書士立井尚宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市東区馬木二丁目五八六番地、最後

の住所本籍に同じ被相続人亡吉野賢一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月二

十二日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年八月二十日

宮崎県宮崎市大塚町浜川田四九四七番地二

相続財産清算人司法書士立井尚宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市東区馬木二丁目五八六番地、最後

の住所本籍に同じ被相続人亡吉野賢一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月二

十二日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年八月二十日

本籍長崎県大村市武留路町二五三番地、最後

の住所長崎県大村市武留路町二五三番地一

被相続人亡松崎未明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県大村市武留路町二五三番地、最後

の住所長崎県大村市武留路町二五三番地一

被相続人亡松崎未明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年八月二十日

長崎県大村市東三城町一二一四弁護士法人

大村綜合法律事務所

相続財産清算人弁護士渡邊雅大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市江平東二丁目八番三九号

被相続人亡鎌田瑞恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年八月二十日

鳥取県境港市上道町三二八二

相続財産清算人弁護士魚谷和世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市音戸町高須二丁目三七四七番

地、最後の住所広島県呉市音戸町高須三丁目

三番八号

被相続人亡森脇勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月二

十二日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年八月二十日

広島県江田島市大柿町大原四番地一

相続財産清算人司法書士立井尚宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市東区馬木二丁目五八六番地、最後

の住所本籍に同じ被相続人亡吉野賢一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月二

十二日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年八月二十日

宮崎県宮崎市大塚町浜川田四九四七番地二

相続財産清算人司法書士立井尚宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日南市大字平野四八三七番地一、

最後の住所宮崎県日南市油津二丁目八番六号

被相続人亡藤原文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月二

十二日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年八月二十日

宮崎県日南市南郷町潟上一八六番地二

相続財産清算人司法書士高島実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県日置市吹上町湯之浦二四四一番

地、最後の住所鹿児島県日置市吹上町湯之浦

二四四一番地被相続人亡下野洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年八月二十日

鹿児島市山下町九番一号チャイムズビル

相続財産清算人弁護士小松遼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県大村市武留路町二五三番地、最後

の住所長崎県大村市武留路町二五三番地一

被相続人亡松崎未明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年八月二十日

鹿児島市山下町九番一号チャイムズビル

相続財産清算人弁護士小豆野貴昭

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第

二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者赤崎孝二

従来の住所青森県十和田市大字奥瀬字堰道

生年月日昭和四十一年三月二十三日

七八番地八

供託所青森地方方法務局十和田支局

二供託番号令和七年度金第七十号

供託金額二六五、一一七円

裁判所青森家庭裁判所十和田支部

事件名不在者財産管理人選任申立事件

事件番号令和六年(家)第三二一號

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第

二項の規定により、次のとおり供託しました。

一不在者木田喜三男

本籍樺太大泊群知床村大字内知床字彌滿六

○番地

從来の住所不詳

生年月日昭和十五年七月八日

供託所東京法務局

供託番号令和七年度金第一六九五九号

裁判所東京家庭裁判所

事件名不在者財産管理人選任申立事件

事件番号令和六年(家)第七二二七一號

生年月日昭和四十七年四月十六日

供託所東京法務局

供託番号七五、八八〇円

裁判所東京家庭裁判所

事件名不在者財産管理人弁護士布目隆一

事件番号令和六年(家)第七二二七一號

生年月日昭和八月二十日

供託所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Aみづば総合法律事務所

事件名不在者財産管理人弁護士布目隆一

保証金は同人に返還されます。

令和7年8月20日

記

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第

二項の規定により、次のとおり供託しました。

一不在者赤崎孝二

従来の住所青森県十和田市大字奥瀬字堰道

生年月日昭和四十一年三月二十三日

七八番地八

供託所青森地方方法務局十和田支局

供託番号令和七〇八四八号

不在者財産管理人弁護士大澤美穂子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第

二項の規定により、次のとおり供託しました。

一不在者木田喜三男

本籍千代田区神田司町二丁目七番地福禄ビル五階クラース東京法律事務所

事件名不在者財産管理人選任申立事件

事件番号令和二年(家)第七〇八四八号

不在者財産管理人弁護士大澤美穂子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第

二項の規定により、次のとおり供託しました。

一不在者木田喜三男

本籍千代田区神田司町二丁目七番地福禄ビル五階クラース東京法律事務所

事件名不在者財産管理人選任申立事件

事件番号令和二年(家)第七〇八四八号

不在者財産管理人弁護士大澤美穂子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手續法第百四十六条の二第一項及び第

二項の規定により、次のとおり供託しました。

一不在者木田喜三男

本籍千代田区神田司町二丁目七番地福禄ビル五階クラース東京法律事務所

事件名不在者財産管理人選任申立事件

事件番号令和二年(家)第七〇八四八号

不在者財産管理人弁護士大澤美穂子

不在者財産管理人による供託公告

第7期決算公告 令和7年8月20日
東京都台東区蔵前四丁目13番7号
メディケア・ジャパン株式会社
代表取締役社長 郷 海濱

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 719,416
	資産合計 719,416
負純 資産 及の び部	流动負債 585,129 (うち賞与引当金) (600)
	株主資本金 134,287
	資本剰余金 5,000
	資本準備金 5,000
	利益剰余金 124,287
	その他利益剰余金 (うち当期純損失) (3,350)
	負債・純資産合計 719,416

第23期決算公告 令和7年8月20日
東京都港区新橋五丁目33番8号新橋S Sビル5階
メディアアサプライ・インターナショナル株式会社

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 124,075
	固定資産 13,781
	資産合計 137,856
負純 資産 及の び部	流动負債 69,936 株主資本金 16,300
	資本剰余金 51,620
	資本準備金 22,000
	利益剰余金 29,620
	その他利益剰余金 (うち当期純利益) (32,816)
	負債・純資産合計 137,856

第2期決算公告令和7年8月20日
埼玉県鶴ヶ島市富士見6丁目1-1
ナノリソティックス株式会社
代表取締役 阿部猪佐雄

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 270,875
	固定資産 6,306
	合計 277,181
負純 資産 及の び部	流动負債 13,556 株主資本金 263,625
	資本剰余金 170,000
	資本準備金 170,000
	利益剰余金 170,000
	その他利益剰余金 △76,374
	△76,374
	その他利益剰余金 (うち当期純損失) (59,517)
	△76,374
	合計 277,181

第20期決算公告 2025年8月20日
東京都港区赤坂一丁目11番30号
株式会社メディア4u
代表取締役 岩館 徹

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,565,492
	固定資産 73,338
	合計 1,638,830
負純 資産 及の び部	流动負債 769,515 株主資本金 867,081 資本剰余金 40,000 利益剰余金 827,081 利益準備金 10,000 その他利益剰余金 817,081 (うち当期純利益) (787,916) 評価・換算差額等 2,233 その他有価証券評価差額金 2,233
	合計 1,638,830

第76期決算公告 令和7年6月26日
東京都目黒区大橋1丁目6番2号
株式会社東京洗染機械製作所
代表取締役 三科 道利

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 6,887
	固定資産 1,896
	合計 8,784
負純 資産 及の び部	流动負債 3,678 株主資本金 2,065 資本剰余金 3,041 利益剰余金 100 その他資本剰余金 96 利益剰余金 96 利益準備金 2,844 その他利益剰余金 75 利益準備金 2,769 (うち当期純利益) (348)
	合計 8,784
	負債・純資産合計 8,784

第6期決算公告 令和7年6月26日
東京都目黒区大橋1丁目6番2号
T O S E N ホールディングス株式会社
代表取締役 三科 道利

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 54
	固定資産 1,949
	合計 2,003
負純 資産 及の び部	流动負債 56 株主資本金 366 資本剰余金 1,580 その他資本剰余金 1 利益剰余金 1,519 その他利益剰余金 1,519 利益剰余金 59 その他利益剰余金 59 (うち当期純利益) (86)
	合計 2,003
	負債・純資産合計 2,003

第28期決算公告 令和7年8月20日
静岡県静岡市清水区由比北田114-1
いなばペットフード株式会社
代表取締役社長 稲葉 敦央

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 18,170
	固定資産 5,121
	合計 23,291
負純 資産 及の び部	流动負債 15,913 株主資本金 855 資本剰余金 6,522 利益剰余金 30 利益準備金 6,492 その他利益剰余金 7 利益準備金 6,485 (うち当期純利益) (910)
	合計 23,291

第6期決算公告 令和7年6月30日
川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通H R コンサルティング株式会社
代表取締役 阿萬野 晋

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 44,838
	固定資産 837
	合計 45,675
負純 資産 及の び部	流动負債 29,638 株主資本金 16,037 資本剰余金 5,000 利益準備金 5,000 利益剰余金 6,037 その他利益剰余金 6,037 (うち当期純利益) (1,592)
	合計 45,675

第2期決算公告 2025年8月20日
東京都港区赤坂一丁目11番30号
S p a r k l e A I 株式会社
代表取締役 渡辺 友太

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 15,941
	固定資産 4,982
	合計 20,923
負純 資産 及の び部	流动負債 4,431 株主資本金 55,000 資本剰余金 △38,507 利益準備金 100,000 利益剰余金 △138,507 その他利益剰余金 △138,507 (うち当期純損失) (108,583)
	合計 20,923

第2期決算公告 2025年8月20日
名古屋市中区錦三丁目5番30号
株式会社ファブリカコミュニケーションズ
代表取締役 谷口 政人

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 807,633
	固定資産 945,507
	合計 1,753,141
負純 資産 及の び部	流动負債 600,433 株主資本金 354,101 資本剰余金 798,605 資本準備金 10,000 その他資本剰余金 866,634 資本準備金 2,500 利益剰余金 △78,029 その他利益剰余金 △78,029 (うち当期純損失) (77,444)
	合計 1,753,141

第77期決算公告 2025年7月25日
名古屋市中村区太閤一丁目5番13号
アイワ電設開発株式会社
代表取締役 原 修次

貸借対照表の要旨(2025年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 2,026,572
	固定資産 1,445,858
	合計 3,472,430
負純 資産 及の び部	流动負債 1,050,615 株主資本金 641,700 資本剰余金 1,780,115 資本準備金 95,000 (資本準備金) (45,000) 利益剰余金 1,640,115 (利益準備金) (12,500) (その他利益剰余金) (1,627,615) (うち当期純利益) (134,674)
	合計 3,472,430

第4期決算公告 令和7年8月20日
静岡県静岡市葵区紺屋町4-8
テックチャオ株式会社
代表取締役 五十嵐平馬

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 86,946
	固定資産 11,156
	合計 98,102
負純 資産 及の び部	流动負債 42,599 株主資本金 32,782 資本剰余金 22,721 資本準備金 1,500 利益剰余金 1,500 その他資本剰余金 1,500 利益準備金 19,721 (その他利益剰余金) 19,721 (うち当期純利益) (9,752)
	合計 98,102

第37期決算公告				
令和7年8月20日 大阪市北区同心一丁目1番12号				
株式会社丸留 敦 西口 代表取締役				
貸借対照表の要旨				
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)				
科 目	金額			
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	134,575 156,382 290,958		
負純 債産 及の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 合計	36,027 199,751 55,180 10,000 45,180 45,180 (8,960) 290,958		

第2期決算公告					
令和7年6月30日 京都市西京区大枝中山町2番44					
株式会社KMCホールディングス 代表取締役 佐藤 大介					
貸借対照表の要旨					
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)					
資の 産部	流動資産	固定資産	合計	金額	673
	流動資産	固定資産	合計	金額	150,410
	合計				151,083
負純 資産 及の び部	流動負債	固定負債	資本金	債権本金	70
	流動負債	固定負債	資本金	債権本金	120,070
	合計	合計	合計	合計	30,944
	資本利益	資本利益	余剰金	金	1,000
	その他利益	その他利益	余剰金	金	29,944
	(うち当期利益)	(うち当期利益)	(余剰金)	(金)	29,944
	合計	合計	合計	合計	(25,682)
					151,083

第6期決算公告			令和7年6月25日
岡山県総社市清音古地3番地1			
株式会社藤屋			
代表取締役社長 佐藤 新三			
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)			
科	目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	406,057	
	固定資産	504,879	
	合計	910,936	
負純 資 産 及 び部	流動負債	774,362	
	固定負債	126,055	
	株主資本	10,518	
	資本剰余金	100,000	
	その他資本剰余金	300,000	
	利益剰余金	300,000	
	その他利益剰余金	△ 389,481	
	(うち当期純損失)	△ 389,481	
	合計	(122,759)	
		910,936	

第 54 期 決 算 公 告				
令和 7 年 8 月 20 日 鳥取県倉吉市山根645番地 2 スイコー株式会社 代表取締役 増田 純吾 貸借対照表の要旨 (令和 7 年 5 月 20 日現在) (単位:千円)				
科 目		金 額		
資の 産部	流動資産	資産合計	130,601	
	固定資産		152,996	
	合計		283,598	
負純 債 資 産 及 の び部	流動負債	債券	127,548	
	固定負債	債券	80,055	
	株主資本	本金	75,994	
	利益剰余金	金	5,000	
	利益準備金	金	70,994	
	その他利益剰余金	金	375	
	(うち当期利益)	(うち当期利益)	70,619	
	合計		(1,134)	
	合計		283,598	

第21期決算公告						
令和7年8月20日 大阪府茨木市上穂積四丁目1-24						
株式会社プラットホーム 代表取締役 平居 裕史						
貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在) (単位:百万円)						
科	目	金	額			
資の 産部	流動資産		420			
	固定資産		1,016			
	合計		1,436			
負純 資産 及の び部	流动負債		81			
	固定負債		1,167			
	株主資本		187			
	利益剰余金		10			
	その他利益剰余金		177			
	(うち当期純利益)		177			
		合計	(106)			
		合計	1,436			

第4期決算公告					
令和7年8月20日					
広島市西区商工センター六丁目9番39号					
株式会社ビルドシステムパートナー					
代表取締役 大政 史生					
貸借対照表の要旨					
(令和7年5月20日現在) (単位:千円)					
科	目	金	額		
資の 産部	流動資産		4,876		
	固定資産		—		
	合計		4,876		
負純 資産 及の び部	流动負債		441		
	固定負債		—		
	株主資本		4,434		
	利益剰余金		1,000		
	その他利益剰余金		3,434		
	(うち当期純利益)		3,434		
			(695)		
	合計		4,876		

第2期決算公告	
令和7年8月20日	
広島市西区商工センター六丁目9番39号	
株式会社こねっと	学
代表取締役 長野 学	
貸借対照表の要旨	
(令和7年5月20日現在)	(単位:千円)
科 目	金 額
資の 産部	流動資産 19,346 固定資産 27,666 合計 47,013
負純 資産 及の び部	流動負債 7,862 固定負債 — 株主資本 39,151 益余金 60,000 △ その他益余金 20,848 △ 利益剰余金 20,848 △ その他の利益剰余金 (うち当期純損失) (17,243) 合計 47,013

第1期決算公告				令和7年8月20日
広島市西区商工センター六丁目9番39号				号
株式会社FORDECホールディングス				代表取締役 山尾 �剛志
貸借対照表の要旨(令和7年5月20日現在)				
科	目	金額(千円)		
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	178,732 2,083,174 2,261,906		
負純 資產 及の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 自己株式	62,724 360,000 1,839,182 100,000 1,656,948 1,656,948 106,273 106,273 (106,273) △ 24,039		
	合計	2,261,906		

第56期決算公告		令和7年6月27日
高知県高知市本町4丁目2番52号		
三愛オブリカスタマーサービス株式会社		
代表取締役社長 石井 春年		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	158,117 157,350 315,467
負純 資 産 及 の び部	流动負債 (うち賞与引当金) 固定負債 株主資本 利益 利益準備金 その他利益 (うち当期純利益) 合計	37,113 (15,465) — 278,354 15,000 263,354 3,750 259,604 (23,418) 315,467

第6期決算公告			
令和7年8月20日 高知県宿毛市駅前町二丁目501番地			
株式会社スクラン 代表取締役 大田 政樹			
貸借対照表の要旨			
(令和7年5月20日現在) (単位:千円)			
科 目	金 額		
資の部	流動資産 固定資産 合計	128,225 13,516 141,741	
負純資産及のび部	流动負債 固定負債 株主資本 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 合計	87,178 50,161 4,401 10,000 △ 5,598 △ 50 △ 5,648 (13,058)	△ 141,741

第 51 期 決 算 公 告					
令和 7 年 8 月 20 日					
広島市安芸区矢野西一丁目37番25-101号					
株式会社きむら					代表取締役 加藤 正義
貸借対照表の要旨					(令和 7 年 5 月 20 日現在) (単位: 千円)
科 目	金 額				
資の 産部	流動資産 固定資産 合 計	49,194 367 49,561			
負純 資產 及の び部	流動負債 固定負債 株主資本 益利 その他の利益 (うち当期純損失)	債権 債券 本益 剰余 金 金 金 金 金 (うち当期純損失)	20,633 15,304 13,624 10,000 3,624 3,624 (2,794)		
	合 計	49,561			

第2期決算公告

令和7年8月20日

東京都中央区日本橋一丁目4番1号

一般社団法人DHWC

代表理事 田渕 安春

貸借対照表の要旨

(令和7年5月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	661
	固定資産	100
	資産合計	761
負純 資産 及の び部	流动負債	70
	負債合計	70
	資本	1,300
	利益	△608
	純資産合計	691
	負債・純資産合計	761

第35期決算公告

令和7年6月25日

沖縄県石垣市字大川282番地

八重山リゾート開発株式会社

代表取締役 石川 茂

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科	目	金額
資の 産部	流动資産	394
	固定資産	3,440
	合計	3,834
負純 資産 及の び部	流动負債	38
	負債合計	5,853
	資本	△2,057
	利益	100
	純資産	△2,157
	その他の利益	△2,157
	(うち当期純損失)	(37)
	合計	3,834

第18期決算公告

令和7年8月20日

鹿児島市東千石町1番38号

株式会社まちづくり鹿児島

代表取締役社長 岩崎芳太郎

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流动資産	16,029
	合計	16,029
負純 資産 及の び部	流动負債	676
	負債合計	15,353
	資本	10,000
	利益	5,353
	その他の利益	5,353
	(うち当期純損失)	(78)
	合計	16,029

第4期決算公告

令和7年8月20日

札幌市東区北三十二条東七丁目1番15号

三愛地所ホールディングス株式会社

代表取締役 大畠 振義

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流动資産	2
	固定資産	1,819
	合計	1,821
負純 資産 及の び部	流动負債	0
	負債合計	1,820
	資本	9
	資本	1,810
	その他資本	1,810
	利益	1
	利益	0
	利益準備金	1
	その他利益	0
	(うち当期純損失)	(0)
	合計	1,821

第1期決算公告

令和7年3月27日

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

一般社団法人OM心斎橋

代表理事 鄭 武壽

貸借対照表の要旨

(令和7年1月31日現在) (単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流动資産	477,000
	固定資産	100,000
	合計	577,000
負純 資産 及の び部	流动負債	123,300
	負債合計	123,300
	資本	477,000
	利益	△23,300
	純資産合計	453,700
	合計	577,000

第2期決算公告

令和7年8月20日

東京都中央区日本橋一丁目4番1号

一般社団法人

大和ハウスウェルビーイングコアファンド

代表理事 三品 貴仙

貸借対照表の要旨

(令和7年5月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流动資産	1,982
	固定資産	967
	合計	2,949
負純 資産 及の び部	流动負債	1,401
	負債合計	1,401
	資本	1,000
	利益	547
	純資産合計	1,547
	合計	2,949

第7期決算公告

令和7年6月18日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

株式会社日本PMIコンサルティング

代表取締役社長 竹林 信幸

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流动資産	628,273
	固定資産	1,887
	合計	630,160
負純 資産 及の び部	流动負債	50,691
	負債合計	579,469
	資本	50,000
	資本	529,469
	その他利益	529,469
	(うち当期純利益)	(117,701)
	合計	630,160

第77期決算公告

令和7年6月26日

群馬県伊勢崎市八坂町甲552番地

グンセン株式会社

代表取締役社長 福田 正一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流动資産	952,028
	固定資産	625,020
	合計	1,577,048
負純 資産 及の び部	流动負債	113,554
	負債合計	51,342
	資本	1,397,386
	資本	24,000
	利益	7
	純資産	1,373,379
	利益	6,000
	純資産	1,367,379
	評価・換算差額等	(74,129)
	合計	1,577,048

第4期決算公告

令和7年8月20日

札幌市東区北四十二条東十九丁目1番1号

三愛自動車ホールディングス株式会社

代表取締役 大畠 振義

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流动資産	7
	固定資産	638
	合計	645
負純 資産 及の び部	流动負債	2
	負債合計	642
	資本	9
	資本	629
	その他資本	629
	利益	4
	利益	0
	純資産	4
	(うち当期純利益)	(1)
	合計	645

第9期決算公告

令和7年6月30日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

株式会社ネクストナビ

代表取締役 雨森 良治

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流动資産	77,650
	固定資産	299
	合計	77,950
負純 資産 及の び部	流动負債	3,653
	負債合計	74,297
	資本	40,000
	資本	34,297
	その他利益	34,297
	(うち当期純利益)	(2,710)
	合計	77,950

第19期決算公告

令和7年6月27日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

株式会社経営プランニング研究所

代表取締役 植木 孝磨

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流动資産	724,330
	固定資産	10,250
	合計	734,581
負純 資産 及の び部	流动負債	617,342
	負債合計	117,238
	資本	20,000
	資本	97,238
	利益	5,000
	純資産	92,238
	評価・換算差額等	(412)
	合計	734,581

第6期決算公告

令和7年6月27日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

株式会社ZUMA

代表取締役 三宅 卓

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流动資産	5,107
	合計	5,107
負純 資産 及の び部	流动負債	69
	負債合計	5,037
	資本	10,000
	資本	△4,962
	利益	△4,962
	(うち当期純損失)	(802)
	合計	5,107

第21期決算公告		令和7年8月20日 東京都中央区日本橋浜町二丁目30番1号 ピーシーアイ株式会社 代表取締役 高橋 一穂
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,214,344
	固定資産	44,217
	資産合計	1,258,562
負純 資 産 及 の び部	流动負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失)	724,744 42,051 491,765 99,000 99,560 75,000 24,560 293,205 293,205 (13,884)
	負債・純資産合計	1,258,562

第2期決算公告		令和7年6月26日 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 株式会社日本DX人材センター
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	18,564
	固定資産	154
	資産合計	18,718
負純 資 産 及 の び部	流动負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	3,693 15,024 10,000 5,024 5,024 (5,432)
	負債・純資産合計	18,718

第10期決算公告		令和7年6月18日 東京都中央区日本橋室町一丁目9番12号 株式会社企業評価総合研究所
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	455,976
	固定資産	191,595
	資産合計	647,571
負純 資 産 及 の び部	流動負債 与引当金 固定負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	181,915 12,191 91,621 374,035 10,000 10,000 10,000 354,035 354,035 (184,075)
	負債・純資産合計	647,571

第2期決算公告		令和7年7月30日 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号 株式会社Macbee X
代表取締役 藤原 賢太		
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	2,903,717
	固定資産	14,668
	資産合計	2,918,385
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	2,630,609 287,776 30,000 257,776 257,776 (251,823)
	負債・純資産合計	2,918,385

第5期決算公告		令和7年7月28日 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号 株式会社S m a s h
代表取締役 佐野 敏哉		
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	55,304
	資産合計	55,304
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	12,396 42,908 90,080 40,080 40,080 △87,251 △87,251 (7,369)
	負債・純資産合計	55,304

第44期決算公告		令和7年8月20日 東京都港区虎ノ門3丁目18番19号 カメイ・プロアクト株式会社
代表取締役社長 川井 康紀		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,613,721
	固定資産	561,754
	資産合計	2,175,475
負純 資 産 及 の び部	流动负债 負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 評価・換算差額等	278,156 67,628 1,827,414 90,000 1,737,414 25,470 1,711,944 (24,968) 2,277
	合計	2,175,475

第4期決算公告		令和7年7月30日 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号 株式会社P R クラウドテック
代表取締役 中島謙一郎		
貸借対照表の要旨 (令和7年4月30日現在) (単位:千円)		
科	目	金額
資の 産部	流動資産	685,992
	固定資産	9,059
	資産合計	695,051
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	182,987 512,063 5,000 507,063 507,063 (128,950)
	負債・純資産合計	695,051

第2期決算公告		令和7年7月30日 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号 株式会社Macbeev
代表取締役 浦矢 秀行		
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	70,071
	資産合計	70,071
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	8,413 1,033 60,624 30,000 30,624 30,624 (8,270)
	負債・純資産合計	70,071

第2期決算公告		令和7年7月30日 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号 株式会社MAVEL
代表取締役 千葉 知裕		
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	6,598,865
	固定資産	268,618
	資産合計	6,867,483
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	3,069,303 3,798,180 88,888 1,587,388 1,587,388 2,121,902 22,222 2,099,680 (1,995,083)
	負債・純資産合計	6,867,483

第1期決算公告		令和7年7月30日 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号 株式会社アイヴィア
代表取締役 金城 航平		
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	381,381
	固定資産	4,948
	資産合計	386,329
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	140,248 246,081 50,000 196,081 196,081 (85,538)
	負債・純資産合計	386,329

第21期決算公告		令和7年7月30日 東京都港区南青山一丁目2番6号 株式会社A I I A d s
代表取締役 鞣江 佑介		
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	5,439,255
	固定資産	129,335
	資産合計	5,568,591
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	3,788,470 1,780,121 428,525 418,525 418,525 933,070 933,070 (553,652)
	負債・純資産合計	5,568,591

第10期決算公告		令和7年7月30日 東京都千代田区神田多町2-1 株式会社L i b e r e s
代表取締役 羽田 憲人		
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	977,322
	固定資産	56,354
	資産合計	1,033,677
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	419,372 614,304 10,357 2,618 2,618 601,328 601,328 (151,274)
	負債・純資産合計	1,033,677

第85期決算公告

令和7年8月20日 広島市西区商工センター六丁目9番39号
株式会社フォーテック
代表取締役 山尾 剛志

貸借対照表の要旨 (令和7年5月20日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,267,183	流動負債	5,072,266
固定資産	2,447,961	賞与引当金	65,000
		固定負債	1,097,339
		退職給付引当金	156,521
		役員退職慰労引当金	59,841
		株主資本	1,545,538
		資本金	100,000
		資本剰余金	202,079
		資本準備金	202,079
		利益剰余金	1,243,459
		利益準備金	42,502
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	1,200,957 (47,022)
資産合計	7,715,145	負債・純資産合計	7,715,145

第5期決算公告

令和7年8月20日 京都市上京区御車道通清和院口上ル東側梶井町448番5
株式会社イクスフォレストセラピューティクス
代表取締役 横田 俊一

貸借対照表の要旨 (令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	844,881	流動負債	61,076
固定資産	82,917	負債合計	61,076
		株主資本	866,722
		資本金	10,000
		資本剰余金	1,017,875
		資本準備金	545,030
		その他資本剰余金	472,845
		利益剰余金	△161,153
		その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△161,153 (161,153)
		純資産合計	866,722
資産合計	927,798	負債・純資産合計	927,798

第21期決算公告

2025年6月27日 福岡市中央区大名一丁目4番1号
西鉄ケアサービス株式会社
代表取締役 加藤 正幸

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	456,972	流動負債	313,917
固定資産	22,714	賞与引当金	10,716
		その他の 固定負債	303,202
		退職給付引当金	16,294
		役員等退職慰労金引 当金	1,143
		その他の 株主資本	7,300
		資本金	7,851
		利益剰余金	149,476
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	10,000 139,476 139,476 (38,547)
資産合計	479,687	負債・純資産合計	479,687

第43期決算公告

令和7年8月20日 広島市西区横川新町12番11号
株式会社日進ブンセイ
代表取締役 黒河 博樹

貸借対照表の要旨 (令和7年5月20日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	224,543	流動負債	173,592
固定資産	11,946	固定負債	13,549
		役員退職慰労引当金	2,400
		株主資本	49,348
		資本金	22,000
		資本剰余金	2,200
		その他資本剰余金	2,200
		利益剰余金	25,148
		利益準備金	3,300
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	21,848 (1,871)
資産合計	236,489	負債・純資産合計	236,489

第42期決算公告

令和7年8月20日 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目247番地1
株式会社メガネフラワー
代表取締役 田渕 収

貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,958	流動負債	528
固定資産	9,075	固定負債	1,398
		株主資本	9,107
		資本金	9
		資本剰余金	201
		その他資本剰余金	201
		利益剰余金	8,897
		利益準備金	1
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	8,896 (685)
資産合計	11,034	負債・純資産合計	11,034

第29期決算公告

令和7年8月20日 茨城県日立市大みか町一丁目27番7号
株式会社シースリー
代表取締役社長 佐野 孝

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,057	流動負債	209
固定資産	100	賞与引当金	49
		役員賞与引当金	1
		その他の 固定負債	158
		退職給付引当金	126
		その他の 株主資本	121
		資本金	5
		資本剰余金	820
		その他資本剰余金	20
		利益剰余金	799
		利益準備金	5
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	794 (53)
資産合計	1,157	負債・純資産合計	1,157

第27期決算公告

令和7年8月20日 東京都中央区新川二丁目9番11号
クレスコ・イー・ソリューション株式会社
代表取締役社長 後藤 聰

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
科 目	金 額
流動資産	1,942
固定資産	242
流動負債	533
賞与引当金	95
役員賞与引当金	3
その他の 固定負債	434
株主資本	1,508
資本金	200
資本剰余金	11
利益剰余金	1,296
利益準備金	50
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	1,246 (177)
資産合計	2,184
負債・純資産合計	2,184

第37期決算公告

令和7年6月25日 東京都江東区豊洲三丁目2番24号
ITbook株式会社
代表取締役 宇田川一則

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,252,114	流動負債	401,706
固定資産	18,524	(賞与引当金)	(3,375)
		固定負債	63,218
		株主資本	805,713
		資本金	90,000
		資本剰余金	545,198
		資本準備金	90,000
		その他資本剰余金	455,198
		利益剰余金	170,514
		利益準備金	1,000
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	169,514 (180,514)
資産合計	1,270,638	負債・純資産合計	1,270,638

第3期決算公告

2025年8月20日

熊本県玉名郡長洲町大字有明1番地
日立造船マリンエンジン株式会社
代表取締役 竹中 俊哉

貸借対照表の要旨
(2025年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	15,016	流動負債	8,619
固定資産	4,635	資本金	107
		資本剰余金	10,939
		資本準備金	1,750
		その他の資本剰余金	2,635
		利益剰余金	1,750
		その他利益剰余金	885
		評価・換算差額等	6,553
		繰延ヘッジ損益	△13
資産合計	19,652	負債・純資産合計	19,652

損益計算書の要旨
(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金額
売上高	24,952
売上原価	23,412
販売費及び一般管理	1,540
営業収益	1,532
営業外費用	7
常勤従業員給与	465
税引前純利益	389
法人税、住民税及び事業税	84
法人税等調整額	84
当期純損失	80
評価・換算差額等	129
繰延ヘッジ損益	125

第1期決算公告

令和7年8月20日

東京都中央区銀座一丁目16番1号
東貨ビル2階

株式会社国土強靭化GX
代表取締役 藤田 信之

貸借対照表の要旨
(令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の産部	流動資産
	合計
負純資産及び部	流動負債
	資本主
	資本金
	その他の資本剰余金
	利益剰余金
	その他利益剰余金
	評価・換算差額等
	繰延ヘッジ損益
資産合計	20,108
負債・純資産合計	20,108
	△1,439
	△1,439
	(うち当期純損失)
合計	20,108

第15期決算公告

令和7年8月20日

岩手県下閉伊郡田野畑村机299番地
中城興産株式会社
代表取締役 山根 洋子

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の産部	流動資産
	合計
負純資産及び部	流動負債
	資本主
	資本金
	利益剰余金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
資産合計	46,056
負債・純資産合計	46,056

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日
岩手県下閉伊郡田野畑村机二九九番地
中城興産株式会社
代表取締役 山根 洋子

決算公告

令和7年8月20日

東京都中央区京橋二丁目2番8号

株式会社エムワイ

代表取締役 宮崎 正樹

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の産部	流動資産
	合計
負純資産及び部	流動負債
	資本主
	資本金
	利益剰余金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
資産合計	368,803
負債・純資産合計	368,803

令和6年度決算公告

令和7年8月20日

岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目8番2号
アークホールディングス株式会社
代表取締役 大泉 豪

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の産部	流動資産
	合計
負純資産及び部	流動負債
	資本主
	資本金
	利益剰余金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
資産合計	3,228,925
負債・純資産合計	3,228,925

新設分割公告
当社は、新設分割により新設するアークホールディングス株式会社(住所:岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目八番二号)に対して当社のゴルフショット事業部門およびモバイル事業部門を承継させることにいたしました。権利義務を承継されることは、この会社分割の承認決議は令和七年八月一日に終了しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日
岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目八番二号
アークホールディングス株式会社
代表取締役 大泉 豪

第1期決算公告 令和7年8月20日
東京都千代田区丸の内3丁目2-2
丸の内二重橋ビル2階

Kaluza Japan株式会社

代表取締役 小長谷征矢

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(円)
資の産部	流動資産
	合計
負純資産及び部	流動負債
	資本主
	資本金
	利益剰余金
	その他利益剰余金
	(うち当期純損失)
資産合計	140,436,834
負債・純資産合計	140,436,834
	△81,458,936
	△81,458,936
	(81,458,936)
負債・純資産合計	140,436,834

第56期決算公告 令和7年8月20日

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼147番地
株式会社ハマナーキテクツ
代表取締役 浜名 信之

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(円)
資の産部	流動資産
	合計
負純資産及び部	流動負債
	負債合計
	株主資本
	資本金
	利益剰余金
	その他利益剰余金
	(うち当期純損失)
資産合計	△1,503,573
負債・純資産合計	2,097,950

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円減少し一千円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼一四七番地
株式会社ハマナーキテクツ
代表取締役 浜名 信之

第40期決算公告 令和7年8月19日

東京都渋谷区広尾五丁目4番3号

ヴェルデトレイディング株式会社

代表取締役 松村不二夫

貸借対照表の要旨(令和7年5月20日現在)

科 目	金額(百万円)
資の産部	流動資産
	合計
負純資産及び部	流動負債
	資本主
	資本金
	利益剰余金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
資産合計	22,546
負債・純資産合計	22,546
	△729
	△729
	(729)
負債・純資産合計	22,546

第22期決算公告 令和7年6月26日
東京都新宿区西新宿四丁目32番12号
ステップ・インベストメント株式会社
代表取締役 小泉 豊
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目		金額(百万円)
資の 産部	流動資産	1,583
	固定資産	10
	資産合計	1,593
負純 資 産 及 び部	流动負債	0
	負債合計	0
	株主資本	1,593
	資本剰余金	30
	利益準備金	1,563
	その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	0 (3)
	純資産合計	1,593
	負債・純資産合計	1,593

第24期決算公告 令和7年6月26日
東京都新宿区西新宿三丁目1番4号
ステップ・ローン・パートナーズ株式会社
代表取締役 小泉 豊
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	2,035
	固定資産	1
	資産合計	2,036
負純 債資 産及 び部	流动負債	9
	負債合計	9
	株主資本	2,027
負純 債資 産及 び部	資本剰余金	30
	利益準備金	1,997
	利息準備金	8
	その他利益剰余金	1,990
	(うち当期純利益)	(35)
純資産合計		2,027
負債・純資産合計		2,036

第 56 期決算公告 令和 7 年 6 月 30 日
東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号
福井石油備蓄株式会社
代表取締役社長 大関 忍
貸借対照表の要旨(令和 7 年 3 月 31 日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	1,750,757 269,422
	資産合計	2,020,180
負純 資 債 及 の び部	流动負債 固定負債 (うち引当金) 资本 株主資本 利益 剩余利益 その他利益 剩余额 (うち当期純利益)	919,335 523,516 (473,544) 577,327 100,000 477,327 36,240 441,087 (52,491)
	負債・純資産合計	2,020,180

第41期決算公告 令和7年6月30日
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
志布志石油備蓄株式会社
代表取締役社長 大関 忍
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	2,517,827
	固定資産	170,787
	資産合計	2,688,615
負純 資 債 及 の び部	流动負債	1,634,304
	固定負債	400,592
	(うち引当金)	(400,592)
	株主資本	653,718
	資本利益剰余金	100,000
	利益準備金	553,718
	その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	25,000 528,718 (51,990)
負債・純資産合計		2,688,615

第 58 期 決 算 公 告
令和 7 年 8 月 20 日
千葉県習志野市津田沼六丁目11番24号
清光薬品工業株式会社
代表取締役 白鳥 悟嗣
貸借対照表の要旨 (令和 6 年 10 月 31 日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	482,853,788 70,864,614
資 産 合 計	553,718,402
負純 債資 産及 のび部	272,583,561 35,217,160 245,917,681 10,000,000 235,917,681 750,000 235,167,681 (うち当期純利益) 553,718,402
負債・純資産合計	553,718,402

第24期決算公告 令和7年6月26日
東京都新宿区西新宿三丁目1番4号
ステップ・ローン・パートナーズ株式会社
代表取締役 小泉 豊
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

第10期決算公告		令和7年8月20日
東京都北区赤羽西一丁目6番1号		
株式会社満和建築		
代表取締役 金井 満		
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 資産合計	188,526 20,978 209,505
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 負債合計 株主資本 資本利益 その他利益 (うち当期純利益) 純資産合計 負債・純資産合計	163,775 47,950 211,725 △2,220 50,000 △52,220 △52,220 (6,697) △2,220 209,505

第 56 期決算公告 令和 7 年 6 月 30 日
東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号
福井石油備蓄株式会社
代表取締役社長 大関 忍
貸借対照表の要旨(令和 7 年 3 月 31 日現在)

代表取締役 山野 義友			
貸借対照表の要旨			
(2024年10月31日現在)			
(単位：千円)			
科	目	金額	
資の 産部	流動資産	180,994	
	固定資産	121,283	
	合計	302,278	
負純 資産 及の び部	流动負債	17,412	
	固定負債	107,692	
	主本	177,174	
	資本	30,000	
	利益	147,174	
	その他利益	147,174	
	(うち当期純利益)	(9,410)	
合計		302,278	

第41期決算公告 令和7年6月30日
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
志布志石油備蓄株式会社
代表取締役社長 大関 忍
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)			
科 目			
資産部	流動資産	固定資産	合計
			564,235,475 1,777,963,524
		合 計	2,342,198,999
負純資産及のび部	流动債権	固定債権	合計
	負債	負債	765,384,275
	資本	資本	1,151,168,300
	利益	利益	425,646,424
	利益	余剰金	18,000,000
	利益	準備金	407,646,424
	その他利益	余剰金	4,500,000
	(うち当期純利益)	(18,514,675)	403,146,424
	合 計	合 計	2,342,198,999

資本金の額の減少公告
当社は資本金の額を一二五万円減少し、八七五万円とすることにいたしました。なお、減少する資本金一二五万円は、その他資本剩余金とします。この決定に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終事業年度の貸借対照表の要旨は次のとおりです。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さりです。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

合田二三八月二日

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千百万円減少し九
百万円とすることにいたしました。
効力発生日は令和七年九月二十四日であ
り、株主総会の決議は 令和七年八月四日に
終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
りなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
ります。

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継した。存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日でした。七月三十日には株主総会での承認決議は令和七年七月三十日終了です。本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。最終貸借対照表の開示状況は次のとおりなおございません。
(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の二公告義務はありません。
令和七年六月二十四日
新潟市大手町四丁目
新潟市役所
(略)

第1期決算公告

令和7年8月20日

愛知県小牧市大字三ツ渕1632番地1
アイシンビル3階株式会社ACE LINE
代表取締役 稲川直樹

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部 流動 資産 合計	1,740
負純 資産 及び部 流動 負債 株主資本 金 利益 剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失)	71 1,669 2,000 △ 330 330 (330)
合 計	1,740

資本金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を一千七百万円減少し五百円とするにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月20日

愛知県小牧市大字三ツ渕1632番地1
アイシンビル3階
株式会社ACE LINE
代表取締役 稲川直樹

第38期決算公告 令和7年6月30日
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
秋田石油備蓄株式会社
代表取締役社長 大関忍
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部 流動 資産 合計	2,077,706
資の 産部 固定 資産 合計	97,364
資 産 合計	2,175,071
負純 資産 及び部 流動 負債 株主資本 金 利益 剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	1,342,777 183,967 (183,967) 648,325 100,000 548,325 25,000 523,325 (59,121)
負債・純資産合計	2,175,071

第11期決算公告

令和7年8月20日

名古屋市東区筒井三丁目21番15号
株式会社ジーオン代表取締役 柳沢真吾
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)(単位:円)

科 目	金 額
資の 産部 流動 資産 合計	267,633,866
資の 産部 固定 資産 合計	2,676,237
資 産 合計	270,310,103
負純 資産 及び部 流動 負債 株主資本 金 利益 剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	77,463,052 174,081,257 18,765,794 5,000,000 13,765,794 13,765,794 (1,822,982)
合 計	270,310,103

合併公告
 まことに左記の合併して存続し乙は解散することにいたしました。この合併で公告します。甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。なお、甲の最終貸借対照表は左記のとおりです。

令和7年8月20日

愛知県小牧市大字三ツ渕1632番地1
アイシンビル3階
株式会社ACE LINE
代表取締役 稲川直樹

第22期決算公告 令和7年6月30日
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
苦東石油備蓄株式会社
代表取締役社長 大関忍
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部 流動 資産 合計	3,036,502
資の 産部 固定 資産 合計	191,884
資 産 合計	3,228,387
負純 資産 及び部 流動 負債 株主資本 金 利益 剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	2,252,974 379,493 (362,769) 595,919 100,000 495,919 25,000 470,919 (90,827)
負債・純資産合計	3,228,387

第3期決算公告

令和7年8月20日

愛知県豊田市千石町五丁目18番地
ミカロ株式会社代表取締役 村崎美侑
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部 流動 資産 合計	71,885
資の 産部 固定 資産 合計	8,833
資 産 合計	80,719
負純 資産 及び部 流動 負債 株主資本 金 利益 剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失)	11,636 30,462 38,620 1,000 37,620 37,620 (27,065)
合 計	80,719

合併公告
 まことに左記の合併して存続し乙は解散することにいたしました。この合併で公告します。甲の最終貸借対照表は左記のとおりです。なお、甲の最終貸借対照表は左記のとおりです。

令和7年8月20日

愛知県豊田市千石町五丁目18番地
ミカロ株式会社
代表取締役 村崎美侑
新規事業開拓部
村興一村八崎設備工場
乃業

第2期決算公告 令和7年8月20日
東京都新宿区住吉町1番20号角張ビル5F
株式会社miraku
代表取締役 田昌錫
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部 流動 資産 合計	1,137
資の 産部 固定 資産 合計	1,074
資 産 合計	687
負純 資産 及び部 流動 負債 株主資本 金 利益 剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失)	1,575 1,324 10,000 7,000 7,000 △15,675 △15,675 (9,640)
合 計	2,899

第49期決算公告

令和7年8月20日

愛知県知立市東上重原六丁目37番地
株式会社ヤマミ企業代表取締役 杉浦康弘
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部 流動 資産 合計	26,828,497
資の 産部 固定 資産 合計	25,520,717
資 産 合計	52,349,214
負純 資産 及び部 流動 負債 株主資本 金 利益 剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失)	35,237,886 8,536,000 8,575,328 24,000,000 △15,424,672 500,000 15,924,672 (23,609)
合 計	52,349,214

資本金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を千六百万円減少し八百万円とすることにいたしました。効力発生日は令和7年九月二十日であります。この合併の翌日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月20日

愛知県知立市東上重原六丁目37番地
株式会社ヤマミ企業
代表取締役 杉浦康弘

第14期決算公告 令和7年8月20日
東京都新宿区住吉町1番20号角張ビル5F
株式会社ス木
代表取締役 田昌錫
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部 流動 資産 合計	205,833
資の 産部 固定 資産 合計	38,114
資 産 合計	243,947
負純 資産 及び部 流動 負債 株主資本 金 利益 剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	77,859 131,007 35,080 14,000 4,000 4,000 17,080 17,080 (5,377)
合 計	243,947

第11期決算公告

令和7年6月27日

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
健康メデカルサービス株式会社
代表取締役 松田 仁志

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	
資の 産部	流動 資産	541,389
	固定 資産	111,384
	合 計	652,773
負純 資産 及の び部	流動 負債	895,214
	株主 資本	△242,441
	資本 利益	1,000
	資本 利益	△243,441
	その他 利益	△243,441
	(うち 当期 純利益)	(31,353)
	合 計	652,773

第37期決算公告 令和7年8月20日

名古屋市西区香春町六丁目12番地の4

株式会社ラーダ

代表取締役 川島 淳

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金 額(千円)	
資の 産部	流動 資産	8,121
	固定 資産	528
	合 計	8,649
負純 資産 及の び部	流動 負債	10,811
	固定 負債	0
	株主 資本	△2,161
	資本 利益	10,500
	資本 利益	△12,661
	その他 利益	△12,661
	(うち 当期 純損失)	(1,077)
	合 計	8,649

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五十万円減少し金一千円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月二十日

第19期決算公告

2025年8月20日

東京都港区北青山二丁目5番1号
ユナイテッド・エルエヌジー・
トレーディング株式会社
代表取締役社長 伊藤 洋二

貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	
資の 産部	流動 資産	18,925
	合 計	18,925
負純 資産 及の び部	流動 負債	4,642
	株主 資本	14,283
	資本 利益	10,000
	資本 利益	4,283
	その他 利益	2,500
	(うち 当期 純利益)	(1,782)
	合 計	18,925

第17期決算公告

令和7年8月20日

大阪市西区江戸堀三丁目1番31号
株式会社ジェーピーアイエス
代表取締役 唐渡 貴

貸借対照表の要旨

(令和6年10月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	
資の 産部	流動 資産	20,838
	合 計	8,028
負純 資産 及の び部	流動 負債	2,007
	固定 負債	2,155
	株主 資本	24,704
	資本 利益	20,000
	資本 利益	4,704
	その他 利益	4,704
	(うち 当期 純損失)	(5)
	合 計	28,865

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円減少し一千円とするにいたしました。
効力発生日は令和七年十月一日であり、株主総会の決議は、令和七年八月一日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月二十日

大阪市西区江戸堀三丁目一番三一号
株式会社ジェーピーアイエス
代表取締役 唐渡 貴

第4期決算公告 令和7年8月20日

東京都杉並区今川一丁目10番15号
さくら株式会社

代表取締役 飯田 美桜

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(百万円)	
資の 産部	流動 資産	739
	固定 資産	3,368
	延 延 資 産	2
	合 計	4,110
負純 資産 及の び部	流動 負債	13
	固定 株主 資本	4,164
	資本 利益	△67
	資本 利益	7
	資本 利益	3
	その他 利益	3
	(うち 当期 純損失)	△77
	合 計	4,110

第1期決算公告 令和7年8月20日

福岡市中央区天神二丁目4番15号
株式会社Meta Fukuoka

代表取締役 河野 孝雄

貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	
資の 産部	流動 資産	8,991
	合 計	8,991
負純 資産 及の び部	流動 負債	24
	そ の 他	24
	株主 資本	8,967
	資本 利益	10,000
	資本 利益	△1,033
	その他 利益	△1,033
	(うち 当期 純損失)	(1,033)
	合 計	8,991

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を七百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

福岡市中央区天神二丁目四番一五号
株式会社Meta Fukuoka
代表取締役 河野 孝雄

第33期決算公告 令和7年6月27日

新潟県長岡市今朝白1丁目8番18号
長岡DNビル

長岡移動電話システム株式会社

代表取締役社長 酒井 龍市

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)	
資の 産部	流動 資産	71,452
	固定 資産	28,191
	合 計	99,643
負純 資産 及の び部	流動 負債	25,300
	固定 株主 資本	56,253
	資本 利益	18,090
	資本 利益	46,000
	その他 利益	27,909
	(うち 当期 純損失)	△230
	合 計	99,643

第10期決算公告 令和7年8月20日

東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号

株式会社Macbee Aime

代表取締役 松本 将和

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金 額(千円)	
資の 産部	流動 資産	23,831
	固定 資産	100
	資 産 合 計	23,931
負純 資産 及の び部	流動 負債	26,167
	固定 株主 資本	△2,235
	資本 利益	100,000
	資本 利益	104,049
	その他 資本 利益	100,000
	その他 資本 利益	4,049
	(うち 当期 純損失)	△206,284
	合 計	23,931
	負債・純資産合計	△206,284

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、欠損填补のため、資本金の額を九千万円、資本準備金の額を一億円減少し、それ資本金の額一千萬円、資本準備金の額を九〇円とするにいたしました。
効力発生日は令和七年十月一日であり、株主総会の決議は、令和七年五月二十六日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月二十日

東京都渋谷区渋谷三丁目1番一一号
株式会社Macbee Aime
代表取締役 松本 将和

第4期決算公告

令和7年8月20日
大阪市西区阿波座二丁目2番18号
いちご西本町ビル7F
フアーマシーとやま株式会社
代表取締役 野田 隆吾

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	212
	固定資産	1,501
	合計	1,713
負純 資 産 及 の び部	流动負債	140
	固定負債	7,200
	資本	△5,628
	資利	1
	益	△5,629
	その他の利益	△5,629
	(うち当期純損失)	(1,668)
	合計	1,713

第6期決算公告

令和7年8月20日
兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号
クリエイトシェアードサービス株式会社
代表取締役 中村 清吾

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	7,725,017
	固定資産	5,442,732
	合計	13,167,749
負純 資 産 及 の び部	流动負債	11,159,534
	固定負債	1,968,419
	資本	39,796
	資利	50,000
	益	1
	その他の利益	△10,205
	(うち当期純利益)	△10,205
	合計	(37,261)
	合計	13,167,749

第29期決算公告

令和7年8月20日
名古屋市港区入船二丁目3番4号
大山商事株式会社
代表取締役 陳 家山

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	42,471
	固定資産	10,114
	合計	52,586
負純 資 産 及 の び部	流动負債	23,801
	固定負債	28,784
	資本	3,000
	資利	25,784
	益	25,784
	その他の利益	(45,990)
	(うち当期純利益)	
	合計	52,586

合併公
告
左記会
社は合
併して
甲は乙の
権利義務
を承継し
ては終了
した。乙は
効力発
生日は令
和7年10
月1日以
て終了
した。最
終内に終
了してお
ります。
この合併
は令和7
年10月1
日から對
年でた。

左記会
社の公
告義務
はありま
せん。
お申し出
下さい。
この合併
は令和7
年10月1
日から對
年でた。

第35期決算公告 令和7年8月20日
北海道稚内市萩見五丁目21番8号
株式会社ヤングリープス

代表取締役 菊谷 和廣

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	29,997
	固定資産	66,018
	合計	96,016
負純 資 産 及 の び部	流动負債	77,022
	固定負債	30,742
	資本	△11,749
	資利	8,000
	益	△19,749
	その他の利益	△19,749
	(うち当期純損失)	(10,894)
	合計	96,016

第4期決算公告 令和7年8月20日

北海道稚内市未広一丁目5番2号

株式会社宗谷リテール

代表取締役 山崎 研治

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	327,875
	固定資産	17,688
	合計	347,528
負純 資 産 及 の び部	流动負債	149,177
	固定負債	198,350
	資本	1,000
	資利	197,350
	益	197,350
	その他の利益	(26,723)
	合計	347,528

吸収分割公
告

左記会社は、吸収分割して甲は乙の運営する

飲食店、日用品等の販売を営む小売店の事業

に

関

する

業

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

のとおりです。

のと

第16期決算公告 令和7年8月20日
宮城県仙台市青葉区福沢町3番33号
株式会社NCアミューズメント
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	209,644
固定資産	1,250,425
総 資産	107
合 計	1,460,177
負純 資産 及の び部	
流動負債	55,541
固定負債	529,547
株主資本	875,088
資本剰余金	50,000
資本準備金	10,000
利益剰余金	10,000
利益準備金	815,088
その他利益剰余金(うち当期純利益)	117,486
合 計	697,601
(55,286)	
合 計	1,460,177

第43期決算公告 令和7年8月20日
宮城県仙台市青葉区福沢町3番33号
株式会社セントラル伸光
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,198,109
固定資産	3,523,198
総 資産	10,170
合 計	4,731,479
負純 資産 及の び部	
流動負債	1,138,157
固定負債	1,851,833
株主資本	1,741,487
資本剰余金	25,750
資本準備金	35,113
利益剰余金	35,113
利益準備金	1,680,623
その他利益剰余金(うち当期純利益)	16,250
合 計	1,664,373
(14,015)	
合 計	4,731,479

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月二十日

宮城県仙台市青葉区福沢町三番三三号

(甲) 株式会社セントラル伸光

代表取締役 清水 文徳

(乙) 株式会社NCアミューズメント

代表取締役 清水 文徳

第2期決算公告 令和7年8月20日
東京都港区西新橋三丁目25番31号
愛宕山PREX3階
株式会社GGM
代表取締役 板坂暢子
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	588,306
固定資産	2,130,000,000
資産合計	2,130,588,306
負純 資産 及の び部	
流動負債	143,166,275
固定負債	2,174,732,100
株主資本	△187,310,069
利益剰余金	1,000,000
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△188,310,069
合計	△188,310,069
負債・純資産合計	2,130,588,306

第6期決算公告 令和7年8月20日
東京都港区西新橋三丁目25番31号
愛宕山PREX3階
株式会社g l a m
代表取締役 板坂暢子
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	3,261,465,143
固定資産	41,281,790
総 資産	8,261,798
資産合計	3,311,008,731
負純 資産 及の び部	
流動負債	1,117,374,009
固定負債	2,100,000,000
株主資本	93,634,722
利益剰余金	10,000,000
緑越利益剰余金(うち当期純利益)	83,634,422
合計	83,634,722
負債・純資産合計	(9,930,712)
負債・純資産合計	3,311,008,731

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月二十日
東京都港区西新橋三丁目二五番三一号
愛宕山PREX3階
株式会社g l a m
代表取締役 板坂暢子

(甲) 株式会社g l a m
代表取締役 板坂暢子

(乙) 株式会社GGM
代表取締役 板坂暢子

第47期決算公告 令和7年8月20日
東京都豊島区東池袋四丁目26番1号
ミナミ・ハウジングサービス株式会社
代表取締役 合沢直晃
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	19,930
固定資産	834
資産合計	20,765
負純 資産 及の び部	
流動負債	6,611
固定負債	18,809
株主資本	△4,656
利益剰余金	10,000
利益準備金	△14,656
合計	700
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△15,356
合計	(24,741)
負債・純資産合計	20,765

第51期決算公告 令和7年8月20日
東京都豊島区東池袋四丁目26番1号
イノーヴ株式会社
代表取締役 合沢直晃
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	622,521
固定資産	732,090
総 資産	
資産合計	1,354,611
負純 資産 及の び部	
流動負債	358,852
固定負債	433,390
株主資本	562,369
利益剰余金	100,000
合計	162,000
利益準備金	162,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	300,369
合計	8,970
負債・純資産合計	291,399
負債・純資産合計	(11,807)
負債・純資産合計	1,354,611

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併の発生日は令和7年9月30日であり、十一日に終了したの株主総会の承認決議は令和7年7月31日でした。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。お問い合わせの際は左記のとおりです。

令和7年8月二十日
東京都豊島区東池袋四丁目二六番一号
ミナミ・ハウジングサービス株式会社
代表取締役 合沢直晃

(甲) 株式会社イノーヴ
代表取締役 合沢直晃

(乙) 株式会社ミナミ・ハウジングサービス
代表取締役 合沢直晃

第11期決算公告 令和7年8月20日
群馬県前橋市問屋町二丁目1番地4
トリニティアグリテクノ株式会社
代表取締役 曽我治夫
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	471,312
合 計	471,312
負純 資産 及の び部	
流動負債	6,140,400
固定負債	△5,669,088
株主資本	1,000,000
利益剰余金	△6,669,088
緑越利益剰余金(うち当期純損失)	△6,669,088
合 計	(607,337)
合 計	471,312

第73期決算公告 令和7年8月20日
長野県上田市常磐城五丁目3番12号
株式会社丸大商店
代表取締役 柴田俊雄
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	133,951,555
固定資産	38,359,490
合 計	172,311,045
負純 資産 及の び部	
流動負債	40,762,612
固定負債	131,548,433
株主資本	10,000,000
利益剰余金	121,548,433
緑越利益剰余金(うち当期純利益)	5,600,000
合 計	60,000,000
別途積立金	55,948,433
合 計	(12,232,812)
合 計	172,311,045

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月二十日
長野県上田市常磐城五丁目三番一二号
株式会社丸大商店
(甲) 株式会社丸大商店
代表取締役 柴田俊雄

(乙) トリニティアグリテクノ株式会社
代表取締役 曽我治夫

第56期決算公告 令和7年8月20日
岐阜市鶴田町三丁目7番地の1
日本ライン交通株式会社
代表取締役 山田健太郎

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	52,739
固定資産	100,673
合 計	153,413
負純資産及のび部	
流動負債	527
株主資本	152,885
資本剰余金	10,000
その他資本剰余金	127,050
利益剰余金	127,050
利益準備金	15,835
その他利益剰余金(うち当期純損失)	5,000
合 計	153,413

第63期決算公告

令和7年8月20日
岐阜市鶴田町三丁目7番地1
日々石油株式会社
代表取締役 山田健太郎

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	51,203
固定資産	15,703
合 計	66,906
負純資産及のび部	
流動負債	6,161
株主資本	60,745
資本剰余金	10,000
利益剰余金	50,745
利益準備金	2,500
その他利益剰余金(うち当期純利益)	48,245
合 計	66,906

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月二十日

岐阜市鶴田町三丁目7番地1
(甲) 日々石油株式会社
代表取締役 山田健太郎

岐阜市鶴田町三丁目七番地の一
(乙) 日本ライン交通株式会社
代表取締役 山田健太郎

第13期決算公告 令和7年8月20日
岐阜県揖斐郡池田町藤代267番地の1
株式会社一心
代表取締役 森 浩幸

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	24,241
固定資産	11,139
合 計	35,380
負純資産及のび部	
流動負債	4,906
固定負債	69,648
株主資本	△39,174
資本剰余金	3,000
利益剰余金	△42,174
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△42,174
合 計	35,380

第7期決算公告 令和7年8月20日
岐阜市薮田南五丁目6番3号

株式会社MORI HD
代表取締役 森 浩幸

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	26,842
固定資産	315,326
合 計	342,168
負純資産及のび部	
流動負債	15,815
固定負債	240,179
株主資本	86,174
資本剰余金	30,000
利益剰余金	35,131
その他利益剰余金(うち当期純利益)	35,131
合 計	342,168

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月二十日

岐阜市薮田南五丁目六番三号
(甲) 株式会社MORI HD
代表取締役 森 浩幸 H D

岐阜県揖斐郡池田町藤代267番地の一
(乙) 株式会社一心
代表取締役 森 浩幸 H D

第69期決算公告 令和7年8月20日
静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川2820番地の35

豊栄産業株式会社
代表取締役 浅野 孝記

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	61,667
固定資産	1,767
合 計	63,435
負純資産及のび部	
流動負債	5,982
固定負債	0
株主資本	57,453
資本剰余金	10,000
利益剰余金	47,453
利益準備金	233
その他利益剰余金(うち当期純利益)	47,220
合 計	63,435

第16期決算公告 令和7年8月20日
静岡県浜松市中央区高丘北一丁目55番13号**静岡ガスコム株式会社**

代表取締役 浅野 孝記

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	417,039
固定資産	848,263
合 計	1,265,302
負純資産及のび部	
流動負債	176,177
固定負債	835,015
株主資本	254,110
資本剰余金	5,000
利益剰余金	249,110
その他利益剰余金(うち当期純利益)	249,110
合 計	1,265,302

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年8月二十日

静岡県浜松市中央区高丘北一丁目五十五番三号
(甲) 静岡ガスコム株式会社
代表取締役 浅野 孝記

静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川二八二〇番地の三五
(乙) 豊栄産業株式会社
代表取締役 浅野 孝記

第64期決算公告 令和7年8月20日
愛知県一宮市開明字神明廓5番地
イトシン興業株式会社
代表取締役 伊藤 昌英

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	97,789
固定資産	22,180
合 計	119,969
負純資産及のび部	
流動負債	18,486
固定負債	44,066
株主資本	57,416
資本剰余金	10,000
利益剰余金	47,416
利益準備金	47,416
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(25,148)
合 計	119,969

第78期決算公告 令和7年8月20日

愛知県一宮市松降一丁目7番7号

伊藤シン株式会社

(旧商号 有限会社伊藤漆染工場)

代表取締役 伊藤 昌英

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	16,094
固定資産	161,778
合 計	177,872
負純資産及のび部	
流動負債	93,497
固定負債	106,913
株主資本	△ 22,537
資本剰余金	3,000
利益剰余金	△ 25,537
利益準備金	17,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	△ 42,537
合 計	177,872

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月二十日

愛知県一宮市松降一丁目七番七号
(甲) 伊藤シン株式会社
代表取締役 伊藤 昌英

愛知県一宮市開明字神明廓5番地
(乙) イトシン興業株式会社
代表取締役 伊藤 昌英

第58期決算公告 令和7年8月20日
名古屋市昭和区山花町124番地
株式会社石川マテリアル
代表取締役 石川喜一朗
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	1,175,596 3,945,099 5,120,695
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 合計	901,002 2,434,393 1,785,300 30,000 6,000 6,000 1,749,300 7,500 1,741,800 (207,424) 5,120,695

第5期決算公告 令和7年8月20日
名古屋市昭和区山花町124番地
Keep Greenホールディングス
株式会社
代表取締役 石川喜一朗
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科 目	金額	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	42,679 542,547 585,226
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 合計	4,354 50,000 530,871 36,000 494,871 494,871 (548) 585,226

吸収分割 左記会社は吸収分割して甲は乙の刈谷シユレットセントラルに関する事業の一部に関することにいたしました。乙はそれを承継されることに異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。令和7年8月20日
名古屋市昭和区山花町一二三四番地
(甲) K e e p G r e e n ホールディングス
株式会社
代表取締役 石川喜一朗
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科 目	金額	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	42,679 542,547 585,226
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 合計	4,354 50,000 530,871 36,000 494,871 494,871 (548) 585,226

第4期決算公告 令和7年8月20日
名古屋市中区栄四丁目16番24号
株式会社BeautyS
代表取締役 稲葉 翔也
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 额	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	1,505 138 1,643
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 合計	115 51,609 △50,082 1,000 △51,082 △51,082 (10,615) 1,643

第6期決算公告 令和7年8月20日
名古屋市中区栄四丁目16番24号
株式会社Next Level
代表取締役 稲葉 翔也
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)(単位:千円)

科 目	金 额	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	28,722 28,397 57,119
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 合計	42,030 21,140 △6,050 1,000 △7,050 △7,050 (3,022) 57,119

合併公告 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。令和7年8月20日
名古屋市中区栄四丁目一六番二四号
(甲) 株式会社Next Level
代表取締役 稲葉 翔也
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)(単位:千円)

科 目	金 额	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	28,722 28,397 57,119
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 合計	42,030 21,140 △6,050 1,000 △7,050 △7,050 (3,022) 57,119

第9期決算公告 令和7年8月20日
名古屋市中区本前田町44番地
株式会社東海厨美
代表取締役 可知 久始
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	146,501 8,865 155,366
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 合計	40,943 113,866 556 20,000 △19,443 △19,443 (8,072) 155,366

第29期決算公告 令和7年8月20日
名古屋市中区本前田町44番地
株式会社東海装美
代表取締役 可知 久始
貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	747,081 148,420 896,501
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 合計	384,503 496,814 15,183 10,000 5,183 5,183 (39,883) 896,501

合併公告 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。令和7年8月20日
名古屋市中区本前田町四四番地
(甲) 株式会社東海装美
代表取締役 可知 久始
貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	747,081 148,420 896,501
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 合計	384,503 496,814 15,183 10,000 5,183 5,183 (39,883) 896,501

決算公告 令和7年8月20日
兵庫県芦屋市六麓莊町25番11号
株式会社ピーユー企画
代表取締役 浦野 好枝
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	2,469 145,193 147,663
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 合計	44,763 180,000 △ 77,099 1,000 △ 78,099 △ 78,099 (1,368) 147,663

決算公告 令和7年8月20日
大阪市西区江戸堀二丁目2番23号
日和不動産株式会社
代表取締役 浦野 幹夫
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	2,158,194 210,572 2,368,767
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 合計	565 2,368,202 5,000 2,363,202 2,363,202 (28,624) 2,368,767

合併公告 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。令和7年8月20日
兵庫県芦屋市六麓莊町二五番二一号
(乙) 株式会社ピーユー企画
代表取締役 浦野 好枝
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	2,158,194 210,572 2,368,767
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 合計	565 2,368,202 5,000 2,363,202 2,363,202 (28,624) 2,368,767

第11期決算公告 令和7年8月20日
埼玉県さいたま市南区文蔵一丁目8番8号
株式会社カイコー
代表取締役 堀田 哲平
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	68,971
固定資産	10,034
合 計	79,006
負純資産及のび部	
流动負債(うち賞与引当金)	102,088 (1,456)
株主資本△	23,082
資本剰余金	5,000
その他資本剰余金	142
利益剰余金	142
その他利益剰余金	28,225
その他利益剰余金(うち当期純損失)	28,225 (38,500)
合 計	79,006

第5期決算公告 令和7年8月20日
大阪府枚方市春日西町二丁目27番33号
ユカエンジニアリング株式会社
代表取締役 堀田 哲平
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	48,162
固定資産	17,748
合 計	65,911
負純資産及のび部	
流动負債(うち賞与引当金)	69,173 (3,912)
株主資本△	3,262
資本剰余金	10,000
利益剰余金	13,262
その他利益剰余金	13,262
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(7,344)
合 計	65,911

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することにいたしました。この合併は令和7年10月1日であります。令和7年9月20日よりお申し出下さい。最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第29期決算公告 令和7年8月20日
大阪府藤井寺市御舟町2番42号
奄美共同住販株式会社
代表取締役 上西由布輝
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	115,265
固定資産	7,130
合 計	122,395
負純資産及のび部	
流动負債	219
定負債	21,928
株主資本△	100,247
資本剰余金	50,000
利益剰余金	50,247
その他利益剰余金	50,247
(うち当期純損失)	(11,003)
合 計	122,395

第13期決算公告 令和7年8月20日
大阪府藤井寺市御舟町12番12号
リコホーム株式会社
代表取締役 辻 正治
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	254,632
固定資産	15,398
合 計	270,031
負純資産及のび部	
流动負債	40,758
定負債	126,440
株主資本△	102,832
資本剰余金	10,000
利益剰余金	92,832
利益準備金	150
その他利益剰余金	92,682
(うち当期純利益)	(7,328)
合 計	270,031

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続いたしました。この合併は令和7年8月20日よりお申し出下さい。最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第9期決算公告 令和7年8月20日
愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
株式会社ディック
代表取締役 大亀 裕
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	3,801
固定資産	151,859
合 計	155,660
負純資産及のび部	
流动負債	319
定負債	222,500
株主資本△	△67,158
資本剰余金	10,000
資本準備金	33,000
利益剰余金	33,000
その他利益剰余金	△110,158
(うち当期純損失)	△110,158 (3,698)
合 計	155,660

第33期決算公告 令和7年8月20日
愛媛県松山市喜与町一丁目2番地2
株式会社Y.O.U.プランニング
代表取締役 大亀 裕
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	460,736
固定資産	2,511,699
合 計	2,972,435
負純資産及のび部	
流动負債	104,620
定負債	890,000
株主資本△	1,977,815
資本剰余金	3,000
利益剰余金	1,974,815
その他利益剰余金	1,974,815
(うち当期純利益)	(149,751)
合 計	2,972,435

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併は令和7年8月20日よりお申し出下さい。最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

決算公告 令和7年8月20日
東京都千代田区平河町一丁目6番15号
株式会社オイシ工
代表取締役 林 大吾
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	4,957
固定資産	13,402
合 計	18,360
負純資産及のび部	
流动負債	136,549
定負債	—
株主資本△	△118,189
資本剰余金	30,000
資本準備金	△148,189
利益剰余金	△148,189
その他利益剰余金	△148,189 (37,006)
負債・純資産合計	18,360

決算公告 令和7年8月20日
長崎県大村市中里町390番地1
株式会社不二養士
(旧商号) 有限会社不二養士
代表取締役 林 大吾
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	95,530
固定資産	54,670
合 計	150,200
負純資産及のび部	
流动負債	36,997
定負債	92,399
株主資本△	20,803
資本剰余金	3,000
利益剰余金	17,803
その他利益剰余金	17,803 (205)
負債・純資産合計	150,200

左記会社は合併して甲(旧商号)有限公司、右記会社は合併して乙(旧商号)は乙の権利義務全部を承継して存続いたしました。この合併は令和7年9月25日までにお申し出下さい。最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第16期決算公告 令和7年8月20日
東京都練馬区栄町28番1号2F
フューチャーイメージ・スポーツ株式会社
代表取締役 澤井 光彦
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	19,865
	固定資産	58
	資産合計	19,923
負純 資 債 及 の び部	流动負債	4,259
	固定負債	22,490
	負債合計	26,749
資 産 及 の び部	株主資本	△6,826
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	△16,826
	その他の利益剰余金	△16,826
	(うち当期純損失)	(3,390)
	純資産合計	△6,826
	負債・純資産合計	19,923

第31期決算公告 令和7年8月20日
東京都練馬区栄町28番1号2F
株式会社アシスト
代表取締役 澤井 光彦
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	25,883
	固定資産	10,651
	資産合計	36,534
負純 資 債 及 の び部	流动負債	15,171
	固定負債	24,722
	負債合計	39,893
資 産 及 の び部	株主資本	△3,359
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	△13,359
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△13,359 (3,293)
	純資産合計	△3,359
負債・純資産合計		36,534

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であります。両社の株主総会の承認決議(甲は会社法第三十九条第一項に基づく議決権を行使する月とができる株主全員の同意)は令和七年九月五日ある予定しております。この合併に對し異議のある債権者は、本公告掲載の合併登記表の要旨は次のとおりです。おおきな下書きを提出して下さい。翌日に対し異議の申出をされた場合は、本件の合併登記を却て行いません。

第8期決算公告

令和7年8月20日
東京都新宿区新宿一丁目28番3号
TSG御苑ビル8F
e Good Life株式会社
代表取締役 植田 秀樹
貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	1,170,837
	資産合計	1,170,837
負純 資產 及の び部	流動負債	37,395,545
	固定負債	54,419,913
	資本	$\Delta 90,644,621$
	資本益	5,000,000
	利益剰余金	$\Delta 95,644,621$
	その他の利益剰余金	$\Delta 95,644,621$
	(うち当期純利益)	(4,908,661)
	負債・純資産合計	1,170,837

第 22 期 決 算 公 告

令和7年8月20日
東京都新宿区新宿一丁目28番3号
T S G 御苑ビル8F
eソリューションサービス株式会社
代表取締役 植田 秀樹

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	199,777,444
	固定資産	176,649,434
	資産合計	376,426,878
負純 債資 産及 び部	流动負債	56,067,661
	固定負債	189,120,851
	資本金	131,238,366
資 本 利 益 その 他 利 益	資本	34,000,000
	剩余金	97,238,366
	(うち当期純利益)	97,238,366
負債・純資産合計		376,426,878

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

決 算 公 告

令和7年8月20日
東京都台東区駒形一丁目4番18号
伸和株式会社

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	86,376
	固定資産	74,863
	資産合計	161,240
負純 債 資 産 及 び部	流動負債	82,101
	固定負債	40,555
	株主資本	38,583
	資本益	70,000
	利益剰余金	△31,416
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	△32,166
	(うち当期純利益)	(8,339)
	負債・純資産合計	161,240

決 算 公 告

決算公告
令和7年8月20日 東京都台東区駒形一丁目4番18号
ムーブ株式会社
代表取締役 緑川 忠男
貸借対照表の裏面 (令和6年9月29日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	421,570
	固定資産	217,365
	資産合計	638,935
負純 債資 産及 び部	流动負債	168,464
	株主資本	470,470
	益益	50,000
	利潤	420,470
	利息	850
	その他の利益	419,620
	(うち当期純利益)	(32,436)
負債・資産合計		638,935

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

決 算 公 告

令和7年8月20日
兵庫県伊丹市大鹿六丁目68番地
ジャパントラック株式会社
代表取締役 金築 励

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)			
	科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	資産	173,129
	固定資産		22,206
	合計		195,335
負純 資 債 及 び部	流動負債	債権	8,569
	固定負債		22,124
	株主資本	資本金	164,642
資 産 及 び部	資本剰余金	金	10,000
	利益準備金	金	154,642
	その他の利益剰余金	金	2,500
	(うち当期純利益)		152,142
	合計		(6,719)
			195,335

決 算 公 告

令和7年8月20日
兵庫県尼崎市稲葉荘四丁目3番16号
ジャパントラック大阪株式会社
代表取締役 金築 励

合併公 告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公 告します。
効力発生日は令和七年十月一日を予定して
おります。
この合併に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌月から一箇月以内にお申し出下さ
ります。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
ります。

第 12 期 決 算 公 告

令和7年8月20日 東京都品川区西五反田二丁目27番3号

株式会社エニシアス

代表取締役社長 玉置 圭介

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	418	流动負債	133
固定資産	76	役員賞与引当金	3
		その他の	129
		固定負債	0
		株主資本	361
		資本金	20
		利益剰余金	341
		利益準備金	5
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	336 (68)
資産合計	495	負債・純資産合計	495

第 27 期 決 算 公 告

令和7年8月20日 東京都港区芝浦三丁目1番1号

株式会社クレスコ・デジタルテクノロジーズ

代表取締役社長 山元 高司

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流动資産	2,143	流动負債	612
固定資産	604	賞与引当金	150
		役員賞与引当金	6
		その他の	454
		固定負債	273
		退職給付引当金	236
		株主資本	1,861
		資本金	100
		利益剰余金	1,761
		利益準備金	25
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	1,736 (277)
資産合計	2,747	負債・純資産合計	2,747

第 10 期 決 算 公 告

令和7年8月20日 東京都港区西新橋1丁目18番6号
クロスオフィス内幸町605号

TakeMe株式会社

代表取締役 董 路

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流动資産	256,162	流动負債	124,258
固定資産	24,822	固定負債	772,458
		株主資本	△910,450
		資本金	20,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	△940,450
		利益準備金	—
		その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△940,450 (108,299)
資産合計	280,985	新株予約権	294,720
		負債・純資産合計	280,985

第 21 期 決 算 公 告

令和7年8月20日 東京都新宿区西新宿7丁目21番3号

ジェット・テクノロジーズ株式会社

代表取締役社長 星野 善教

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流动資産	1,441	流动負債	588
固定資産	72	賞与引当金	77
		その他の	510
		固定負債	400
		役員退職慰労引当金	400
		株主資本	525
		資本金	14
		利益剰余金	511
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	511 (14)
資産合計	1,513	負債・純資産合計	1,513

第 37 期 決 算 公 告

令和7年8月20日 神奈川県秦野市立野台二丁目6番地1

エスティーティー株式会社

代表取締役社長 菅澤 敬文

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流动資産	4,318	流动負債	714
固定資産	2,606	固定負債	559
		退職給付引当金	122
		株主資本	5,650
		資本金	100
		資本剰余金	20
		資本準備金	20
		利益剰余金	5,530
		利益準備金	30
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	5,500 (499)
資産合計	6,924	負債・純資産合計	6,924

第 77 期 決 算 公 告

令和7年8月20日 静岡県静岡市清水区由比北田114-1

いなば食品株式会社

代表取締役社長 稲葉 敦央

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流动資産	17,511	流动負債	15,261
固定資産	21,384	(賞与引当金)	(567)
有形固定資産	13,493	(役員賞与引当金)	(74)
無形固定資産	235	固定負債	12,685
投資その他の資産	7,655	(退職給付引当金)	(588)
		(役員退職慰労引当金)	(776)
		負債合計	27,947
		株主資本	10,918
		資本金	15
		利益剰余金	10,903
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	10,900
		評価・換算差額等	29
		その他有価証券評価差額金	29
資産合計	38,895	純資産合計	10,948
		負債・純資産合計	38,895

損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
売上高	40,919	経常利益	1,937
売上原価	36,699	特別利益	0
売上総利益	4,220	特別損失	593
販賣費及び一般管理	3,103	税引前当期純利益	1,344
営業利益	1,116	法人税、住民税及び事業税	424
営業外収益	1,113	法人税等調整額	△ 92
営業外費用	293	当期純利益	1,012

第 22 期 決 算 公 告

令和7年8月20日 石川県金沢市本町二丁目11番7号

クレスコ北陸株式会社

代表取締役社長 佐々木 聰

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流动資産	842	流动負債	274
固定資産	46	賞与引当金	54
		役員賞与引当金	6
		その他の	214
		株主資本	614
		資本金	50
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
		利益剰余金	559
		利益準備金	7
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	552 (87)
資産合計	889	負債・純資産合計	889

第7期決算公告

令和7年8月20日

兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号株式会社四国ファーマシー
代表取締役 中村 清吾

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 10,456
	合 計 10,456
負純 資産 及の び部	流动負債 2,529
	固定負債 53,569
	株主資本 △45,642
	資本剰余金 1
	利益剰余金 △45,643
	その他利益剰余金 △45,643
	(うち当期純損失) (1,101)
	合 計 10,456

第28期決算公告

令和7年6月12日

沖縄県うるま市州崎14番17

株式会社スピア

代表取締役社長 能登 雄太

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 161,954
	固定資産 11,239
	資産合計 173,193
負純 資産 及の び部	流动負債 41,456
	貯蓄引当金 7,568
	役員賞与引当金 235
	株主資本 131,737
	資本剰余金 10,000
	利益準備金 123,687
	利益剰余金 2,500
	繰越利益剰余金 121,187
	(うち当期純利益) (30,191)
	自己株式 △1,950
	負債・純資産合計 173,193

第88期決算公告

令和7年8月20日

東京都墨田区墨田一丁目6番7号

ナガセケンコー株式会社

代表取締役 松岡孝太郎

貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 1,281,070
	固定資産 2,792,082
	資産合計 4,073,152
負純 資産 及の び部	流动負債 358,007
	固定負債 2,761,489
	退職給付引当金 89,757
	その他の負債 2,671,732
	負債合計 3,119,497
負債及び純資産の部	株主資本 953,655
	資本剰余金 70,000
	資本準備金 193
	利益準備金 193
	その他利益剰余金 1,092,869
	利益準備金 15,603
	その他利益剰余金 1,077,265
	(うち当期純利益) (397)
	自己株式 △209,407
	純資産合計 953,655
	負債・純資産合計 4,073,152

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

第16期決算公告

令和7年8月20日

沖縄県名護市字喜瀬1343番地1

株式会社ホスピタリティシステムズ

代表取締役 中金 春樹

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 808,375
	固定資産 18,551
	合 計 826,927
負純 資産 及の び部	流动負債 233,851
	固定負債 593,076
	株主資本 10,000
	資本剰余金 595,637
	資本準備金 595,637
	利益剰余金 △12,561
	その他利益剰余金 △12,561
	(うち当期純損失) (12,561)
	合 計 826,927

第1期決算公告

令和7年8月20日

京都府福知山市字天田391番地の乙

株式会社HRホールディングス

代表取締役 堀 康人

貸借対照表の要旨

(令和6年8月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 33,281
	合 計 33,281
負純 資産 及の び部	流动負債 30,506
	固定負債 1,917
	株主資本 857
	資本剰余金 1,000
	利益剰余金 △142
	その他利益剰余金 △142
	(うち当期純損失) (3,886)
	合 計 33,281

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲のアクセス事業および電気設備事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 下記のとおりです。

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

(丙) 令和7年8月20日

京都府福知山市字天田三九一番地の乙

株式会社堀通信

(甲) 株式会社堀通信

代表取締役 堀 康人

(乙) 株式会社H o r i l D e i n g s

代表取締役 堀 康人

(丙) 株式会社堀通信

代表取締役 堀 康人

第16期決算公告

令和7年8月20日

沖縄県名護市字喜瀬1343番地1

株式会社ホスピタリティシステムズ沖縄

代表取締役 中金 春樹

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 33,281
	合 計 33,281
負純 資産 及の び部	流动負債 30,506
	固定負債 1,917
	株主資本 857
	資本剰余金 1,000
	利益剰余金 △142
	その他利益剰余金 △142
	(うち当期純損失) (3,886)
	合 計 33,281

第43期決算公告

令和7年8月20日

京都府福知山市字天田391番地の乙

株式会社堀通信

代表取締役 堀 康人

貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在)(単位:百万円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 3,942
	固定資産 1,473
	合 計 5,417
負純 資産 及の び部	流动負債 3,345
	固定負債 2,071
	株主資本 45
	資本剰余金 2,026
	利益剰余金 9
	その他利益剰余金 2,017
	(うち当期純利益) (22)
	合 計 5,417

第20期決算公告

令和7年8月20日

名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル16階
株式会社ウェイストボックス
代表取締役 鈴木修一郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,260,166	流动負債	208,428
固定資産	48,858	賞与引当金	13,717
		固定負債	83,578
		株主資本	1,017,018
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	181,000
		利益剰余金	181,000
		その他利益剰余金	736,018
		(うち当期純利益)	736,018
資産合計	1,309,025	負債・純資産合計	1,309,025

第65期決算公告

2025年6月24日 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北山158番地

株式会社エッチ・ピー・あいち

代表取締役社長 中尾 耕司

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	544,030	流动負債	265,325
固定資産	200,892	賞与引当金	59,289
		固定負債	420,308
		株主資本	10,000
		資本剰余金	712,265
		資本準備金	337,790
		利益剰余金	△301,957
		その他利益剰余金	20,000
		(うち当期純損失)	△321,957
資産合計	744,923	負債・純資産合計	744,923

令和7年8月二十日

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

合併公告

東京都目黒区下目黒三丁目七番二二号

(甲) ヤマキ電気株式会社

代表取締役 八巻 一公

福島県郡山市田村町上行合字北川田六番

代表取締役 八巻 一公

第75期決算公告

令和7年8月20日 東京都目黒区下目黒三丁目7番22号

ヤマキ電気株式会社

代表取締役 八巻 一公

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,501,145	流动負債	267,814
固定資産	800,201	固定負債	280,745
		負債合計	548,559
		株主資本	1,752,787
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	10,328
		利益剰余金	10,328
		利益準備金	1,849,967
		その他利益剰余金	55,525
		(うち当期純利益)	1,794,442
		自己株式	(78,769)
		純資産合計	△157,509
資産合計	2,301,346	負債・純資産合計	2,301,346

第39期決算公告

令和7年8月20日

福島県郡山市田村町上行合字北川田6番地4

ヤマキ電気福島株式会社

代表取締役 八巻 一公

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	84,771	流动負債	200,465
固定資産	39,168	負債合計	200,465
		株主資本	△76,525
		資本剰余金	25,000
		その他資本剰余金	122,373
		利益剰余金	122,373
		その他利益剰余金	△223,898
		(うち当期純損失)	△223,898
資産合計	123,940	純資産合計	△47,949
		負債・純資産合計	123,940

第54期決算公告

令和7年8月20日 群馬県高崎市上豊岡町570番地2

株式会社第一ガス

代表取締役 河原塚卓寿

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	183,519	流动負債	55,248
固定資産	43,542	(賞与引当金)	(3,302)
		固定負債	27,456
		(退職給付引当金)	(21,857)
		負債合計	82,704
		株主資本	144,357
		資本剰余金	10,000
		利益剰余金	134,357
		その他利益剰余金	3,000
		(うち当期純損失)	131,357
資産合計	227,061	純資産合計	(20)
		負債・純資産合計	144,357

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、三社までに終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.mitsuuroko-vessel.com/>

(乙及び丙) 下記のとおりです。

令和七年八月二十日 東京都中央区京橋三丁目一番一号

(甲) 株式会社ミツウロコヴェッセル草津
代表取締役 吉澤 賢二
(乙) 株式会社ミツウロコヴェッセル草津
代表取締役 代田 勝
(丙) 株式会社第一ガス
代表取締役 河原塚 卓寿

第12期決算公告

令和7年8月20日
愛知県豊明市三崎町中ノ坪24番20
ヘルスケアサポート株式会社
代表取締役 南部 淳

貸借対照表の要

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	107,660
流動資産	11,866
合 計	119,526
負純 資產 及の び部	43,478
流動負債	400
固定資本	75,647
定王資本	1,000
負資益利	74,647
資本剩餘	74,647
資本その他利益	(うち当期純利益)
合 計	119,526

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 東海愛知新聞

第 45 期決算公告

埼玉県さいたま市桜区町谷二丁目23番17号
株式会社ドラジエ

代表取締役 渡邊 弘之
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	210,214
	8,050
資 産 合 計	218,265
流動資産	195,261
	17,434
固定資産	5,569
	25,000
負債	15,000
	5,000
純資産	10,000
	△34,430
資産及 び部	△34,430
	(21,946)
負債・純資産合計	218,265

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は令和七年九月二十五日に株主総会の承認決議を得る予定であり、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はございません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載官報

第 66 期決算公告

東京都渋谷区南平台町13番3号

トービ商事株式会社

代表取締役 志場 幹雄
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	27,543
	固定資産	213,173
	資産合計	240,716
負純 債資 産及 び部	流动負債	114,199
	固定負債	94,272
	資本	32,245
利 益 の 部	本益	10,000
	剰余	28,512
	準備	2,500
利 益 の 部	その他利益	26,012
	(うち当期純利益)	(7,238)
	自己株式	△6,268
負債・純資産合計		240,716

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

(甲・乙・丙) 次のとおりです。

(丁) 計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十日

東京都渋谷区南平台町一三番三号

(甲) 株式会社トービ
代表取締役 吉田 伸雄

第 51 期決算公告 令和 7 年 8 月 20 日

東京都練谷区南平台町13番3号

東京都渋谷区南千日町13番3号
株式会社トービヨービズカンター

株式会社トーテックシステム
代表取締役 吉岡 鮎雄

科 目		金額(千円)
資の部	流動資産	88,907
	固定資産	536,494
	資産合計	625,401
負純 債 資 及 の び部	流動負債	78,379
	固定負債	403,902
	株主資本	143,120
	本益剩餘金	10,000
	利息準備金	234,592
	その他の利益	2,840
	(うち当期純利益)	231,752
	自己株式	(51,253)
	負債・純資産合計	△101,472

第 63 期 決 算 公 告

第

令和 7 年 8 月 20 日

東京都涉谷区南平台町13番3号

株式会社トービ

株式会社
代表取締役 志場 幹雄
貸借対照表の要旨

資本の変動		(令和7年1月31日現在)		(単位:千円)	
科 目	金 額	科 目	金 額		
流動資産	896,610	流动負債	332,957		
固定資産	2,125,366	固定負債	1,100,235		
		株主資本	1,588,785		
		普通股	45,000		
		利益剰余金	1,543,785		
		利益準備金	12,600		
		その他利益剰余金	1,531,185		
		(うち当期純利益)	(39,377)		
資産合計	2,021,974	負債・純資産合計	2,021,974		

第37期決算公告

令和7年8月20日
石川県金沢市無量寺町二12番地11
株式会社北洋工業
代表取締役 北村 直樹

貸借対照表の要旨(令和6年12月20日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	18,885
	固定資産	48,749
	合計	67,634
負純 資 産 及 の び部	流动負債	813
	固定負債	—
	株主資本	66,821
	資本剰余金	40,000
	利益剰余金	26,821
	利益準備金	80
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	26,741 (504)
	合計	67,634

第1期決算公告 令和7年8月20日

石川県金沢市無量寺町二12番地11

株式会社 KITAMURAホールディングス

代表取締役 北村 直樹

貸借対照表の要旨(令和6年12月20日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	531
	固定資産	1,609,777
	合計	1,610,308
負純 資 産 及 の び部	流动負債	358
	固定負債	1,000
	株主資本	1,608,950
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	1,599,776
	利益剰余金	1,599,776
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	△826 (826)
	合計	1,610,308

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。令和七年八月二十日

第5期決算公告

令和7年8月20日
神戸市兵庫区荒田町一丁目19番11号2階
株式会社オラブロ
代表取締役 渕上 慎悟

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	722
	固定資産	1,243
	合計	1,965
負純 資 産 及 の び部	流动負債	575
	固定負債	9,732
	株主資本	△8,342
	資本剰余金	1,000
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	△9,342 △9,342 (212)
	合計	1,965

第6期決算公告

令和7年8月20日
神戸市兵庫区上沢通一丁目1-25
株式会社KCパートナーズ

代表取締役 久保田 誠
貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	3,371
	固定資産	33,501
	合計	37,054
負純 資 産 及 の び部	流动負債	6,352
	固定負債	2,501
	株主資本	28,201
	資本剰余金	1,000
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	27,201 27,201 (7,653)
	合計	37,054

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継したことを承認した。この合併の承認は令和七年十月一日であり、令和七年九月二十日の合併生日前日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。令和七年八月二十日

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

令和7年8月20日にサービスを終了しました、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号(または名称)
株式会社VIC GAME STUDIOS JAPAN
2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
2025年8月20日(水)10:00時点で未使用のios/Android『ブラッククローバーモバイル 魔法帝への道 The Opening of Fate』のゲーム内通貨:有償ブラッククリスタル
3. 払戻しの申出期間
2025年8月20日(水)10:00~11月17日(月)10:00

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

○申出の方法

1. 「ブラッククローバーモバイル」公式フォーラム(<https://bclover-forum.vicgame.jp/>)へアクセスしていただき、トップページに掲載されている「払戻しに関するご案内」から払戻し手続き案内のページへ遷移してください。
2. 本人確認、及び払戻し対象となる残高の確認を致しますので、【Google フォーム払戻し申請窓口(<https://forms.gle/qy9VrjCmSggD2qF97>)】に進んで以下の情報をご入力ください。
 - ・メールアドレス
 - ・ブラックモードのAID(※サービス終了後はゲームに接続できません。事前にお控えください。)
 - ・ブラックモードニックネーム
 - ・申請者様の生年月日
 - ・未使用の有償ブラッククリスタルの数量
 - ・購入商品の商品名や購入時期及び注文番号が記載された明細のスクリーンショット(1つ以上)
 - ・その他、お問い合わせ内容、ご不明点や補足事項がありましたらご記載ください。

○払戻しの方法

3. 当社にて申請いただいた内容の確認後、株式会社DGフィナンシャルテクノロジーが運営する「CASH POST(キャッシュポスト)」サービスを通じて、当該サービスから提供される払戻し方法(銀行振込、ローソン店頭、セブン銀行ATMでの受取からお客様が希望の受取方法を選択)のご案内メールが届きます。なお、払戻しにかかる手数料は、株式会社VIC GAME STUDIOS JAPANにて負担いたします。

※払戻し申請にて、記載内容に不備等が確認された場合、お客様のメールアドレス宛に弊社よりご連絡をさせていただきます。

○払戻しに関する問い合わせ先

払戻しに関するサポート窓口：https://vicgamedstudiosjapan.zendesk.com/hc/ja/requests/new?ticket_form_id=45735142452889
〒160-0023 東京都新宿区西新宿3丁目7-30
フロンティアグラン西新宿10階

03-5990-5130
vicjp@vicgamedstudios.com

〒160-0023 東京都新宿区西新宿3丁目7-30
フロンティアグラン西新宿10階
株式会社VIC GAME STUDIOS JAPAN
令和7年8月20日

第45期決算公告 令和7年8月20日
大分県大分市今津留一丁目14番8号
株式会社舞鶴酒販
代表取締役 堀田 浩二

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	300,960
固定資産	419,684
合 計	720,644
負純 資産 及の び部	
流動負債	113,969
固定負債	312,832
資本	294,116
資本利益	10,000
資本利益別途積立金	4,238
その他の利益	279,878
資本利益別途積立金	300
その他の利益	2,000
合 計	277,578
(うち当期純利益)	(36,138)
合 計	720,644

合併 公告
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 (甲) 左記のとおりです。
 (乙) 計算書類の公告義務はありません。

大分県大分市今津留一丁目14番8号
 大分県大分市今津留一丁目14番8号
 代表取締役 堀田 浩二
 会社名 堀田 浩二
 住所 今津留一丁目14番8号
 会社名 堀田 浩二
 住所 今津留一丁目14番8号
 二販

左記会社は吸収分割して甲及び乙は内の船舶貸渡事業及び船舶管理事業に関する権利義務を承継し丙はそれを承継させることにいたしましたので公報します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表及び損益計算書の要旨ならびに丙の最終貸借対照表及び損益計算書の要旨は次のとおりです。

第4期決算公告
 令和7年8月20日
 愛媛県今治市波方町郷甲1307番地8
今波汽船株式会社
 代表取締役 大河内源二

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	589,094
固定資産	10,551,495
繰延資産	274
資 産 合 計	11,140,864
負純 資産 及の び部	
流動負債	167,786
固定負債	16,766,320
資本	△5,793,242
資本利益	1,000
資本利益別途積立金	△5,794,242
その他の利益	△5,794,242
資本利益別途積立金	(865,189)
負債・純資産合計	11,140,864

第5期決算公告
 令和7年8月20日
 愛媛県今治市波方町郷乙409番地118
海山海運株式会社
 代表取締役 大河内源二

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	685,726
固定資産	8,352,481
繰延資産	386
資 産 合 計	9,038,594
負純 資産 及の び部	
流動負債	123,291
固定負債	14,298,397
資本	△5,383,094
資本利益	1,000
資本利益別途積立金	△5,384,094
その他の利益	△5,384,094
資本利益別途積立金	(88,692)
負債・純資産合計	9,038,594

第5期決算公告

令和7年8月20日

愛媛県今治市波方町郷甲1307番地25

新洞雲汽船株式会社

代表取締役 大河内源二

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	5,162,000	流動負債	234,632
固定資産	15,364,317	固定負債	20,402,997
		資本	△111,312
		資本利益	1,000
		資本利益別途積立金	△112,312
資 产 合 计	20,526,318	負債・純資産合計	20,526,318

損益計算書の要旨
(自令和5年6月1日)
(至令和6年5月31日)

科 目	金額
売上高	2,744,162
売上原価	2,850,890
売上総費用及び一般管理費	106,727
販賣業常業外費用	552,968
損失	659,696
損益用失	27
税引前当期純損失	444,259
法人税、事業税	1,103,928
税引前当期純損失	1,103,928
法人税等調整額	20,035
法人税等調整額	101,274
損失	1,225,238

第7期決算公告

令和7年6月30日

東京都中央区湊一丁目1番12号

HSB鐵砲洲

株式会社オーシャン・ジオフロンティア

代表取締役 大岡 靖

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 额
資の 産部	
流動資産	1,791
固定資産	125
資 产 合 计	1,917
負債及び純資産の部	
流動負債	490
賞与引当金	23
休暇買取引当金	7
出向者退職給与引当金	5
資本	12
資本利益	1,414
資本利益別途積立金	99
資本利益	61
資本利益別途積立金	61
資本利益	1,254
資本利益別途積立金	1,254
その他の利益	(141)
負債・純資産合計	1,917

第52期決算公告

令和7年8月20日

千葉県市原市椎津856番地6号

オガワ産業株式会社

代表取締役 鈴木 正浩

貸借対照表の要旨
(令和7年5月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 额
資の 産部	
流動資産	375,885
固定資産	99,472
資 产 合 计	475,357
負債及び純資産の部	
流動負債	221,542
(賞与引当金)	(2,367)
固定負債	34,202
(退職給付引当金)	(9,855)
(役員退職慰労引当金)	(23,052)
負債合計	255,745
株主資本	201,968
資本剰余金	10,000
資本利益	24,773
資本利益別途積立金	167,195
その他の利益	3,000
資本利益別途積立金	164,195
評価・換算差額等	(19,942)
有価証券評価差額金	17,644
純資産合計	219,612
負債・純資産合計	475,357